

『朱子語類』卷一四〜一八訳注（七）

宇佐美文理小笠智章・田訪・陳佑真・中純夫・福谷彬・松葉久美子・廖明飛

『朱子語類』卷一六「大学」四（132〜209条）

傳七章釋正心修身（承前）

132条

問。忿懣、恐懼、憂患、好樂、皆不可有否。曰。四者豈得皆無。但要得其正耳、如中庸所謂喜怒哀樂發而中節者也。去偽

質問した。「忿懣、恐懼、憂患、好樂は、どれも有ってはならないのでしようか。」先生は言われた。「この四者は、どれも無いなどということがありますか。ただ、（これらの情が発動した時に）心の正しさを得なければならぬのだ。『中庸』の『喜怒哀樂發して節に中る』のことだ。」金去偽録

〔注〕

（1）「四者豈得皆無。但要得其正耳」『大学章句』伝七章に、「蓋是四者、皆心之用、而人所不能無者。然一有之而不能察、則欲動情勝、而其用之所行、或不能不失其正矣。」とある。

〔校勘〕
○朝鮮古写本には、記録者名「去偽」の後に、以下の双行小注が有る。○
案謨録同 ○人傑録亦同而畧云忿懣（右上、士。ウ冠下、是の日は田）
恐懼憂患好樂不謂皆無但每要得其正如中庸所謂喜怒哀樂發而中節是也。」

（2）「喜怒哀樂發而中節」『中庸章句』第一章「喜怒哀樂之未發、謂之中。發而皆中節、謂之和。」朱熹の注は「喜怒哀樂、情也。其未發、則性也、無所偏倚、故謂之中。發皆中節、情之正也、無所乖戾、故謂之和。」

133条

〔訳〕

心有喜怒憂樂、則不得其正、非謂全欲無此、此乃情之所不能無。但發而中節、則是。發不中節、則有偏而不得其正矣。 端蒙

〔校勘〕

○朝鮮古写本にこの条無し。

〔訳〕

「心に喜怒哀樂の情があれば、心は正しさを得られない」とは、これらの情を全くなくそうと言うのではない。これらはまさに情として無いわけにはいかないものなのだ。ただ、情が発動しても（過不及のない）節度に入ればそれでよい。発動して節度に入らなければ、情に偏りがあって心の正しさを得ることはできないのだ。 程端蒙録

〔注〕

- (1) 「心有喜怒哀樂、則不得其正」 『大学或問』に「或問。人之有心、本以應物。而此章之傳、以爲有所喜怒哀樂、便爲不得其正。」とあり、続けて答えを示して「唯其事物之來、有所不察、應之既或不能無失。且又不能不與俱往、則其喜怒哀樂、必有動乎中者、而此心之用始有不得其正者耳。傳者之意、固非以心之應物、便爲不得其正、而必如枯木死灰、然後乃爲得其正也。」とある。
- (2) 情の「中節」と「偏」については、本卷一三二条の注(2)、また一三五条の注(11)を参照。

134条

好、樂、憂、懼四者、人之所不能無也、但要所好所樂皆中理。合當喜、不得不喜。合當怒、不得不怒。 節

〔校勘〕

○朝鮮古写本 本条冒頭に「在正心有非是無」の七字有り。

〔訳〕

好（好む）、樂（望む）、憂（憂える）、懼（恐れる）の四つは、人には無いわけにはいかないものであるが、ただ、好むこと望むことがみな理に適っていないと喜ぶべきは喜ばざるを得ないし、怒るべきは怒らざるを得ない。 甘節録

〔注〕

- (1) 「樂」 『大學章句』傳七章「有所好樂」の朱注に「好、樂、並去聲。」とある。『論語』「雍也」「子曰、知者樂水、仁者樂山。知者動、仁者靜。知者樂、仁者壽。」朱注に「樂、上二字並五教反。下一字音洛。」とあり、「樂水」「樂山」について「樂、喜好也」とする。好む、願う、望むといった意。
- (2) 「合當喜、不得不喜。合當怒、不得不怒」「合當」は二字で、当然すべきである。『語類』の用例は、卷六二、一四三条、林夔孫録（IV 1516）「問和。曰。只是合當喜、合當怒。如這事合喜五分、

自家喜七八分、便是過其節。喜三四分、便是不及其節。」など。

る、などということあろうか。程端蒙録

(3) 本条の内容に関しては、以下も参照すべきである。『河南程氏遺書』
卷二上「善則理當喜、惡則理當惡（原注「一作怒」）。」また『河南程氏文集』卷二、明道「答橫渠先生定性書」「聖人之喜、以物之當喜、聖人之怒、以物之當怒。是聖人之喜怒、不繫於心、而繫於物也。是則聖人豈不應於物哉。」

135条

四者人所不能無也、但不可為所動。若順應將去、何不得其正之有。如顔子不遷怒、可怒在物、顔子未嘗為血氣所動而移於人也。則豈怒而心有不正哉。端蒙

〔注〕
(1) 「若順應將去」「將去」は、くしていく。「順應將去」は、順應していく。「將」は「以」に同じ。「順應」については以下を参照。『河南程氏文集』卷二、明道「答橫渠先生定性書」「所謂定者、動亦定、靜亦定。君子之學、莫若廓然而大公、物來而順應。」
(2) 「顔子不遷怒」出典は『論語』「雍也」「哀公問。弟子孰為好學。孔子對曰。有顔回者好學、不遷怒、不貳過。不幸短命死矣。今也則亡、未聞好學者也。」朱熹集注「怒於甲者、不移於乙。」

〔校勘〕
○朝鮮古写本にこの条無し。

〔訳〕

(忿懣、恐懼、好楽、憂患の) 四つは人に無いわけにはいかないものであるが、ただ、(これらに心が) 動かされてはならない。これらの情に順応してゆくなら、どうして「心の正しさを得られない」ことなどあろうか。顔回の「怒りを遷さず」の例は、怒るべきは物事にあり、顔回は(怒っても)己の血気に動かされて他人に(その怒りの矛先を)向けることはなかったのだ。だから、怒れば心が正しくなくな

(3) 「可怒在物」本卷一三四条の注(3)に引く『河南程氏文集』卷二、明道「答橫渠先生定性書」を参照。また『河南程氏遺書』卷一八「問。不遷怒、不貳過、何也。語録有怒甲不遷乙之說、是否。曰。是。曰。若此則甚易、何待顔氏而後能。曰。只被說得粗了、諸君便道易、此莫是最難。須是理會得因何不遷怒。如舜之誅四凶、怒在四凶、舜何與焉。蓋因是人可怒之事而怒之。聖人之心、本無怒也。：若聖人、因物而未嘗有怒。」同卷二三「小人之怒在己、君子之怒在物。小人之怒、出於心、作於氣、形於身、以及於物、以至無所不怒、是所謂遷也。若君子之怒、如舜之去四凶。」また、「二程粹言」卷下「子曰。顔子之怒在物而不在己、故不遷。」『二程外書』卷三「喜怒在事、則理之當喜怒也。不在血氣、則不遷。」これらはいずれも注(2)に引いた『論語』「雍也」の条の朱熹集注に「程子曰」として触れられている。

136条

正心、却不是將此心去正那心。但存得此心在這裏、所謂忿懣、恐懼、好樂、憂患自來不得。 賀孫

〔校勘〕

○「在這裏」の「裏」 萬曆本、和刻本は「裡（左、しめす偏）」に作る。

〔訳〕

「心を正す」とは、この心であの心を正すということではない。ただこの心をしっかりと保っていられば、所謂「忿懣、恐懼、好樂、憂患」は自ずと起り得ないのだ。 葉賀孫録

〔注〕

〔1〕「將此心去正那心」「將」は「以」に同じ。「將…去」は「…で（を）…する」。なお、心を「此」「那」などと分るべきでないとする考

え方について、次を参照。『朱文公文集』卷六七「觀心說」、「或問。佛者有觀心說、然乎。曰。夫心者、人之所以主乎身者也。一而不二者也。為主而不為客者也。命物而不命於物者也。…心則一也。以正不正而異其名耳。…非以道為一心、人為一心、而又有二心以精一之也。夫謂操而存者、非以彼操此而存之也。舍而亡者、非以彼舍此而亡之也。心而自操則亡者存、舍而不操則存者亡耳。…釋

氏之學、以心求心、以心使心、如口齟口、如目視目、其機危而迫、其途險而塞、其理虛而其勢逆。蓋其言雖有若相似者而其實之不同、蓋如此也。」

〔2〕「在這裏」 ここでは上の動作の確実さを言う。(三浦國雄『朱子語類』抄、五十頁を参照。)

〔3〕「自來不得」「來不得」は既出。「動詞不得」は、その動作が不可能であることを表す。『語類』卷一二、七一条、董銖録（一、207）「所以程先生說敬字、只是謂我自有一箇明底物事在這裏。把箇敬字抵敵、常常存箇敬在這裏、則人欲自然來不得。」など。

137条

問。忿懣、恐懼、好樂、憂患、皆以有所為言、則是此心之正不存、而是四者得以為主於内。曰。四者人不能無、只是不要它留而不去。如所謂有所、則是被他為主於内、心反為它動也。 道夫

〔校勘〕

○「以為主於内。曰」 朝鮮古写本は、「内」と「曰」との間に、「吾身不得而主宰矣、然是四者固心之所發、而人所不能無、惟在於誠其意、使私情邪念不入于中、則四者自不為吾心之累」の四十八字が有る。

○「只是不要它留」の「留」 朝鮮整版本は「畱」に作る。
○「只是不要它留」「心反為它動也」の「它」 成化本、朝鮮古写本、朝鮮整版本は「他」に作る。

〔訳〕

質問した。「『大学』では）忿懣、恐懼、好樂、憂患は、すべて『有所』（具体的に対象がある）と表現していますから、（そのようなときには）この心の正しさはなく、（これらの）四者が心の内の主となっていると考えられるのでしょうか。」先生は言われた。「この四つは人に無いわけにはいかないのだが、ただこれらを心中にとどめてしまつてはいけない。『有所』とあるのは、それらが心の内の主となつてしまつて、心が逆にそれらに動かされることなのだ。」楊道夫録

〔注〕

（1）「以有所為言」『大学章句』伝七章では、「身有所忿懣、則不得其正。有所恐懼、則不得其正。有所好樂、則不得其正。有所憂患、則不得其正。」と、四者についてすべて「有所」としている。なお、朱熹は「身有所」の「身」を「心」と解しているが、これについては本卷一三九条の注（1）を参照。

（2）「為、主於内」心の主となる。程頤（伊川）の「主一無適」「主敬」の説を襲っている。伊川は、一事が主となれば思慮が紛擾する憂いはない。その一は敬であり、敬を主とすれば心は何ものにも奪われない（適くことなし）として、「主敬」の修養法を説いた。『河南程氏遺書』卷一五「人心不能不交感萬物、亦難爲使之不思慮。若欲免此、唯是心有主。如何爲主。敬而已矣。有主則虛、虚謂邪不能入。無主則實、實謂物來奪之。今夫瓶罌、有水實内、則雖江

海之浸、無所能入、安得不虚。無水於内、則停注之水、不可勝注、安得不實。大凡人心、不可二用、用於一事、則他事更不能入者、事爲之主也。事爲之主、尚無思慮紛擾之患、若主於敬、又焉有此患乎。所謂敬者、主一之謂敬。所謂一者、無適之謂一。且欲涵泳主一之義、一則無二三矣。」（この条は『近思錄』存養篇に採録されている。）

また、ここに見える伊川の「有主則虚」「無主則實」というとらえ方は、本卷一三二条にも窺える。

（3）「只是不要它留而不去」本卷一三二条の「只是不可留滞而不消化。」と同意。

（4）「被」受身を表す。「被」で「に」される。

138条

大學七章、看有所二字。有所憂患、憂患是合當有、若因此一事而常留在胸中、便是有。有所忿懣、因人之有罪而撻之、才撻了、其心便平、是不有。若此心常常不平、便是有。恐懼、好樂亦然。 泳

〔校勘〕

○「二字」和刻本は「一字」に作る。

○「常留在胸中」の「留」朝鮮整版本は「留」に作る。

○「常留在胸中」の「胸」成化本、朝鮮古写本、朝鮮整版本は「胷」に作る。

○「若此心常常不平」「常常」を伝経堂本以外の諸本は全て「常又」に作る。賀瑞麟「朱子語類正譌」「常當不 原作又、非。」

〔訳〕

『大学』（伝）七章では、「有所」の二字を読み取りなさい。「憂患する所有れば」（憂えることが有れば）とは、憂えることは有って当然なのだが、もしもその一事があることからいつまでもそれが胸中に留まっているようなら、それはとりもなおさず（憂いが心に）「有る」ということだ。「忿懣する所有れば」とは、人に罪があるからと彼を撻（むちうち）の刑にするとして、その刑が終わるや否やその心が平らかになるのであれば、（怒りの情は「無くなった」のだ。もしも心がいつまでも平らかでないとすれば、それはつまり（怒りの情が）「有る」ということだ。「恐懼」「好楽」も、やはり同様だ。 湯泳録

〔注〕

- (1) 「才……便——」 呼応して用いられて、「……するや否やすぐ——だ」の意。三浦國雄『朱子語類』抄』四九頁参照。ここでは、「少しでも……であれば、それがとりもなおさず——だ」の意。
- (2) 「有罪而撻之」 『周禮』地官、胥「凡有罪者撻戮而罰之。」による。
- (3) 記録者「泳」 湯泳、字は叔永。「湯泳字叔永。丹陽人。乙卯所聞。池録三三。」（朱子語録姓氏）。同名の記録者「胡泳」の場合にのみ、姓を冠して区別する。（田中謙二『朱門弟子師事年攷』。『田中謙二著作集』卷三、二八八頁、汲古書院、平成一三年二月六日）。

また、陳榮捷『朱子門人』一三三九頁。卷一四、三四条注（2）、同、一三二条注（3）を参照。

139条

心有所忿懣、則不得其正。忿懣已自粗了。有事當怒、如何不怒。只是事過、便當豁然、便得其正。若只管忿怒滯留在這裏、如何得心正。心有所好樂、則不得其正。如一箇好物色到面前、真箇是好、也須道是好。或留在這裏、若將去了、或是不當得他底、或偶然不得他底、便休。不可只管念念著他。 賀孫

〔校勘〕

- 「自粗」の「粗」 成化本、朝鮮古写本は「麤」に作る。朝鮮整版本は「麤」に作る。
- 「只管」の「管」 二箇所とも、萬曆本、和刻本は「管」に作る。
- 「留在這裏」の「留」 二箇所とも、朝鮮整版本は「畱」に作る。
- 「留在這裏」の「裏」 二箇所とも、萬曆本、和刻本は「裡」（左、しめす偏）に作る。
- 「箇」 二箇所とも、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「个」に作る。
- 「念念著」の「著」 成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「着」に作る。

〔訳〕

「心に忿懣する（怒る）ことがあれば、心は正しさを得られない」について。怒りはそれ自体、粗雑だ。怒るべき事があれば、どうして怒らないであろうか。ただ、事が過ぎれば、すぐに心はひろびろ晴れ晴れとなるはずで、それですぐさま心の正しさを得られる。もしもひたすら怒りが心の内に滞っているようならば、どうして心は正しいあり方でいられようか。

「心に好樂する（好み望む）ことが有れば、心は正しさを得られない」について。もしよ好い物が目の前にやって来たとして、それが本当に好い物なら、やはり「これは好い」と言うべきだ。（それを）心に留めて好み望み続けていても、もしそれを誰かが持ち去ってしまったとしたら、それは手に入れるべきものではなかったか、あるいはたまたま手に入れられないものだったのであり、それで（そうと割り切つて）良しだ。（逆に）ひたすらそれを思い続け執着してはならない。

葉賀孫録

〔注〕

〔1〕「心有所忿懣」朱子は、程頤の説に従って「身」を「心」に改めている。『大学章句』伝第七章の朱注に「程子曰、身有之身、當作心。」とあるが、これは『河南程氏經說』巻五「伊川先生改正大學」の「身有所忿懣、則不得其正」の「身」に、「當作心」との原注があることにもとづく。

〔2〕「忿懣已自粗了」「忿懣」はそれだけで既に粗大な感情である。「已自」は、すでに。「粗」は粗大の意で、「精細」の対概念。繊細微

妙なあり方に対して、単純明快で分かりやすいあり方を「粗」と表現した。『語類』巻三〇、三一条、記録者名欠（Ⅲ 70）。「或問。顔子工夫、只在克己上。不遷不貳、乃是克己效驗。或曰。不遷不貳、亦見得克己工夫即在其中。曰。固是。然克己亦非一端。如喜怒哀樂、皆當克。但怒是粗而易見者耳。」（「克己」は『論語』「顔淵」「不遷不貳」は『論語』「雍也」）、『語類』巻七八、二〇九条、黄義剛録（V 203）「天下之物、精細底便難見、麤底便易見。飢渴寒煖、是至麤底。雖至愚之人、亦知得。若以較細者言之、如利害、則禽獸已有不能知者。若是義理、則愈是難知。這只有些子不多。所以說人之所以異於禽獸者、幾希、言所争也不多。」を参照。

〔3〕「只是事過、便當豁然」「豁然」は、広々と開けている様。

「豁然」は、「格物致知」「窮理」の文脈では後に「貫通」「有覺處」などが続くことが多く、そのようなときには、からりと悟る、ほどの意に解される。「一旦豁然貫通焉」（『大学章句』伝五章）、『河南程氏遺書』巻一七、（伊川語）「今人欲致知、須要格物。物不謂事物然後謂之物也、自一身之中、至萬物之理、但理會得多、相次自然豁然有覺處。」など。次の「脱然」の用例がこのニュアンスをよく表している。『河南程氏遺書』巻一七「人要明理、若止一物上明之、亦未濟事、須是集衆理、然後脱然自有悟處。然於物上理會也得、不理會也得。」混乱や迷いなどからすっきりと抜け出る様、の意である。

本条では、広々と開け、胸中が晴れ晴れとしてわだかまりのない様を表す。「廓然而大公」（広々として私意がない）（『河南程

氏文集』卷二、明道「答横渠先生定性書」がしばしば「豁然而大公」「擴然而大公」とも表記されるように、「豁然」(huōrán)は「廓然」(kuōrán)「擴」(抃)然」(kuōrán)に通ずる。『語類』卷九四、一九三条、陳淳録(VI 2406)「豁然絶無一物之累」、卷六二、一四條、輔廣録(IV 1482)「豁然而大公、便是不自私。物來而順應、便是不用智」、卷九五、一一一條、輔廣録(VI 2433)「若能豁然而大公、則上不陷於空寂、下不累於物欲」、卷九五、一〇八條、沈憫録(VI 2423)「擴然而大公、是寂然不動。物來而順應、是感而遂通」、卷九五、一〇三條、葉賀孫録(VI 2429)「第能於怒時遽忘其怒而觀理之是非。遽忘其怒、是應廓然而大公。而觀理之是非、是應物來而順應。」を参照。

- (4) 「在這裏」(こ)では「この心に在る」の意に解した。
- (5) 「物色」いろいろなもの、万象。『文心雕龍』卷一〇、「物色」「春秋代序、陰陽慘舒、物色之動、心亦搖焉。」「語類」では他に次の用例がある。『語類』卷一〇、八〇條、輔廣録(I 172)「為學讀書、須是耐煩細意去理會、切不可粗心。若曰何必讀書、自有箇捷徑法、便是誤人底深坑也。未見道理時、恰如數重物色包裹在裏許、無緣可以便見得。須是今日去了一重、又見得一重。明日又去了一重、又見得一重。去盡皮、方見肉。去盡肉、方見骨、去盡骨、方

見髓。使粗心大氣不得。」(『朱子語類』詁注卷十、十一 讀書法、汲古書院、興善宏・木津祐子・斎藤希史訳注、一〇二頁～一〇四頁)

(6) 「將去」(誰かが)持ち去る。『五燈會元』卷十一、槩回頭見師空手、乃問。鑿在何處。師曰。有一人將去了也。槩曰。近前來共汝商量箇事。本卷一三五條注(1)、同・一三六條注(1)を参照。

(7) 「或是不當得他底、或偶然不得他底」いずれの「他」も上文の「一箇好物色」を指す。

(8) 「便休」それで終わり。それで良い。ここでは、自分の「好樂」(望む情動)に関して、事は終わった(自分の関与する範囲ではなくなった)ことを言う。『語類』卷一四、一一三條注(3)、卷一五、一條注(15)、また、三浦國雄『朱子語類』抄』三九頁。

(9) 「念念」『程氏遺書』卷二上、一六一條「人之於患難、只有一箇處置、盡人謀之後、却須泰然處之。有人遇一事、則心心念念不肯舍、畢竟何益。若不會處置了放下、便是無義無命也。」また、『碧巖録』八十本則「念念不停流。」

(10) 「不可只管念念著他」本卷一三七條「只是不要它留而不去」、同、一四〇の「不可常留在心」を参照。

140 条

問。伊川云、忿懣、恐懼、好樂、憂患、人所不能無者、但不以動其心。既謂之忿懣、憂患、如何不牽動他心。曰。事有當怒當憂者、但過了則休、不可常留在心。顔子未嘗不怒、但不遷耳。因舉樓中果、怒在

此、不可遷之於彼。 德明

〔校勘〕

○「常留在心」の「留」 朝鮮整版本は「畱」に作る。

○「因舉樓中」の「樓」 成化本、萬曆本、朝鮮古写本、朝鮮整版本、和刻本すべて「杵」に作る。呂留良本、伝経堂本は「樓」に作る。

〔訳〕

質問した。「程伊川は『忿懣、恐懼、好樂、憂患、人には無いわけにはいかないものだが、ただそれらによって心を動かしてはいけない』とおっしゃいましたが、怒りとか憂いとか言うからには、どうしてもその人の心を引き動かさないでしょうか。」先生は言われた。「事には怒って当然のこと、憂えて当然のことがあるが、ただ過ぎてしまえば終わるのだから、いつまでも心に留めていてはいけない。顔回でさえ怒ったことはあるのだが、しかし自分の怒りを他人に向けなかっただけだ。」そこで先生は鉢の果物を手に取って、「(もし) 自分に(このように)怒ることがあっても、その怒りを他人に向けてはいけない。」

廖德明録

〔注〕

(1) 「伊川云」以下 『河南程氏遺書』 卷一九「問、有所忿懣、恐懼、

憂患、心不得其正。是要無此數者、心乃正乎。曰、非是謂無。只

是不以此動一本作累。其心。學者未到不動處、須是執持其志。」同、

二二上「棧問、禮記言、有忿懣、憂患、恐懼、好樂、則心不得其正。如何得無此數端。曰、非言無、只言有此數端則不能以正心矣。」

(2) 「事有當怒當憂者、但過了則休、不可常留在心。」本卷一三四条の「合當喜、不得不喜。合當怒、不得不怒。」及び注(2)、同、

一三九条「有事當怒、如何不怒。只是事過、便當豁然、便得其正。」(3) 「因舉樓中果」 校勘を参照。呂留良本、傳経本は「樓」に作るが、他の諸本は「杵」に作る。今、「樓」では理解し難く、「杵」として解した。「杵」は、「はち、たらい」の意。「盤」に同じ。また、

「因舉杵中果」を一句とし、「果」を果物と解した。「果」は「菓子」かも知れない。ちなみに、南宋の劉昌詩撰『蘆浦筆記』卷一〇、「胡藏之」に「故藏之以詩取知於山谷。嘗侍燕席、以杵中果子分題賦詩。藏之得藕云……」とある。「藕」は蓮根。いずれにせよ、訳者は「因舉杵中果」を、朱熹が、自身の講説の合間に身近にあった果物(果子)を怒りの対象(有所忿懣)に見立て、弟子たちに今にも投げつけようとした(怒りを他人に向ける)、と解した。

141条

心不可有一物。喜怒哀樂固欲得其正、然過後須平了。且如人有喜心、若以此應物、便是不得其正。 人傑

〔校勘〕

○諸本異同なし。

〔訳〕

心中に物が一つ有つて（それに心が占められて）はいけない。喜怒哀楽の（情の）発動時にはもとより心が正しくあるようにと望むのだが、しかしその事が過ぎた後には、心は平らかになつていなければならぬ。もしかりに、心中喜んでゐる人がいるとして、もしも（その人が）その心そのままに物事に応じれば、それだけでもう心の正しさを得られないのだ。 萬人傑録

〔注〕

（1）「心不可有一物」心が特定の事象に占拠されてはならない。本卷一三七条の注（2）「為主於内」を参照。

（2）「喜心」『禮記』樂記「其喜心感者、其聲發以散。其怒心感者、其聲粗以厲。」

142条

看心有所喜怒説、曰。喜怒哀樂固欲中節、然事過後便須平了。謂如事之可喜者、固須與之喜。然別遇一事、又將此意待之、便不得其正。蓋心無物、然後能應物。如一量稱稱物、固自得其平。若先自添著些物在上、而以之稱物、則輕重悉差矣。心不可有一物、亦猶是也。 磬

〔校勘〕

○「添著」の「著」萬曆本、和刻本は「着」に作る。

〔訳〕

「『大学の』」心に喜んだり怒ったりすることがあれば（心の正しさは得られない）」という説を読んだ。（先生は）言われた。「喜怒哀楽の情は、もとより節度にびつたり中たることを望むが、しかし事が過ぎた後には、すぐさま心は平らかにならなければならぬ。思うに、喜んでよいことは、当然ながらそれを喜ぶべきである。しかし、それとは異なる事に遭遇して、また（先に喜んだのと）同じ心で対応したのでは、それでもう心の正しさは得られない。おそらく、心に何も無いかこそ、ものごとに対応できるのだ。たとえるなら、秤で物を量れば、当然のこと平衡が得られるようなものだ。もし自分から少しでも何がしかの物を秤に添えておいて、それで物の重さを量るのなら、軽重は全て違つて来るだろう。心に一物が有つてはならないというのも、これと同じである。」 黄磬録

〔注〕

（1）「一量稱稱物」秤で物を計量する。「量」は「稱」（秤）の量詞と解した。「稱物」は『易』謙、象傳「地中有山、謙。君子以裒多益寡、稱物平施。」なお、「心」について「稱物平施」を喩えに用いた例には、『語類』卷一四、一四一条、楊道夫録（I 266）「安而慮、便如自家金物都自在這裏、及人來問自家討甚金物、自家也須將上手審一審、然後與之。慮而得、則稱停輕重、皆相當矣。」

同・卷二七、一六条、廖德明録（II 23）「主於内為忠、見於外為恕。忠是無一毫自欺處、恕是稱物平施處。」などがある。

（2）「心不可有一物」本卷一四一条注（1）、本卷一三七条の注（2）「為主於内」を参照。

143条

四者心之所有、但不可使之有所私爾。才有所私、便不能化、梗在胸中。且如忿懣、恐懼、有當然者。若定要他無、直是至死方得、但不可先有此心耳。

今人多是才忿懣、雖有可喜之事、亦所不喜。才喜、雖有當怒之事亦不復怒。便是蹉過事理了、便視而不見、聽而不聞、食而不知其味了。蓋這物事才私、便不去、只管在胸中推盪、終不消釋。設使此心如太虛然、則應接萬務、各止其所、而我無所與、則便視而見、聽而聞、食而真知其味矣。看此一段、只是要人不可先有此心耳。譬如衡之為器、本所以平物也、今若先有一物在上、則又如何稱。

頃之、復曰、要之、這源頭却在那致知上。知至而意識、則如好好色、如惡惡臭、好者端的是好、惡者端的是惡。某常云、此處是學者一箇關。過得此關、方始是實。

又曰、某常謂此一節甚異。若知不至、則方說惡不可作、又有一箇心以為為之亦無害。以為善不可不為、又有一箇心以為不為亦無緊要。譬如草木、從下面生出一箇芽子、這便是不能純一。這便是知不至之所為。或問公私之別。曰、今小譬之、譬如一事、若係公衆、便心下不大段管。

若係私己、便只管橫在胸中、念念不忘。只此便是公私之辨。道夫

〔校勘〕

○朝鮮古写本卷一六是本条を収録しない。

○「才有所私」成化本、朝鮮整版本は「才」を「纔」に作る。以下同じ。

○「直是至死方得」成化本、萬曆本、呂留良本、朝鮮整版本、和刻本

は「至」を「用」に作る。伝経堂本は「至」に作る。賀瑞麟「朱子語類正譌」は「是至死、原作用、非。」と言う。

○「此處是學者一箇關」萬曆本、和刻本「箇」を「个」に作る。以下同じ。
○「某常謂此一節甚異」成化本、朝鮮整版本「常」を「嘗」に作る。

〔訳〕

「忿懣、好楽、恐懼、憂患の四者は心にあるものだが、これらに心を占有させてはならない。わずかでも占有されてしまうと、もう消し去ることができず、胸中をふさいでしまう。たとえば忿懣、恐懼には、あつて当然のものもある。もし無理になくそうとすると死ぬより他ないのであり、ただあらかじめこの心（忿懣、好楽、恐懼、憂患）があつてはならない、ということなのだ。

今の人の多くは、わずかでも忿懣すると、喜ぶべきことがあつても喜ばず、わずかでも喜ぶと、怒つて当然のことでも怒らなくなる。つまり、事物の理を見逃していると、『視れども見えず、聴けども聞かえず、食らえども其の味を知らず』ということになってしまうのだ。思うに、これがわずかでも心を占有してしまうと居座つてそこを去ら

ず、ひたすら胸中で揺れ動いて、最後まで消え去らない。もしこの心が空っぽ同然だったら、万事に取り組んでも、相応しい状態に止まって、自分自身はこれに関与せず、『視ては見え、聴きては聞こえ、食らいては真に其の味を知る』ということになる。この一段（伝第七章）を見るに、あらかじめこの心（忿懣、好楽、恐懼、憂患）を持っていてはならない、ということだ。例えれば、秤の道具としての役割は、本来、物を平衡にすることにあるが、今もしあらかじめ物が秤の上に乗っていたら、どうして重さを量れるだろう。」

しばらくしてまた仰った。「要するに、この根源はあの致知の方にこそあるんだ。知が至って、意は誠であれば好色を好み、悪臭を悪むように、善いものは切実に善く、悪いものは切実に悪く思われるのだ。私はいつも言っているが、ここ（誠意章）は学者の一つの関門だ。この関門をぬけられて始めて『実』なんだ。」

また仰った。「私はいつも思うんだが、この一節は特別だ。もし知が至っていないければ、悪をなしてはいけないと言ったばかりでも、もう一つの心がこれ（悪事）をなしても害はないとし、善を為さなくてはならないと思っっているのに、もう一つの心が為さなくても問題なからう、とする。草木に例えるなら、下の方からもう一本の芽が出てきたら、これはもう純一でないというようなものだ。それはまた知が至っていないためにそうなるのだ。」

ある者が公私の違いについて質問した。先生が仰った。「今少し例えば、ある事柄がもし公衆に関わっていれば、自分の心はあまり気にとめない。もし私自身に関わっていれば、心の片隅で気にかかって、

片時も忘れない。これが公私の違いだ。」楊道夫録

〔注〕

(1) 「四者心之所有、但不可使之有所私爾」四つの感情が心において占有しないようにせねばならないと説く。この内容と近いものとしては以下が挙げられる。本卷、一三七条、楊道夫録「曰、四者人不能無、只是不要它留而不去。如所謂有所、則是被他為主於内、心反為它動也。」なお、現行の章句は以下のように説く。「蓋是四者、皆心之用、而人所不能無者。然一有之而不能察、則欲動情勝、而其用之所行、或不能不失其正矣。」

(2) 「梗在胸中」「妨げとなる、ふさぐ」「語類」卷六五、一六条、周謨録（IV 165）「凡此等處、皆須各隨文義所在、變通而觀之。才拘泥、便相梗、說不行。」

(3) 「定要…」「無理に、是が非でも…しようとする」「語類」卷一六、一〇六条に既出。

(4) 「直是至死方得」死ぬより他ない。「直是」は、ただ。『宋元語言詞典』(50頁)「直是 只是。」「直是く方得」は、「ただくしてこそよい」、「ただくであってこそよい。」「語類」卷一四、一六四条、楊道夫録「若要得其所止、直是能慮方得。」同、卷一六、四〇条、記録者名欠（VII 2800）「又曰。戰戰兢兢如臨深淵、如履薄水、而今而後、吾知免夫小子。直是恁地用功方得。」

(5) 「便是蹉過事理了」「蹉過」は「見逃す、誤る。」「語類」卷一二一、三二条、周必大録（VIII 292）「學者講學、多是無疑其所當疑、

而疑其所不當疑。不疑其所當疑、故眼前合理會處多蹉過。」

- (6) 「視而不見、聽而不聞、食而不知其味。」『大学』伝七章「心不在焉、視而不見、聽而不聞、食而不知其味。」章句「心有不存、則無以檢其身、是以君子必察乎此而敬以直之、然後此心常存而身無不脩也。」

- (7) 「蓋這物事才私」(ここの)の「私」は定性書にいう「廓然而大公」と正反對のあり方。『二程文集』卷二、明道文集『答橫渠先生定性書』「所謂定者、動亦定、靜亦定。…夫天地之常、以其心普萬物而無心。聖人之常、以其情順萬事而無情。君子之學、莫若廓然而大公、物來而順應。」『語類』卷二六、二二条、鄭南升録(Ⅱ 215)「問。惟仁者能好人、能惡人。好善而惡惡、天下之同情。若稍有些子私心、則好惡之情發出來便失其正。惟仁者心中渾是正理、見人之善者則好之、見不善者則惡之。或好或惡、皆因人之有善惡、而吾心廓然大公、絕無私係、故見得善惡十分分明、而好惡無不當理、故謂之能好能惡。曰。程子之言約而盡。公者、心之平也。正者、理之得也。一言之中、體用備矣。」

- (8) 「只管在胸中推盪」「推盪」は、ここのでは「揺れ動く」の意。『語類』卷一五、一一一条(Ⅰ 304)に既出。

- (9) 「終不消釋」「消釋」は「消え去る」『語類』卷八三、六六条、黃義剛録(VI 2160)「此其母子之間雖能如此、而其私欲固未能瑩然消釋。」

- (10) 「設使此心如太虚然」「設使」は、「もし」。

- (11) 「各止其所」「大学」「大學之道、在明明德、在親民、在止於至善。」

章句「止者、必至於是不遷之意。至善、則事理當然之極也。」『易經』「艮」「象曰。艮、止也。…象曰。兼山艮。君子以思不出其位。」王弼注「各止其所、不侵害也。」

- (12) 「這源頭却在那致知上」「源頭」は、「根源」、「根本」。誠意の本は格物致知にある、という見解に關しては以下を参照。卷一五、九六条、董銖録(Ⅰ 300)「吳仁甫問。誠意在致知格物後、如何。曰。源頭只在致知。知至之後、如從上面放水來、已自迅流湍決、只是臨時又要略撥剔、莫令壅滯爾。」同、卷一五、九七条、記録者名欠(Ⅰ 301)「問。誠意莫只是意之所發、制之於初否。曰。若說制、便不得。須是先致知、格物、方始得。…致知、格物是源頭上工夫。看來知至使自心正、不用誠意兩字也得。」

- (13) 「好者端的是好、惡者端的是惡」「端的」は「切實に」の意。本卷、五九条「周問大學補亡、心之分別取舍無不切。曰。只是理徹了、見善、端的如不及。見不善、端的如探湯。好善、便端的如好好色。惡不善、便端的如惡惡臭。」

- (14) 「此處是學者一箇關」誠意章が學者にとつての関門であることを言うが、より詳細なものとしては以下を参照。『語類』第一五、八六条、萬人傑録(Ⅰ 299)「致知、誠意、是學者兩箇關。致知乃夢與覺之關、誠意乃惡與善之關。透得致知之關則覺、不然則夢。透得誠意之關則善、不然則惡。」

- (15) 「不為亦無緊要」「緊要」は「重要な、重要なこと」。『語類』卷一四、一二四条に既出。

- (16) 「從下面生出一箇芽子、這便是不能純一」心が純一ではないあ

り方を草木の根から芽が出て枝分かれする様で喩えたもの。

(17) 「或問公私之別」公私の区別について、朱子は本条では氣にとめるものであるか否かとして説明するが、このように説明する例は他に見られず、「天理」から発するものを「公」、「人欲」から発するものを「私」として説明することが多い。『語類』卷一三、沈侗録（I 228）「將天下正大底道理去處置事、便公。以自家私意去處之、便私。」

(18) 「便心下不大段管」「心下」は上の「心中」と同じく、心のうち、心中。「大段」は、大いに、非常に。「管」は、かまう、かかわりあう、気にかける。卷一四、四二条に既出。

(19) 「横在胸中」「心の片隅で留意する」の意。『語類』卷一五、一三八条で既出。

(20) 「念念不忘」「念念」は「一瞬も忘れない」本卷、八条に既出。

〔参考〕

なお、本条の内容は、以下の朱子の黄營に与えた書簡（黄子耕は、諱は營）の内容・表現が多く重なるので参照。『朱文公文集』卷五一「答黄子耕」第七書

近脩大學此章或問頗詳。今謾録去、可以示斯遠也。

或問。喜怒憂懼、人心之所不能無也。而曰。有是一者、則心不得正而身不可脩、何哉。人之心、湛然虛明、以爲一身之主者、固其本體、而喜怒憂懼、隨感而應者、亦其用之所不能無者也。然必知至意誠、無所私係、然後物之未感、則此心之體寂然不動、如鑑之空、如衡之平。

物之既感、則其妍媸高下、隨物以應、皆因彼之自爾、而我無所與。此心之體用所以常得其正而能爲一身之主也。以此而視、其視必明。以此而聽、其聽必聰。以此而食、食必知味。身有不脩者哉。

144条

忿懣、好樂、恐懼、憂患、這四者皆人之所有、不能無。然有不得其正者、只是應物之時不可夾帶私心。如有一項事可喜、自家正喜、驀見一可怒底事來、是當怒底事、却以這喜心處之、和那怒底事也喜了、便是不得其正。可怒事亦然。惟誠其意、真箇如鑑之空、如衡之平、妍媸高下、隨物定形、而我無與焉、這便是正心。

因說、前在漳州、見屬官議一事、數日不決、却是有所挾。後忽然看破了、道這箇事不可如此。一向判一二百字、盡皆得這意思。此是因事上見這心親切。賀孫錄別出

〔校勘〕

○朝鮮古写本卷一六は本条を収録しない。

○「道這箇事不可如此」萬曆本、和刻本は「箇」を「个」に作る。

〔訳〕

「忿懣、好樂、恐懼、憂患の四つの感情は全て人が持っているもので、無くすことはできない。しかし『其の正を得ず』というのは、事物に応接する際に私心を持ち込んではいならない、ということなのだ。もし

一つの喜ぶべきことがあって、自分がちょうど喜んでる時に、不意に一つの怒るべき事が出来るのを見たら、これは怒るのが正しいのに、この喜んでる気持ちで、これに対処すると、その怒るべき事まで喜ばしくなってしまうが、これが『其の正を得ず』ということだ。怒るべき事の場合もまた同様である。その意を誠にして、それが本當に鏡のように空虚で、秤のように平衡で、美醜や軽重（秤の高下）が事物に随応して形をはっきりさせ、自分自身はそれに関与しない、というのであれば、これがつまり『正心』ということなのだ。」

これと関連しておっしゃった。「以前漳州にいた時、属官に会って一つのことを議論して、数日結論が出ないことがあったが、これは何らかの感情に支配されていたからだ。後になって突然見破って、『これはこのようではいけない』と言ったよ。一気に一、二百字の判決文を書いたところ、ことごとくこの意味を理解した。これは物事に取り組むことを通じてこの心を見ることが切実であったという経験だ。」葉賀孫録は別出。

〔注〕

(1) 「忿懣、好樂、恐懼、憂患、這四者皆人之所有、不能無。」『文集』卷五〇、答周舜弼書「忿懣、好樂、恐懼、憂患、人之所不能無者。然有一于此、則心不得其正何哉。」

(2) 「不可夾帶私心」「夾帶」は「持ち込む」

(3) 「一項」項目に分けた事物を数える量詞。

(4) 「驀見一可怒底事來」「驀」は突然。

(5) 「和那怒底事也喜了」「和」は、「…さえ」現代中国語の「連」と同じ。「和…也」は、「…さえもまた」。

(6) 「真箇如鑑之空、如衡之平」「真箇」は「本當に」の意。『語類』卷一四、一六六条に既出。また、この条の「心」に対する説明に近い表現としては以下を参照。『大学或問』上「曰、人之一心、湛然虛明、如鑑之空、如衡之平、以爲一身之王者、固其眞體之本然。而喜怒哀懼隨感而應、妍蚩俯仰因物賦形者、亦其用之所不能無者也。」

(7) 「前在漳州」朱子は紹熙元年四月（一一九〇年）から紹熙二年二月（一一九一年）まで、知漳州に任ぜられており、本条の回想はこの時のものと考えられる。この時期における朱子の事績に關わる記録は『語類』卷一〇六、外任に詳しい。

(8) 「一向判一二百字」「一向」はここでは、一気に、一息に、すぐに、の意。

(9) 「親切」「切実に」『語類』卷一五、三六条に既出。

(10) 「別出」「別出」とは、本条の次条の一四五条を指すものと思われる。また、一四五条以外にも、本条の内容に近いものとしては以下のような例がある。『語類』卷一一八、二五條、葉賀孫録（Ⅷ 308）「某在漳州要理會某事、集諸同官商量、皆逡巡泛泛、無敢向前。如此、幾時得了。於是即取紙來、某自先寫起、教諸同官各隨所見寫出利害、只就這裏便見得分明、便了得此一事。少間若更有甚商量、亦只是就這上理會、寫得在這裏定了、便不到推延。」

145条

先之間。心有所好樂、則不得其正。

曰、在這一事、不可又夾帶那一事。若自家喜這一項事了、更有一事來、便須放了前一項、只平心就後一項理會、不可又夾帶前喜之之心在這裏。有件喜事、不可因怒心來、忘了所當喜處。有件怒事、不可因喜事來、便忘了怒。

且如人合當行大門出、却又有些回避底心夾帶在裏面、却要行便門出。雖然行向大門出、念念只有箇行便門底心在這裏、少刻或自拗向便門去。學者到這裏、須是便打殺那要向便門底心、心如何不會端正。這般所在、多是因事見得分明。

前在漳州、有一公事、合恁地直截斷。緣中間情有牽制、被他撓數日、忽然思量透、便斷了、集同官看、覺當時此心甚正。要知此正是正心處。

賀孫

〔校勘〕

○「只有箇行便門底心」萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「箇」を「个」に作る。

○「心在這裏」萬曆本、和刻本は「裏」を「裡」に作る。

○「前在漳州」朝鮮古写本は「漳州」を「潭州」に作る。

〔訳〕

黄卓が、「心に好樂する所有れば、則ち其の正を得ず」について質

問した。

先生が仰った。「ある一事において、別の一事を持ち込んではいない。もし自分がこのことで喜んだら、更にもう一つの事が来た際には、前の事を捨て置いて心を平静にしてから、後の事に取り組むべきで、先ほどの喜びの気持ちをごちらに持ち込んではいない。ある喜ばしい事があつたら、腹立たしい気持ちが生じたからといって喜んで当然のことを忘れ去つてはいけない。ある腹立たしいことがあつたら、喜ばしい事柄が生じたからといって、怒つて当然のことを忘れてはならない。

もし人が正門を通つて出て行かなくてはならないのに、少だけ避けていきたい気持ちも心に持っていたとしたら、通用門を通つていこうとする。正門に向かつて出発しても、わずかでも通用門を通つて出たいという気持ちが心にあつたら、しばらくすると自然と曲がつて通用門へ向かつて行つてしまふかもしれない。学ぶ者はここにおいて、あの通用門を通つていきたいという心を打ち消すべきであつて、そうすればどうして心は端正でないことがありえようか。このようなどころは、多くは事物に承接する中でよくわかるものなのだ。」

「私が以前漳州に赴任していた時、ある事案があつて、このように直截に断ずるべきであつた。ただ途中で心において情にとらわれて、それに数日かき回されたが、あるとき忽然と考えが透徹し、たちまち判断し、同僚を集めて検討して、その時の私のこの気持ちが甚だ正しいと思つたものだ。これこそが、『心を正す』のところだと知らねばならない。」葉賀孫録

〔注〕

(1) 「先之」 黄卓、字は先之。『経義考』卷二八四「承師」は黄卓を南平県の人とする。

(2) 「不可又夾帶那一事」「夾帶」は「持ち込む」

(3) 「有件喜事」「件」は「事」の量詞。

(4) 「行向大門出」「向」は方向を表す助字。

(5) 「念念只有箇行便門底心」「念念」は「わずかでも」。本卷、八条に既出。「便門」は正門とは異なる通用門。このような意味での「便」の用法は以下を参照。『漢書』卷六、武帝本紀「(建元六年)夏四月壬子、高園便殿火。」顔師古注「凡言便殿、便室、便坐者、皆非正大之處、所以就便安也。」

(6) 「少刻或自拗向便門去」「少刻」はしばらくして。

(7) 「便打殺那要向便門底心」「打殺」は「打ち殺す」、「打ち消す」
『語類』卷四四、一四條、周必大録(Ⅲ二二八)「日、克己者、一似家中提出箇賊、打殺了便沒事。」

(8) 「這般所在」「這般」は、「このような」。「…般」は「…のような」。
(9) 「前在漳州」 知漳州任官時の出来事の事を回想したものと思われる。ただし、この部分の文字について、朝鮮古写本は「漳州」の部分で「潭州」に作っており、これが正しいとすれば、この記録の回想は、朱子が知潭州に任じられた紹熙四年十二月(一一九三年)から紹熙五年四月(一一九四年)のこととなる。

(10) 「有一公事」「公事」はここでは「事件」、「案件」『語類』卷三、

四三条、葉賀孫録(一四四)「如漳州一件公事。婦殺夫、密埋之。後為崇、事才發覺、當時便不為崇。」

146条

敬之間、正心章云、人之心要當不容一物。

曰、這說便是難。才說不容一物、却又似一向全無相似。只是這許多好樂、恐懼、忿懣、憂患、只要從無處發出、不可先有在心下。

看來非獨是這幾項如此、凡是先安排要恁地、便不得。如人立心要恁地嚴毅把捉、少間只管見這意思、到不消恁地處也恁地、便拘逼了。有人立心要恁地慈祥寬厚、少間只管見這意思、到不消恁地處也恁地、便流入於姑息苟且。

如有心於好名、遇著近名底事、便愈好之。如有心於為利、遇著近利底事、便貪欲。 賀孫

〔校勘〕

○「才說不容一物」成化本、朝鮮古写本、朝鮮整版「才」を「纔」に作る。
○「便流入於姑息苟且」朝鮮古写本はこの下に「去」字有り。
○「遇著近名底事」朝鮮古写本「著」を「者」に作る。万曆、成化、和刻「着」に作る。以下同じ。

〔訳〕

黄頤子が質問した。「正心章で『人の心は当に一物も容れざるべき

を要す』というのはいかがでしょうか。」

先生が仰った。「その説は難しい。『一物も容れず』と言うだけでは、ひたすら全く（好楽、恐懼、忿懣、憂患の感情の）この類がないというようになってしまふ。ただ、この好楽、恐懼、忿懣、憂患という感情は何もないところから発するべきであつて、最初から心にあつてはならない、というだけだ。

思うに、これらの事がこのようであるのみならず、おおよそ全てのことに關して、予めあれこれ計らつてこのようにしておこう、というのでは駄目だ。もし人が決意してこのように厳格に制御しようとして、少しの間この気持ちになつたとしても、そのようにする必要のない場面になつてもそのようであれば、窮屈だろう。また人が決意して穩やかで寛大であろうとして、少しの間この気持ちになつたとしても、そのようである必要がない場面になつてもそのようであれば、すぐにその場のしぎに流れてしまふだろう。

もし心が名誉を好むなら、たまたま名誉に近づく機会に出くわしていると、すぐによすます好むようになるだろう。もし心が利益を得ようとすることにあれば、利益に近づく機会に出くわしていると、すぐに貪欲になるだろう。 葉賀孫録

〔注〕

(1) 「敬之」 朱在と黄顯子の二人の可能性が考えられる。朱在は、字は敬之または叔敬で、朱子の三男。卷一四、五〇条、卷一五、一二五条に既出。「敬之」については、朱在の他に、『語類』

卷一二〇、二三条、徐寓録（VII 2888）に「敬之」に注して「黄名顯子」と記すものがある。葉賀孫の記録には「朱敬之」と記すもの（卷十四、五〇条、I 558）と、「黄敬之」と記すもの（卷一二〇、六条、VII 2889）の両方が存在することを考えれば、本条の「敬之」がいずれを指すかはにわかには断定しがたい。黄顯子は字が敬之で温州永嘉の人で、本条の記録者である葉賀孫とは同郷。『朱子実紀』卷八、『考亭淵源録』卷十四などに伝がある。

(2) 「正心章云、人之心要當不容一物」 現行の『大学章句』にはこの文言は見えない。なお「不容一物」に關しては以下を参照。『大學或問』曰。然則所謂敬者、又若何而用力耶。曰。程子於此嘗以主一無適言之矣、嘗以整齊嚴肅言之矣。至其門人謝氏之說、則又有所謂惺惺法者焉、尹氏之說則又有所謂其心收斂不容一物者焉。觀是數說、足以見其用力之方矣。『語類』卷一七、一八条、沈憫録（II 373）問。尹氏其心收斂不容一物之說。曰。心主這一事、不為他事所亂、便是不容一物也。

(3) 「却又似一向全無相似」「似：相似」は「如：相似」と同じで「：のようである。」また「一向」は「ひたすら、もっぱら」。

(4) 「看來非獨是這幾項如此」「看來」は、思うに。

(5) 「凡是先安排要恁地」「安排」は、あれこればかりう、手をかける、準備する。『語類』一四、一六条、葉賀孫録に既出。

(6) 「嚴毅把捉」「嚴毅」は「嚴格に」『語類』卷九三、三六条、沈憫録（VI 3391）「子張是箇務外底人、子游是箇高簡、虛曠、不屑細務底人、子夏是箇謹守規矩、嚴毅底人。」「把捉」は「制御する、捉える、

摺む』『語類』卷一四、一二七条に既出。

(7) 「意思」「ころ」「気持ち」。卷一四、二〇条に既出。

(8) 「不消」「…する必要が無い」『語類』卷一四、七条に既出。

(9) 「有人立心」「立心」は「決意する」の意。

(10) 「慈祥寛厚」「穏やかで寛大」『語類』卷一〇、六三条、萬人傑録

(I 89) 「看文字先有意見、恐只是私意。謂如粗厲者觀書、必以勇果強毅為主。柔善者觀書、必以慈祥寛厚為主、書中何所不有。」なおこの条の内容は、虚心で物事に対処せねばならないとする本条の内容とも表裏する。

(11) 「姑息苟且」「姑息」は「その場しのぎ」。『語類』卷四、四〇条、黄督録 (I 63) 「但若惻隱多、便流為姑息柔懦。」「苟且」は「かりそめの、いい加減な」卷一五、九四条に既出。

(12) 「遇著近名底事」「著」は動作の持続を表す助字。卷一四、五九条に既出。「近名」は、名誉を求めること。『莊子』養生主篇「為善无近名、為惡無近刑」

147条

人心如一箇鏡、先未有一箇影象、有事物來、方始照見妍醜。若先有一箇影象在裏、如何照得。人心本是湛然虛明、事物之來、隨感而應、自然見得高下輕重。事過便當依前恁地虛、方得。若事未來、先有一箇忿懣、好樂、恐懼、憂患之心在這裏、及忿懣、好樂、恐懼、憂患之事到來、又以這心相與滾合、便失其正。事了、又只苦留在這裏、如何得

正。賀孫

〔校勘〕

○「人心如一箇鏡」萬曆本、朝鮮古写本、和刻本「箇」を「个」に作る。以下同じ。

○「影象在裏」萬曆本、和刻本「裏」を「裡」に作る。

○「如何得正」萬曆本、和刻本「正」を「平」に作る。

○「又以這心相與滾合」成化本、萬曆本、朝鮮古写本「滾」を「衰」に作る。

〔訳〕

人の心は一枚の鏡のようなものであって、もともとはなんの映像もなく、事物がやってきて始めて美醜を映し出すのだ。もし最初から何かの映像が鏡の中にあるなら、どうやって事物を照らし出すことができようか。人の心は本来ひっそりと透き通って、事物がやってくる、その働きかけに従って自然と事物の高下や軽重がわかるものである。事物が過ぎてしまえば、そこで以前のようなさっぱりした状態にすべきであって、それでこそよい。もし事物が来るより先に、あらかじめ忿懣、好樂、恐懼、憂患の感情がどれかひとつでも心の中にあれば、忿懣、好樂、恐懼、憂患の事がやってきた時に、またこの心と混ざり合って、正しい状態からはずれてしまう。事が済んでも、更に無理に心に留めようとすれば、どうして正しい状態でいられよう。葉賀孫

〔注〕

(1) 「人心如一箇鏡」『語類』卷九四、一九一条、程端蒙録(VI

2406)「問。一是純一靜虛、是此心如明鑑止水、無一毫私欲填於

其中。故其動也、無非從天理流出、無一毫私欲撓之。靜虛是體、

動直是用。曰。也是如此。」

(2) 「湛然虛明」「水をたたえたようにひっそりとして」本巻、八条

に既出。『大學或問』「曰、人之一心、湛然虛明、如鑑之空、如衡

之平、以爲一身之主者、固其眞體之本来。」

(3) 「隨感而應」郭象『莊子注』「原序」「夫心無爲、則隨感而應。」

(4) 「滾合」「混ざり合う」『語類』卷九四、一六条、周謨録(VI

2367)「五行陰陽、七者滾合、便是生物底材料。」

148
条

葉兄又問忿懣章。曰。這心之正、却如稱一般。未有物時、稱無不平、才把一物在上面、便不平了。如鏡中先有一人在裏面了、別一箇來、便照不得。這心未有物之時、先有箇主張說道、我要如何處事、才遇著事、便是心處之、便是不正。

且如今人說我做官、要抑強扶弱、及遇著當強底事、也去抑他、這便也是不正。 卓

〔校勘〕

○「曰。這心之正」朝鮮古写本は、「曰」を「先生云」に作る。
○「却如稱一般」劉氏伝経堂叢書本のみ「稱」に作る以外は「秤」に作る。(以下同じ)

○「才把一物在上面」成化本、朝鮮古写本、朝鮮整版本は「才」を「纔」に作る。(以下同じ)

○「如鏡中先有一人在裏面了」萬曆本、和刻本は「裏」を「裡」に作る。

○「別一箇來」萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「箇」を「个」に作る。

(朝鮮古写本のみ、以下同じ)

○「才遇著事」成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「著」を「着」に作る。

○「我做官」朝鮮古写本は、この下に「大」あり。

○「這便也」朝鮮古写本は、この下に「他」あり。

〔訳〕

葉賀孫はまた「忿懣」の章について質問した。先生のお答え「この心の正しさとは、ちょうど秤のようなものだ。まだ物がない時に、秤は平衡だが、ちょっと何かが秤の上に在ると、すぐ平衡ではなくなってしまう。これは鏡の中にあらかじめそこに一人の姿があつて、別の誰かが来ると、もうその姿を映すことができなくなるようなものだ。心はまだ事物がない時から、あらかじめ『私はどのように事に処するべきだろうか。』という気持ちがあり、事に遭遇するや否や、すぐその心を以てこれに対処するわけであり、これこそが不正なのだ。たとえば今の人は『私は官途にいたら、強きを抑え弱きを扶く。』

といい、強くあつて然るべきものに遭遇する事態になつても、それを抑えにかかろうとするのであれば、こちらもまた不正なのだ。」黄卓録

〔注〕

(1) 「葉兄」 葉賀孫、字は味道か。黄卓と葉賀孫は同時期に朱門にあつて同席記録のあることが確認されている。『朱門弟子師事年攷』一七七、一九六頁。

(2) 「如く一般」 〴〵とおなじようなものである。「一般」は「同じ」。

(3) 「鏡中先有一人在裏面了、別一箇來、便照不得」 心を鏡に喩える例は、一四七条既出。

(4) 「才遇著事」 「著」は動作の持続を表す助字、卷一五、二四條、注(11)参照。「遇著」は、卷一五、一四四條に既出。

(5) 「且如」 たとえば。卷一五、五二條、注(3)参照。

(6) 「抑強扶弱」 『春秋左氏伝』襄公三二年「求亡妻者使復其所使游氏勿怨。」杜預注「鄭國不討專殺之人所以抑強扶弱臨時之宜。」

149条

喜怒憂懼、都是人合有底、只是喜所當喜、怒所當怒、便得其正。若欲無這喜怒憂懼、而後可以為道、則無是理。小人便只是隨這喜怒憂懼去、所以不好了。 義剛

〔校勘〕

○朝鮮古写本卷一六は、本条を収録しない。

〔訳〕

喜怒憂懼は、これらはすべて人に有つて然るべきもので、ただ喜ぶべきところを喜び、怒るべきところを怒れば、正しさを得ることができらるのだ。この喜怒憂懼の無い状態を追い求めて、それで初めて道となすことができるなどというのであれば、そんな道理は無い。小人はただこの喜怒憂懼の感情の赴くままであり、だからだめになつてしまふのだ。 黄義剛録

〔注〕

(1) 「喜怒憂懼、都是人合有底」 「合」は「当」と同じ、「まさにすべし」。「合有底」は、有つて然るべきもの、無いわけにはいかないもの。卷一六、一三二條、注参照。

(2) 「可以為道」 『中庸章句』一三章「子曰、道不遠人。人之為道而遠人、不可以為道。」

(3) 「只是」 ただひたすら

150条

問忿懣章。曰。只是上下有不恰好處、便是偏。 可學

〔校勘〕

○諸本異同なし

〔訳〕

「忿懣」の章について質問した。先生のお答え「少しでもその場においてぴったりと合っていないところがあるというだけで、これは偏向なのだ。」 鄭可学録

〔注〕

(1) 「上下」ここでは具体的な上下ではなく、場面を指す。

(2) 「不恰好」ぴったりと合わない。『語類』卷八四、二二条、葉賀孫

録 (VI 2184) 「惟是聖人之心與天合一、故行出這禮、無一不與

天合。其間曲折厚薄淺深、莫不恰好。」「恰好」は、丁度、丁度い

い。卷一四、一四七条、注(3)参照。

151条

問忿懣。曰。是怒之甚者。又問。忿懣比恐懼、憂患、好樂三者、覺

得忿懣又類過於怒者。曰。其實也一般。古人既如此說、也不須如此去

尋討。履孫

〔校勘〕

○諸本異同なし

〔訳〕

忿懣について質問した。先生のお答え「怒の甚だしいのが忿懣だ。」
また質問した。「忿懣は恐懼、憂患、好樂の三つと比べ、忿懣はやはり怒の度を越した類いものではないかと思うのですが。」先生のお答え「実のところは同じである。古人は既にそのように言っているのだから、そのように詮索する必要はない。」 潘履孫録

〔注〕

(1) 「古人既如此說」『大学章句』伝七章の本文には、「身有所忿懣、

則不得其正、身有所恐懼、則不得其正、身有所好樂、則不得其正、

身有所憂患、則不得其正。」とあり、「忿懣」「恐懼」「憂患」「好樂」

の四者が並記される。

(2) 「尋討」探し求める。『語類』卷二三、五二条、黄榦録 (I 229)

「所謂道、不須別去尋討、只是這箇道理。」

152条

問。喜怒憂懼、人心所不能無、如忿懣乃戾氣、豈可有也。

曰。忿又重於怒心。然此處須看文勢大意。但此心先有忿懣時、這下

面便不得其正。如鏡有人形在裏面、第二人來便照不得。如稱子釘盤星

上加一錢、則稱一錢物便成兩錢重了。心若先有怒時、更有當怒底事來、

便成兩分怒了、有當喜底事來、又減却半分喜了。先有好樂、也如此、先有憂患、也如此。若把忿懣做可疑、則下面憂患、好樂等皆可疑。

問。八章謂、五者有當然之則、如教惰之心、則豈可有也。

曰。此處亦當看文勢大意。教惰、只是一般人所為得人厭棄、不起人敬畏之心。若把教惰做不當有、則親愛、敬畏等也不當有。淳 寓錄略

〔校勘〕

○朝鮮古写本は、「問八章謂」以下を徐寓録として収録する。

○「如鏡有人形在裏面」 萬曆本、和刻本は「裏」を「裡」に作る。

○「稱子釘盤星上加一錢、則稱一錢物便成兩錢重了」 劉氏伝経堂叢書本以外は「稱子」を「秤子」に作る。「稱一錢」は諸本異同なし。

○「問八章謂」 朝鮮古写本は「八章」を「修身章」に作る。

○「則豈可有也」 朝鮮古写本には「也」字なし。

○「所為得人厭棄」 朝鮮古写本は「棄」を「弃」に作る。

○「不起人敬畏之心」 朝鮮古写本には「之」字なし。

○「親愛敬畏等也不當有」 朝鮮古写本には「等」字なし。

○「寓録略」 朝鮮古写本は「寓○淳同」に作る。

〔訳〕

質問した。「喜怒憂懼は、人の心に無くすることはできないものですが、忿懣のような邪悪な気が、どうして心にあつてもよいのでしょうか。」

先生のお答え「忿もまた怒心より強いものである。しかしこういった所は必ず文脈や大意を見なければならぬ。ただしこの心にあらかじめ忿懣がある時には、その後その正しさを得ることができない。これは例えば、鏡に人の姿がその中に有れば、二人目の姿は映す事が出来ないようなものであり、秤の零位の星印に一錢の重さを加えれば、秤の一錢の物は二錢分の重さになってしまふというようなものである。心にもしあらかじめ怒りがある時に、さらに怒るべき出来事が有れば、たやすく怒りは二倍になり、喜ぶべき出来事が有つても、喜びは半分減少してしまふ。あらかじめ心に好樂がある場合も、同様であり、あらかじめ心に憂患がある場合も、同様である。もし忿懣を疑わしいとするのであれば、その後の憂患と好樂なども皆疑わしいものになる。」

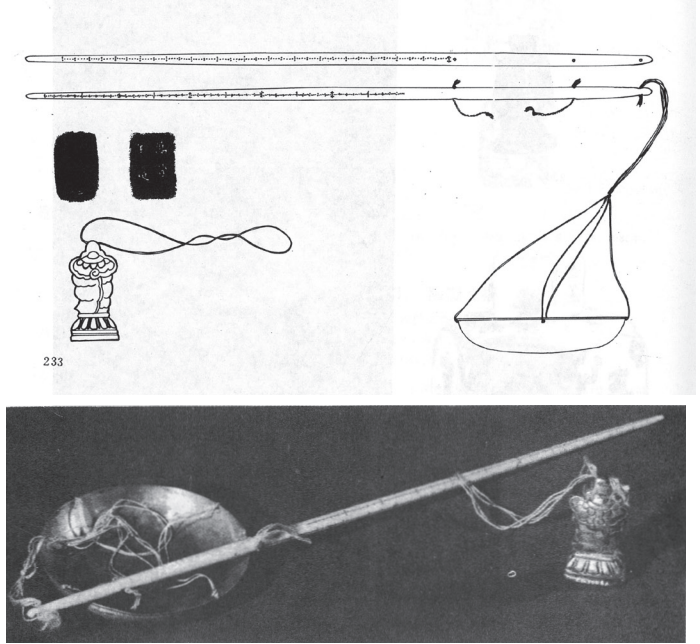
質問した。「八章に『五者當然の則有り。』と言いますが、教惰の心の如きは、どうして心にあつてもよいのでしょうか」

先生のお答え「こういつた所もまた必ず文脈や大意を見なければいけない。教惰というものは、ただある種の人が行いを嫌われたり、畏敬の心を持たれたりしないものである。もし教惰を心にあつてはならないものとするのなら、親愛や敬畏などもあつてはならないものになる。」 陳淳録 徐寓の記録は略

〔注〕

(1)「喜怒憂懼、人心所不能無」『大学章句』伝七章「身有所忿懣、則不得其正、身有所恐懼、則不得其正、身有所好樂、則不得其正、

152 条注 (4) 「稱子」



萬曆戥子〔明〕
丘光明編『中国歴代度量衡考』484～485頁（科学出版社、1992年）より転載

- 身有所憂患、則不得其正」、章句「蓋是四者、皆心之用、而人所不能無者。」同卷一四四條參照。
- (2) 「戾氣」邪惡な氣。『語類』卷四、五九條、勝隣録（I 59）「若是日月昏暗、寒暑反常、皆是天地之戾氣、人若稟此氣、則為不好底人。」
- (3) 「文勢」文章の勢い。卷十五、一四一條に既出。

- (4) 「如稱子釘盤星上加一錢」「稱子」は、竿秤さおばかり。『字海便覽』卷二には「秤子トハ、チキリノコトナリ」とある。「ちぎり（杆秤）」も竿秤を意味する。「釘盤星」は「定盤星」に同じ。定盤星は『近代漢語大詞典』に「秤杆上作為起点的一顆星。」とある。「錢」は重さの単位で、一錢は約4g。ここでいう秤とは、いわゆる竿秤のことで（写真参照）、右端の皿に計りたい物を載せ、左につるした分銅を移動させ平衡になる位置の目盛りで重さを計測する。
- (5) 「下面憂患、好樂等皆可疑」「下面」は時間的な後を指し、ここでは順序における後ろという意味。『大学章句』伝七章（同条、注（1）参照）に、「忿懣」の後に続けて「恐懼」「好樂」「憂患」があげられる。
- (6) 「八章謂、五者有當然之則」「大学章句」伝八章「所謂齊其家在脩其身者、人之其所親愛而辟焉、之其所賤惡而辟焉、之其所畏敬而辟焉、之其所哀矜而辟焉、之其所敖惰而辟焉」、章句「五者、在人本有當然之則」
- (7) 「敖惰之心、則豈可有也」敖惰のような兇徳への当然の則が、心に本来的に存在しているということがありますか、という疑問については、同卷、一七六条～一八三条、及び『大学或問』の以下の議論を参照。「親愛・賤惡・畏敬・哀矜、固人心之所宜有。若夫敖惰、則凶徳也。曾謂本心而有如是之則哉。曰、敖之爲凶徳也、正以其先有是心、不度所施而無所不敖爾。若因人之可敖而敖之、則是常情所宜有、而事理之當然也。今有人焉。其親且舊未至於可親而愛也、其位與徳未至於可畏而敬也、其窮未至於可哀、而

其惡未至於可賤也。其言無足去取、而其行無足是非也、則視之泛然如塗之人而已爾。又其下者則夫子之取瑟而歌、孟子之隱几而臥、蓋亦因其有以自取、而非吾故有赦之之意。亦安得而遽謂之凶德哉。又況此章之指、乃爲慮其因有所重而陷於一偏者發。其言雖曰有所赦情、而其意則正欲人之於此更加詳審。雖曰所當赦情、而猶不敢肆其赦情之心也、亦何病哉。」また、島田虔次著『大学・中庸』伝八章、に詳しい。

153
条

劉圻父說正心章、謂不能存之、則四者之來、反動其心。

曰。是當初說時添了此一節、若據經文、但是說四者之來、便撞翻了這坐子耳。

又曰。只爭箇動不動。

又曰。若當初有此一節時、傳文須便說在那裏了。他今只恁地說、便是無此意。却是某於解處、說絮著這些子。」義剛

〔校勘〕

- 「反動其心」 朝鮮古写本は「心」を「中」に作る。
- 「只爭箇動不動」 萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「箇」を「个」に作る。
- 「若當初有此一節時」 萬曆本は「節」を「節」に作る。
- 「傳文須便說在那裏了」 萬曆本、和刻本は「裏」を「裡」に作る。
- 「說絮著這些子」 成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「著」を

「着」に作る。

○朝鮮古写本は、「義剛」の下に、「按夔孫録同而畧」の語あり。

〔訳〕

劉子實は「正心」の章の、「心を存することができていなければ、四つの感情は、反って心を動かす。」について言った。

先生「最初説明するときにはその一節を添えていたが、經文に依拠すると、しかしここで言われている四つの感情は、ただちに椅子を突き倒してしまうようなものだということなのだ。」

また劉子實「ただ心が動くか否かを争う（ということでしょうか）。」また先生「最初のようにその一節があったとすると、傳文はそこに説明しているべきなのだが、それは何処にあるだろうか。傳文は今このように説明するだけなのだから、ここはその一節のような意味ではない。それなのにわたしは解釈するところにおいて、ごちゃごちゃと書いてしまった。」黄義剛録

〔注〕

(1) 「劉圻父」 劉子實、字は圻父。卷一五、四八条。

(2) 「不能存之、則四者之來、反動其心。」『大学章句』伝七章、章句「心有存、則無以檢其身。是以君子必察乎此、而敬以直之、然後此心常存而身無不脩也。』『語類』卷一一八、四七条、周明作録（VII 2849）「把心不定、喜怒憂懼四者皆足以動心。卷一五、一一九条、参照。

(3) 「便撞翻了這坐子」椅子を突き倒すとは、根本を覆すということ。『朱子語類考文解義』は「坐字、猶言地位也。翻破應物、本然之則、而失其正。」とする。

(4) 「便是」よく「たとえくでも」の意として用いられるが、(1)では「是」に同じ。卷一四、八六条、注(3) 参照。

(5) 「說絮著這些子」 說絮は、くどくどと言うの意。『語類』卷一〇一、五八条、包揚録(Ⅶ 2566)曾恬天隱嘗問上蔡云云、上蔡曰、用得底便是。以其說絮、故答以是。

154条

今不是就靜中動將去、却是就第二重動上動將去、如忿懣、好樂之類。

徳明

〔校勘〕

○諸本異同なし

〔訳〕

静中の動によつていくところではなくて、まさに第二重の動上の動によつていく、忿懣、好樂の類のことである。 廖徳明録

〔注〕

(1) 「今不是就靜中動將去」「將去」は、「くしていく」、卷一四、六

条、注(4) 参照。『朱子語類考文解義』には、「此非於未發之前、便有四者之病。却於此心既動之後、便有四者之病。所以謂動將去而不得其正。上條只爭動不動者即此也。」とあり、「未發」の状態の心に、四つの感情の害はないが、本条の「就第二重動上動將去」のような、既に動いた状態の心に生じる四つの感情の動に問題があるのだとする。

155条

敬之問、心有所好樂則不得其正章云、心不可有一毫偏倚。才有一毫偏倚、便是私意、便浸淫不已。私意反大似身己、所以視而不見、聽而不聞、食而不知其味。

曰。這下是說心不正不可以修身、與下章、身不修不可以齊家、意同、故云、莫知其子之惡、莫知其苗之碩、視聽是就身上說。心不可有一物、外面醜醜萬變、都只是隨其分限應去、都不關自家心事。

才係於物、心便為其所動、其所以係於物者有三。或是事未來、而自家先有這箇期待底心。或事已應去了、又却長留在胸中不能忘。或正應事之時、意有偏重、便只見那邊重、這都是為物所係縛。既為物所係縛、便是有這箇物事、到別事來到面前、應之便差了、這如何會得其正。

聖人之心、瑩然虛明、無纖毫形迹。一看事物之來、若小若大、四方八面、莫不隨物隨應、此心元不會有這箇物事。且如敬以事君之時、此心極其敬、當時更有親在面前、也須敬其親。終不成說敬君但只敬君、親便不須管得。事事都如此。聖人心體廣大虛明、物物無遺。」賀孫。

〔校勘〕

○「心不可有一毫偏倚」成化本は「毫」を「豪」に作る。(以下同じ)

○「才有一毫偏倚」成化本、朝鮮古写本、朝鮮整版本は「才」を「纔」に作る。(以下同じ)

○「而自家先有這箇期待底心」萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「箇」を「个」に作る。

○「或事已應去了」朝鮮古写本は、「應」の下に「過」あり。

○「既為物所係縛」朝鮮古写本は、「係」を「繫」に作る。

○「親便不須管得」朝鮮古写本は、「須」を「消」に作る。

〔訳〕

黄顯子は質問した。「心に好樂する所有れば、則ち其の正を得ず。」の章は、「心に些かもかたよりが有つてはならない。ほんの僅かでもかたよりが有ること、つまりこれが私意なのであり、たちまち心を侵食して止まない。私意というのは身体の機能を上回るので、だから『視れども見えず、聽けども聞こえず、食らえども其の味をしらず』なのだ。」ということでしょうか。

先生のお答え「この後に言う、心が不正ならば修身できないというのは、次の八章の『身修まらざれば以て家を齊う可からず。』の意味と同じであり、だから『其の子の悪を知るもの莫く、其の苗の碩いなるを知るもの莫し。』と言うのであり、この視たり聽いたりの話は身体に即して言ったものだ。心には何かしら物があつてはならず、外面

では移り変わる物事に應對し、専ら個々の物事に對應していくのであり、まったく自分の心には関わらないのだ。

ちよつと物にとらわれるだけで、心はすぐに動くものだが、そのように物にとらわれてしまう理由は三つある。ひとつはまだ起こつてもいない事物なのに、自分の心にあらかじめ期待する気持ちがある場合。ひとつはすでに對処してしまつた事物なのに、まだ長い間胸中に留めて忘れることが出来ない場合。ひとつは今まさに事物に對処せんとする時に、意識にかたよりがあり、そちらの偏重しているものだけを視てしまう場合。これらはみな物に縛られているのである。既に物に縛られてしまつては、この事物が有るところに、別の事物が面前に来ると、これに對処してもすぐに誤つた對処をしてしまう、これでいつたいどのようにしてその正しさを得られるというのか。

聖人の心は、明るく澄み切つていて、ほんのわずかにも痕跡がない。ひとたび事物がやってくるのをみれば、小事であろうと大事であろうと、あらゆる方面で、物に應じて對処していくので、心に全くその物事はない。たとえば敬によつて君にお仕える時には、心はその敬を極め、同時にさらに両親を前にしても、両親を敬しなければならぬ。結局君を敬する場合にはただ君を敬し、両親に関しては放つておいてそれでよいとはいえないのだ。すべての事はみなそうである。聖人の心體は澄み切つていて広大であり、すべての物を漏らさない。」葉賀孫録

〔注〕

- (1) 「敬之」朱在と、黄顯子の二人の可能性が考えられる。卷一六、一四六条、注 参照。
- (2) 「偏倚」かたより。卷一六、一二六条、注参照。
- (3) 「一毫」些か。卷一四、六六条に既出。
- (4) 「私意」卷一六、一二五条には、「私意」は、意がまだ誠でない状態のこととある。私意によって心は不正になることについては、卷一五、一一六条、一二〇条を参照。
- (5) 「身己」身体。卷一六、五七条、注参照。
- (6) 「這下は説心不正不可以修身」『大学章句』伝七章、章句「然後此心常存而身無不脩也。」
- (7) 「身不修不可以齊家」『大学章句』伝八章「此謂身不修不可以齊其家」
- (8) 「莫知其子之惡、莫知其苗之碩」『大学章句』伝八章「故諺之曰、人莫知其子之惡、莫知其苗之碩」
- (9) 「醜酢萬變」「醜酢」は、対応する。『周易』繫辭上「顯道神德行。是故可與酬酢。』『語類』卷一三、一一九条、萬人傑録(I 240)「問。待人接物、隨其情之厚薄輕重、而為酬酢邪。」
- (10) 「心不可有一物、外面醜酢萬變、都只是隨其分限應去、都不關自家心事。」
- 『二程文集』卷二、明道「答横渠先生定性書」、「所謂定者、動亦定、靜亦定、無將迎、無内外。苟以外物為外、牽己而從之、是以己性為有内外也。且以性為隨物於外、則當其在外時、何者為在内。是有意於絕外誘、而不知性之無内外也。既以内外為二本、則又烏可遽語定哉。夫天地之常、以其心普萬物而無心、聖人之常、以其情順萬事而無情。故君子之學、莫若廓然而大公、物來而順應。』『語類』卷一一六、一六条、襲蓋卿録(VII 2791)「善乎明道之言曰、學者全體此心。學雖未盡、若事物之來、不可不應、但隨分限應之、雖不中不遠矣。』『遺書』卷二上、一三条、「學者全體此心、學雖未盡、若事物之來、不可不應。但隨分限應之、雖不中不遠矣」
- (11) 「自家」一人称を表す。卷一五、六六条、注(6) 参照。
- (12) 「而自家先有這箇期待底心」『語類』卷五二、一五四条、廖德明録(IV 126)「問。預期其效如何。曰。集義於此、自生浩然之氣、不必期待他。」
- (13) 「聖人之心、瑩然虛明」「瑩」はきらきらとした様子。「虛明」は、澄み切っていること。類似表現に「瑩徹」、卷一四、一〇七条、注
- (6) 参照。『語類』一三〇卷、八三条、葉賀孫録(VIII 3117)「聖人之心、如青天白日、更無些子蔽翳」
- (14) 「形迹」『語類』卷二九、一三五条、葉賀孫録(II 757)「這只是天理自合如此。如老者安之、是他自帶得安之理來。朋友信之、是他自帶得信之理來、少者懷之、是他自帶得懷之理來。聖人為之、初無形迹。」
- (15) 「四方八面」各方面、すべての方向。卷一五、一〇一条、注(7)、一四五条、注(13) 参照。
- (16) 「此心元不曾有這箇物事」『語類』卷一二、四九条、萬人傑録(I 205)「人之一心、當應事時、常如無事時、便好」
- (17) 「且如」たとえば。卷一五、五二条、注(3)。

(18) 「不成説」 まさか〜というわけにはゆくまい。卷一五、一二五
条、注(2)

(19) 「廣大虛明」「虛明」は、澄み切っていること、卷一五、五三条、
注(1)。

156
条

正叔見先生、言明心、定心等説、因言心不在焉、則視而不見、聽而不聞、
食而不知其味。曰。這箇、三歲孩兒也道得、八十翁翁行不得。伯羽。

〔校勘〕

○「這箇三歲孩兒也道得」 萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「箇」を「个」
に作る。

〔訳〕

余大雅は先生にお目にかかり、明心や定心などについてお話し、そ
れにちなんで『心焉に在らざれば、則ち視れども見えず、聽けども聞
こえず、食らえども其の味をしらず』と言った。先生のお答え「これ
は、三歳の子供でも言うことができるが、八十才の老人でも行うこと
はできない。」 童伯羽録。

〔注〕

(1) 「正叔」 余大雅 『朱子弟子師事年攷』五五頁。

(2) 「明心」 明心見性。『達磨大師悟性論』(X63 SC09) 「上上智之

人内照圓寂。明心即佛。不待心而得佛智。』『語類』卷一八、一四條、
黃義剛録(Ⅱ 393) 「問、陸先生不取伊川格物之説、若以為隨事
討論、則精神易弊、不若但求之心、心明則無所不照、其説亦似省力。」
(3) 「定心」 『語類』卷三〇、一五條、葉賀孫録(Ⅲ 764) 「若能居敬、
則理明心定、自是箇。』『二程外書』卷一〇「心定者、其言重以舒。
不定者其言輕以疾。」

(4) 「心不在焉、則視而不見、聽而不聞、食而不知其味。」 『大学章句』
伝七章の本文。

(5) 「三歲孩兒也道得、八十翁翁行不得」 『景德傳燈録』卷四、鳥窠
道林「元和中、白居易出守茲郡。因入山禮謁、乃問師曰『禪師住
處甚危險。』師曰『太守危險尤甚。』曰『弟子位鎮江山、何險之有。』
師曰『薪火相交、識性不停。得非險乎。』又問『如何是佛法大意。』
師曰『諸惡莫作、衆善奉行。』白曰『三歲孩兒也解恁麼道。』師
曰『三歲孩兒雖道得、八十老人行不得。』白遂作禮。」 『語類』卷
一二、四六條、黃榦(Ⅰ 301) 「持養之説、言之則一言可盡、行
之則終身不窮。」

157
条

黃文云、舊嘗問視而不見、聽而不聞、只是説知覺之心、却不及義理
之心。先生曰、才知覺、義理便在此、才昏、便不見了。方子。學蒙

録別出

〔校勘〕

- 「視而不見」 朝鮮古写本はこの上に「心不在焉」四字がある。
- 「聽而不聞」 萬曆本、和刻本は「聽」を「聰」に作る。
- 「義理便在此」 朝鮮整版本は「便」を「便」に作る。以下同じ。
- 「才昏」 成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「昏」を「昏」に作る。
- 「學蒙録別出」 朝鮮古写本はこの五字が欠落。

〔訳〕

黄氏が言った。「以前『視るも見えず、聴くも聞こえず』というのは、ただ知覚の心について説くだけで義理の心には関わらないのではないか、ということについてお尋ねした。(その時)先生は、知覚さえしていれば義理はまさにそこにある。少しでもほんやりとしていれば(義理は)もう見えなくなってしまうのだ、とおっしゃった」李方子録。林学蒙録は別掲

〔注〕

- (1)「黄丈云」 次の一五八條に見える「直卿」、すなわち黄榦である。
- (2)「舊嘗問」 一五八條「直卿云」について、『朱子語類考文解義』は「此れ直卿旧時の問答の語を追述して学蒙之れを記す」として朱子の回答を含む大部分が黄榦による回想であるとす。本条に於いてもこれに従う。
- (3)「視而不見聽而不聞」 『大学章句』伝七章「心不在焉、視而不見、

聽而不聞、食而不知其味。」

- (4)「知覺之心」「知覺」については、人欲に根ざしたものと及び義理に根ざしたものが想定される。知覺と義理との関係について、『二程遺書』卷二上に「醫家以不認痛癢謂之不仁、人以不知覺不認義理爲不仁、譬最近。」という語を記録しており、これに基づいて謝良佐は知覺は義理に直結するものであると主張し、朱子はそれに反対する。『語類』卷三三、八七条、鄭可学録(Ⅲ 851)「問、遺書中取醫家言仁。又一段云、醫家以不認痛癢爲不仁。又以不知覺、不認義理爲不仁、又却從知覺上說。曰、覺是覺於理。問、與上蔡說同異。曰、異。上蔡說覺、纔見此心耳。問、南軒云、上蔡說覺、與佛家不同、如何。曰、上蔡云、自此心中流出、與佛亦不大段異。今說知痛癢、能知覺、皆好。只是說得第二節、說得用。須當看、如何識痛癢。血脈從何而出、知覺從何而至。某云、若不究見原本、却是不見理、只說得氣。曰、然。伊川言穀種之性一段、最好。」
- (5)「義理之心」 『語類』卷七八、一八八条、林学蒙録(V 2009)「或問人心、道心之別。曰、只是這一箇心、知覺從耳目之欲上去、便是人心。知覺從義理上去、便是道心。」

158条

直卿云、舊嘗問視之不見、聽之不聞處、此是收拾知覺底心、收拾義理底心。先生曰、知覺在、義理便在、只是有深淺。 學蒙

〔校勘〕

○「視之不見」朝鮮古写本はこの上に「大學正心章」五字がある。
○「聽之不聞處」萬曆本、和刻本は「聽」を「聽」に、「處」を「處」に作る。

○「此是收拾知覺底心收拾義理底心」朝鮮古写本は「是」字が欠落。また、「收拾知覺」以下十二字を双行とする。

○「收拾知覺底心」成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「收」を「収」に作る。

○「收拾義理底心」成化本、朝鮮古写本は「收」を「収」に作る。

○「義理便在」朝鮮整版本は「便」を「便」に作る。

○「只是有深淺」呂留良本、伝経堂本、朝鮮整版本は「深」を「席」に作る。

〔訳〕

黄榦が言った。「以前」之れを視るも見えず、之れを聴くも聞こえず」といふのは知覚の心を対象に収めるのか、それとも義理の心を対象に収めるのか、ということについてお尋ねしたところ、先生は、知覚があれば、同時に義理もある。（その両者の間には）ただ深淺の差があるだけだ、とおっしゃった」林学蒙録

〔注〕

〔1〕「直卿云」黄榦、字は直卿。『朱子語録姓氏』所収。また、『朱子語類考文解義』は本条は全体が黄榦による回想であり、それを

林学蒙が記録したものとす。上一五七条「舊嘗問」注参照。

〔2〕「收拾」「対象に収める、集中させる」。『語類』卷一一五、三二条、欠名録（Ⅶ 2779）「亦是他見人要多慮、且教人收拾此心耳。初学亦当如此。」「收拾A收拾B」は、A及びBの下に助詞を伴わずにAかそれともBか、という選択疑問文を構成することができる。太田辰夫『中国語歴史文法』疑問句、選択疑問（406）参照。

〔3〕「知覺在義理便在」『北溪大全集』卷四〇、答陳伯潔問弁諸丈人「心道心之論」「所謂知覺在義理便在、只有淺深、縁知覺則惺惺不昏昧、理義便都在其中、若冥然不省、則禮義何在邪。如人叫則便應、其知覺之淺處。見孺子將入井便慌惕、其知覺之深處。理義隨深淺呈露爾。」

159条

夜來說、心有喜怒不得其正、如某夜間看文字、要思量改甚處、到上床時擦脚心、都忘了數。天明擦時、便記得。蓋是早間未有一事上心、所以記得。

孟子說、平旦之氣、其好惡與人相近者幾希。幾希、不遠也。言人都具得此、但平日不曾養得、猶於夜間歇得許多時不接於事、天明方惺便恁地虛明光靜。然亦只是些子發出來、少間又被物欲枯亡了。

孟子說得話極齊整當對。如這處、他一向說後去、被後人來就幾希字下注開了、便覺意不連。賀孫

〔校勘〕

- 「夜來說」 萬曆本、和刻本は「來」を「来」に作る。以下同じ。
- 「改甚處」 萬曆本、和刻本は「處」を「處」に作る。以下同じ。
- 「都忘了數」 萬曆本、和刻本は「數」を「数」に作る。
- 「便記得」 朝鮮整版本は「便」を「便」に作る。以下同じ。
- 「蓋是」 萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「蓋」を「蓋」に作る。
- 「所以記得」 朝鮮古写本はこの下に「事」字がある。
- 「其好惡」 萬曆本、和刻本は「惡」を「養」に作る。
- 「者幾希」 朝鮮古写本はこの上に「也」字がある。
- 「虚明光靜」 萬曆本、和刻本は「虚」を「虚」に作る。成化本、呂留良本、伝経堂本は「靜」を「靜」に作る。
- 「他一向」 朝鮮古写本は「他」を誤って「池」に作る。

〔訳〕

昨晚は「心に喜怒有れば其の正を得ず」と言ったが、たとえば私が夜に文章を読んで、もしその中のどこかを正そうと思案したとしても、寝る時間になって足の裏をこすっているとさっぱり忘れてしまう。しかし、それが夜がそろそろ明けるといふ時間になると思い出す。つまりこれは朝の時間はまだ何事も心の中に生じていないから、それで思い出すのだ。

孟子は「平旦の氣、其の好惡人と相ひ近き者は幾ど希なり」と言った。この「幾んど希」というのは、「遠からず」ということである。つまり人は皆これ（＝良心）を備えているので、日頃全く修養を積んでい

なかつたとしても、やはり夜に長い時間休んで外物と接触しないであれば、空が明るくなって丁度目が覚める頃にはこのように透き通って清純な状態となる。しかし、それはただ（良心の兆しが）僅かに垣間見えたというだけのことなのであって、少しすれば再び物欲に囚われ失われてしまう。

孟子の言った話は大変整っていてびったり対応している。この部分などは、一気に（下文まで通して）話してゆくところなのだが、後世の人によって「幾希」字の下で注釈を入れて間をあけられたので、それで意味が切れているように思ってしまうのだ。葉賀孫録

〔注〕

- (1) 「夜間」 夜。
- (2) 「上床」 眠る。
- (3) 「擦脚心」 『東坡統集』卷八、養生訣「毎夜以子後、披衣起、面東或南、……然後以左右手熱摩兩脚心、……熟寢至明。」就寢前に行う健康法である。
- (4) 「天擦明時」 こここの「A擦」は「擦A」と言うに同じ。Aあたり。夜がそろそろ明ける頃。
- (5) 「早間」 朝。
- (6) 「上心」 心に生じる。
- (7) 「記得」 思い出す。
- (8) 「平旦之氣其好惡與人相近者幾希」 『孟子集注』告子章句上「其日夜之所息、平旦之氣、其好惡與人相近也者幾希、則其旦晝之所

爲、有枯亡之矣。」朱注「平旦之氣、謂未與物接之時清明之氣也。好惡與人相近、言得人心之所同然也。幾希、不多也。」

(9) 「歌」 休む。

(10) 「發出來」 出てくること。「出來」は動作の方向を示す補語。

(11) 「齊整當對」「齊整」は整っていること、「當對」はぴったりと的確であること。『朱子語類考文解義』は、『語類』卷五九、八三条、葉賀孫録(IV 1398)「牛山之木、譬人之良心、句句相對、極分明。」を引き、「此の對なる者は疑ふらくは亦た相對設譬の意か」とする。

(12) 「被後人來就幾希字下注開了」 四部叢刊本(宋刻大字本)・台北故宮博物院藏元覆宋刻本など趙岐注の諸宋本は「幾希」の下に趙岐注が挿入される。一方、朱熹は『孟子集注』に於いて下文「是豈人之情也哉」まで正文をつなげている。

160条

問、誠意、正心二段、只是存養否。曰、然。 寓

〔校勘〕

○朝鮮古写本卷一六は本条を収録しない。

○「誠意正心二段」 成化本、萬曆本、朝鮮整版本、和刻本は「段」を「段」に作る。

〔訳〕

お尋ねした。「誠意・正心の二段は、ひたすら存養の話でしょうか。」
おっしゃった。「そうだ。」徐寓録

〔注〕

(1) 「正心」 『大学章句』伝七章「右傳之七章、釋正心脩身」朱注「蓋意誠則真無惡而實有善矣、所以能存是心以檢其身」と、「存心」が修養の方法として示されている。

161条

說心不得其正章曰、心、全德也。欠了些箇、德便不全、故不得其正。又曰、心包體用而言。又問、意與情如何。曰、欲爲這事、是意。能爲這事、是情。 子蒙

〔校勘〕

○朝鮮古写本卷一六はこの条を収録しない。

○「全德也」 萬曆本、和刻本は「德」を「徳」に作る。以下同じ。

○「欠了些箇」 萬曆本、和刻本は「箇」を「个」に作る。

○「德便不全」 朝鮮整版本は「便」を「便」に作る。

○「欲爲這事」 萬曆本、和刻本は「爲」を「為」に作る。以下同じ。

○「能爲這事」 萬曆本、和刻本は「能」を「能」に作る。

〔訳〕

「心其の正を得ず」章を説明しておっしゃった。「心とは徳性全体のことである。もしいくらかでも欠けているところがあるならば、徳性は完全でなく、そのためその正しい状態であることができないのである。」

またおっしゃった。「心は体（本体）と用（作用）とを包括した呼び名である。」またお尋ねした。「意と情とについてはいかがでしょうか。」おっしゃった。「このことを行おうと望むのは意だ。このことを行うことができるのは情だ。」林子蒙録

〔注〕

(1) 「心不得其正章」『大学章句』伝七章「所謂脩身在正其心者、身有所忿懣、則不得其正。有所恐懼、則不得其正。有所好樂、則不得其正。有所憂患、則不得其正。」

(2) 「心全徳也」『全徳』について、『論語集注』顔淵「顔淵問仁。子曰、克己復禮爲仁」朱注「仁者、本心之全徳。……爲仁者、所以全其心之徳也。蓋心之全徳莫非天理、而亦不能不壞於人欲。故爲仁者必有以勝私欲而復於禮」などがある。

(3) 「欠了些箇」「些箇」は少しばかりの分量を表す。『語類』巻二四、一四〇条、黄榦録（II 228）「所損也只損得這些箇、所益也只益得這些箇、此所以百世可知也。」

(4) 「心包體用而言」『近思録』巻一に引く張載の語、「心、統性情者也。」と類似する表現。心に於いては性が体、情が用にそれぞれ

れ対応する。『語類』巻五、六五条、沈憫録（I 91）「蓋心便是包得那性情、性是體、情是用。」

(5) 「欲爲這事是意、能爲這事是情」意欲や意志を抱いてある事柄を爲そうとするのは「意」のはたつき、強固な意志を抱くまでもなく心の赴くままに自然とある事柄を爲し得るのは「情」のはたつき、との趣旨か。以下の例でも、意識的意志的な行為が自然な行為かを以て「意」と「情」が説き分けられている。『北溪大全集』巻三〇「答梁伯翔」第二書「心是以全體言。意是就心上發念處言、有思量運用之義。凡發見於外、思量要恁地底、皆是。……情是心裏面自然發動、改頭換面出來底。……如接物時、在內主宰者、是心。動出來、或喜或怒、是情。思量要喜那人、要怒那人、或輕或重、是意。」

〔参考〕

本条の「欲爲這事是意、能爲這事是情」を、朝鮮の宋時烈は記録者の誤りであると見なしている。『宋子大全』巻一三〇「朱子言論同異攷」（影印標点韓国文集叢刊、一一二冊）「語類論大學正心章。問。意與情如何。曰。欲爲這事是意。能爲這事是情。此與先生前後議論、全然不同。蓋喜怒哀樂闐然發出者、是情。是最初由性而發者。意是於喜怒哀樂發出後、因以計較商量者。先生前後論此不趨丁寧。而於此相反如此。必是記者之誤也。大抵語類如此等處甚多。不可不審問而明辨之也。」

傳八章釋修身齊家

〔校勘〕

○「修身」 成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「修」を「脩」に作る。

162条

忿懣、恐懼、好樂、憂患皆不能無、而親愛、畏敬、哀矜、敖惰、賤惡亦有所不可無者。但此心不爲四者所動、乃得其正、而五者皆無所偏、斯足以爲身之修也。 人傑

〔校勘〕

○「皆不能無」 萬曆本、和刻本は「能」を「能」に作る。

○「親愛」 萬曆本、和刻本は「愛」を「愛」に作る。

○「賤惡」 萬曆本、和刻本は「惡」を「賤」に作る。

○「不爲四者所動」 萬曆本、和刻本は「爲」を「為」に作る。以下同じ。

○「身之修也」 成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「修」を「脩」に作る。

〔訳〕

忿懣、恐懼、好樂、憂患といったものはどれも無くすることはできないが、親愛、畏敬、哀矜、敖惰、賤惡もやはり無くすることできない

ものもある。ただ、この心が（前の）四つのものによって動かされなくなつたなら、それでその正を得るといふものであり、そして（後の）五つのものがどれも偏ることがなくなつたならば、もうそれで身が修まつたと言ふことができるだろう。万人傑録

〔注〕

(1) 「親愛畏敬哀矜敖惰賤惡」 『大学章句』 伝八章「所謂齊其家在脩其身者、人之其所親愛而辟焉、之其所賤惡而辟焉、之其所畏敬而辟焉、之其所哀矜而辟焉、之其所敖惰而辟焉。故好而知其惡、惡而知其美者、天下鮮矣。」 朱注「五者在人、本有當然之則。然常人之情惟其所向而不加審焉、則必陷於一偏而身不脩矣。」

(2) 「但……乃」「但」は「只要」に同じ。「乃」と呼応する。「但A乃」は、Aでありさえすれば。 太田辰夫『中国語歴史文法』連詞、限定(31) 参照。

163条

或問。正心章說忿懣、恐懼、好樂、憂患、修身章說親愛、賤惡、畏敬、哀矜、敖惰、如何。

曰。是心卓然立乎此數者之外、則平正而不偏僻、自外來者必不能以動其中、自內出者必不至於溺於彼。

或問。畏敬如何。

曰。如家人有嚴君焉、吾之所當畏敬者也。然當不義則争之、若過於

畏敬而從其令、則陷於偏矣。若夫賤惡者固當賤惡、然或有長處、亦當知之。下文所謂好而知其惡、惡而知其美者、天下鮮矣。此是指點人偏處、最切當。 人傑

〔校勘〕

- 「修身章」 朝鮮古写本はこの上に「與夫」二字がある。成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「修」を「脩」に作る。
- 「親愛」 萬曆本、和刻本は「愛」を「爰」に作る。
- 「賤惡」 萬曆本、和刻本は「惡」を「賽」に作る。以下同じ。
- 「自外來者」 萬曆本、和刻本は「來」を「來」に作る。
- 「不能以動其中」 萬曆本、和刻本は「能」を「能」に作る。
- 「然當不義則爭之」 成化本、呂留良本、伝経堂本、朝鮮整版本は「争」を「爭」に作る。
- 「則陷於偏矣」 「陷」を成化本、朝鮮古写本、朝鮮整版本は「陷」に、萬曆本、和刻本は「陷」に作る。
- 「若夫賤惡者」 萬曆本、和刻本は「賤」を「賤」に作る。以下同じ。
- 「或有長處」 萬曆本、和刻本は「處」を「處」に作る。以下同じ。
- 「惡而知其美」 萬曆本、朝鮮古写本、朝鮮整版本、和刻本は「美」を「美」に作る。

〔訳〕

ある人がお尋ねした。「正心章では忿懣、恐懼、好楽、憂患について述べ、修身章では親愛、賤惡、畏敬、哀矜、敖惰について述べてい

ますが、これはどういうことでしょうか。」

おっしゃった。「これはつまり心が超然としてこのいくつかの外に立っていたならば、正しくて偏るところがなく、外から来たものは決してその内側を動かすことはできないし、内から出て来るものは決してそれ（いくつかのもの）に溺れることはないのだ。」

ある人がお尋ねした。「畏敬についてはいかがでしょうか。」

おっしゃった。「もし家の中に厳格な家長がいたとしたら、それは私たちが畏敬するべき対象だね。しかし、（家長に）不義の行いがあったならば必ず争わなくてはならない。もしも畏敬の心が強すぎてその命令に盲従したとすれば、それは偏りに陥ることになるわけだ。例の賤惡などは勿論ちゃんと賤惡しないといけないものだが、しかし或いは長所をもっていることもあるのであって、それはやはり（その長所を）わかってやらなければならない。下文には『好みて其の惡を知り、惡みて其の美を知る者は、天下鮮し』とあるが、これは人の偏っているところを指し示していて非常に適切だ。」万人傑録

〔注〕

- (1) 「卓然」 超然としていゝさま。
- (2) 「則平正而不偏僻」 『大学章句』に於いて、人は「親愛」等の五者に偏るものであると規定されている。一六二条「親愛畏敬哀矜 敖惰賤惡」注参照。

(3) 「家人有嚴君焉」 『周易』下経、家人卦、象伝「家人有嚴君焉、父母之謂也。」

(4) 「當不義則爭之」 『孝經』 諫爭章 「父有爭子、則身不陷於不義。……故當不義則爭之。從父之令、又焉得爲孝乎。」

(5) 「指點」 指さして示すこと。

(6) 「切當」 ぴったりと当てはまること。『語類』 卷八一、九四條、黃魯録 (VI 211) 「四牡之詩古注云、無公義、非忠臣也、無私情、非孝子也。此語甚切當。」

164 条

心須卓立在八九者之外、(原注「謂忿懣之類。」) 而勿陷於八九者之中、方得其正。聖人之心、周流應變而不窮、只爲在內而外物入不得、及其出而應接、又不陷於彼。 夔孫

〔校勘〕

○ 「而勿陷於八九者之中」 「陷」を成化本、朝鮮古写本、朝鮮整版本は「陷」に、萬曆本、和刻本は「陷」に作る。以下同じ。

○ 「應變」 萬曆本、和刻本は「變」を「變」に作る。

○ 「只爲」 萬曆本、和刻本は「爲」を「為」に作る。

○ 「夔孫」 朝鮮古写本は「賜」に作る。

〔訳〕

心は必ず九つのものの外にしっかりと立っていないなくてはならず(原注「忿懣の類をいう。」、九つのものの中に陥ることがなくなつて、

それではじめてその正を得るといえるのだ。聖人の心はあらゆるところを巡って柔軟に変化して尽きることがないが、それはひとえにその内面については外物が入ってくることができず、外に向かつて出てゆくに当たってはそれ(九つのもの)に陥ることがないからなのだ。林夔孫録

〔注〕

(1) 「八九者」 「八九」は「九」と言うに同じ。本卷一九條「四五」注を参照。

(2) 「聖人之心周流應變而不窮」 『語類』 卷七一、六一條、周謨録 (V 259) 「論復見天地之心。程子曰、聖人無復、故未嘗見其心。且堯舜孔子之心、千古常在。聖人之心、周流運行、何往而不可見。」

(3) 「夔孫」 朝鮮古写本は記録者名を「賜」に作る(本条校勘参照)。

すなわち林賜である。林賜は慶元二年と五年に二度に亘つて朱子に師事しており、林夔孫については『朱子語録姓氏』に「丁巳(慶元二年)以後所聞」とある。田中謙二『朱子弟子師事年攷』は林賜の同席者に林夔孫の名を挙げる(76)。

165 条

問、七章、八章頗似一意、如何。曰、忿懣之類、心上理會。親愛之類、事上理會。心上理會者、是見於念慮之偏。事上理會者、是見於事爲之失。 去僞

〔校勘〕

- 「七章」朝鮮古写本はこの上に「大學」二字がある。
- 「親愛」萬曆本、和刻本は「愛」を「爰」に作る。
- 「念慮之偏」朝鮮整版本は「偏」を誤って「徧」に作る。
- 「事爲之失」萬曆本、和刻本は「爲」を「為」に作る。
- 「去偽」萬曆本、和刻本は「偽」を「偽」に作る。

〔訳〕

お尋ねした。「七章と八章とはどうも一つの意味であるように思うのですが、いかがでしょうか。」おっしゃった。「忿懣の類は心に於いて取り組むものだ。親愛の類は事柄に於いて取り組むものだ。心に於いて取り組む、というのは、念慮の偏りの中に現れる、ということだ。事柄に於いて取り組む、というのは、行為の誤りの中に現れる、ということだ。」金去偽録

〔注〕

- (1)「忿懣之類心上理會」次条に「正心是就心上説」とある。
- (2)「親愛之類事上理會」次条に「修身是就應事接物上説」とある。

166条

正卿問、大學傳正心、修身、莫有深淺否。

曰、正心是就心上説、修身是就應事接物上説。那事不從心上做出來。如修身、如絜矩、都是心做得出。但正心是萌芽上理會。若修身及絜矩等事、却是各就地頭上理會。 恪

〔校勘〕

- 朝鮮古写本卷一六は本条を収録しない。
- 「正心修身」成化本、萬曆本、和刻本は「修」を「脩」に作る。
- 「莫有深淺否」呂留良本、伝経堂本、朝鮮整版本は「深」を「厖」に作る。

- 「修身是就」萬曆本、和刻本は「修」を「脩」に作る。以下同じ。
- 「做出來」萬曆本、和刻本は「來」を「來」に作る。
- 「却是」伝経堂本は「却」を「卻」に作る。

〔訳〕

林学蒙がお尋ねした。「『大學』の伝の正心、修身には深淺があるのではないのでしょうか。」

おっしゃった。「正心というのは心について言うのだ。修身というのは事柄に対処することについて言うのだ。一体どの事柄は心から作り出されていけないのだろうか。修身や絜矩もすべて心が作り出しているのだ。ただ、正心というのは（心が）兆す時に取り組むのだ。修身と絜矩などの事は、すべて各々の場面に於いて取り組むのだ。」

林恪録

〔注〕

(1) 「正卿」 林学蒙、字正卿。『朱子語録姓氏』所収。

(2) 「正心修身莫有深淺否」 正心と修身との深淺については〔参考〕

を参照。「莫A否」は、Aではないか。卷一五、一三二条等に既出。

(3) 「那事不從心上做出來」 「那」はどんな、どの。現代中国語の「哪」に同じ。

(4) 「絜矩」 『大学章句』 伝十章「所謂平天下在治其國者、上老老而民興孝、上長長而民興弟、上恤孤而民不倍、是以君子有絜矩之道也。」朱注「絜、度也。矩、所以爲方也。」卷一五、一三二条に既出。

(5) 「地頭」 地点、場所、立場、場面。卷一五、一三二条に既出。

〔参考〕

王星賢点校本には、「此條已見十五卷」という注記がある。伝経堂本にはこの注記は見られないが、「朱子語類記疑」に「正卿條重出見十五卷、作或問」と指摘される。本条は卷一五、一三二条、欠名録（I 307）とほぼ同内容である。以下にその原文を掲出する。

「或問。正心、修身、莫有淺深否。曰。正心是就心上說、修身是就應事接物上說。那事不自己做出來。如修身、如絜矩、都是心做出來。但正心、却是萌芽上理會。若修身與絜矩等事、都是各就地頭上理會。」

167条

問、正心章既說忿懣四者、修身章又說之其所親愛之類、如何。

曰、忿懣等是心與物接時事、親愛等是身與物接時事。 廣

〔校勘〕

○「忿懣四者」 朝鮮古写本はこの下に「矣而」二字がある。

○「修身章」 成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「脩」を「脩」に作る。

○「親愛」 萬曆本、和刻本は「愛」を「爰」に作る。以下同じ。

○「如何」 朝鮮古写本はこの上に「是」字がある。

〔訳〕

お尋ねした。「正心章で既に忿懣等の四つのものについて述べていて、修身章でまた『其の親愛する所に之いて』の類について述べているのはどういうことでしょうか。」

おっしゃった。「忿懣などは心が事物と接触すること、親愛などは身体が事物と接触することだ。」輔広録

〔注〕

(1) 「忿懣等 is 心與物接時事」 一六五条に「忿懣之類、心上理會」とある。

(2) 「親愛等 is 身與物接時事」 一六五条に「親愛之類、事上理會」とある。

168条

正心、修身、今看此段大概差錯處皆未在人欲上。這箇皆是人合有底事、皆恁地差錯了。況加之以放肆邪侈、分明是官街上錯了路。賀孫

〔校勘〕

○「正心修身」成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「修」を「脩」に作る。

○「此段」朝鮮古写本は「此」を「兩」に作る。成化本、萬曆本、朝鮮古写本、朝鮮整版本、和刻本は「段」を「段」に作る。

○「大概」萬曆本、呂留良本、伝経堂本、朝鮮古写本、朝鮮整版本、和刻本は「概」を「槩」に作る。

○「差錯處」萬曆本、和刻本は「處」を「處」に作る。

○「這箇皆是」萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「箇」を「个」に作る。

○「況加之」成化本、萬曆本、呂留良本、朝鮮整版本、和刻本は「況」を「況」に作る。

○「分明是」呂留良本、伝経堂本は「明」を「明」に作る。

〔訳〕
正心章や修身章については今これを見てみると、おおよそそこに見られる誤りというのはどれもまだ人欲とは関わりがない。これらはどれも人にとってあって当然の事なのだが、それでもこのように誤ってしまう。ましてやこの上やりたい放題が加わったなら、それは明らか

〔注〕
(1) 「差錯」 誤ること。
(2) 「這箇皆是人合有底事」 『大学章句』 伝七章 「所謂脩身在正其心者、身有所忿懣、則不得其正、有所恐懼、則不得其正、有所好樂、則不得其正、有所憂患、則不得其正。」 朱注 「蓋是四者、皆心之用、而人所不能無者。」 また、『大學章句』 傳八章 「所謂齊其家在脩其身者、人之其所親愛而辟焉、之其所賤惡而辟焉、之其所畏敬而辟焉、之其所哀矜而辟焉、之其所敖惰而辟焉。故好而知其惡、惡而知其美者、天下鮮矣。」 朱注 「五者在人、本有當然之則。」
(3) 「放肆邪侈」 『孟子』 梁惠王章句上 「苟無恒心、放肆邪侈、無不爲已。」
(4) 「官街」 大通り。『語類』 卷一三八、五〇条、包揚録 (Ⅷ 3283) 「唐宮殿制度正當甚好。官街皆用墻、居民在墻内、民出入處皆有坊門、坊中甚窄。」
(5) 「錯了路」 道を間違える。

169条

子升問。修身齊家章所謂親愛、畏敬以下、說凡接人皆如此、不特是一家之人否。曰。固是。

問。如何修身、却專指待人而言。曰。修身以後、大概說向接物待人去、又與只說心處不同。要之、根本之理則一、但一節說闊一節去。 木之

〔校勘〕

○「子升問修身」 成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「修」を「脩」に作る。(以下同じ)

○「問如何修身」 萬曆本は「問」を「明」に誤る。

○「却專指待人而言」 劉氏伝経堂本は「却」を「卻」に作る。(以下同じ)

○「大概」 底本は「大概」に作り、成化本、萬曆本、呂本、劉氏伝経堂本、朝鮮古写本、朝鮮整版本、和刻本は「大槩」に作る。

○「又與只説心處不同」 萬曆本、和刻本は「處」を「處」に作る。(以下同じ)

○「但一節説闊一節去」 萬曆本、呂本、和刻本は「闊」を「濶」に作り、萬曆本、和刻本は「節」を「節」に作る。(以下同じ)

〔訳〕

子升が質問した。「修身齊家章のいわゆる「親愛」「畏敬」以下について、一般的に人々と接する際はすべてこのようにするのであって、ただ家族の人に対してだけではないということでしょうか。」先生「もちろんそういうことだ。」

質問した。「どうして修身なのに、かえって専ら人と接することを指すのでしょうか。」先生「修身の後は、だいたい人と接することと事柄に対応することを説いていき、心しか説かないところとは違う。要するに、根本的な道理は同じだが、『大学』において一節ごとに内容の幅が(実践工夫の順番によって)漸進的に廣くなっているのだ。」

〔注〕

(1) 「子升」 本巻、五七条既出。

(2) 「接人」「待人」「人と接する」の意。

(3) 「接物待人」「待人接物」、「接人待物」ともいう。『語類』卷一三、一一九条、萬人傑録(1 240)「問。待人接物、隨其情之厚薄輕重而為酬酢邪。一切不問而待之以厚邪。曰。知所以處心持己之道、則所以接人待物、自有準則。」

(4) 「又與只説心處不同」「只説心處」は『大学』伝七章(正心)のことを指す。原文「所謂脩身在正其心者、身有所忿懣、則不得其正。有所恐懼、則不得其正。有所好樂、則不得其正。有所憂患、則不得其正。」朱注「程子曰。身有之身當作心。」「蓋是四者、皆心之用、而人所不能無者」云々。『語類』本巻、一六六条、林恪録(II 330)「正卿問。大學傳正心、修身、莫有深淺否。曰。正心是就心上説、修身是就應事接物上説。」

(5) 「但一節説闊一節去」 この表現はやや理解しにくい、以下のような用例がある。『語類』卷一四、二一条、鄭可學録(1 333)「大抵大學、一節一節恢廓展布將去、然必到於此而後進。既到而不進、固不可。未到而求進、亦不可。且如國既治、又却絜矩、則又欲其四方皆準之也。此一卷書甚分明、不是滾作一塊物事。」「大抵大學、一節一節恢廓展布將去」以下、『大学』が為学工夫の階梯を段階的漸進的に説く書物であることを述べる。「恢廓展布」は「修身

↓齊家↓治國↓平天下」と実践の場が同心円状に拡大していくイメージか。『朱子語類』 訳注』卷十四、三十頁参照。本条の「一節説闊一節去」と「一節一節恢廓展布將去」との意味はほぼ同じだろう。また、『語類』 卷一五、八五條、林夔孫録（I 298）「格物は夢覺關、誠意是善惡關。過得此二關、上面工夫卻一節易如一節了。到得平天下處、尚有些工夫。只為天下闊、須著如此點檢。」

『語類』 卷一五、一一五條、林夔孫録（I 305）「須去了自欺之意、意誠則心正。誠意最是一段中緊要工夫、下面一節輕一節。」『語類』 卷一五、一一八條、孫自修録（I 305）「致知、誠意兩節、若打得透時、已自是箇好人。其它事一節大如一節、病敗一節小如一節。」なお、この「節」は竹の節の比喩である。本卷、一八九條、李壯祖録（II 356）「問正心修身章後注云「此亦當通上章推之、蓋意或不誠、則無能實用其力以正其心者」云云。曰。大學所以有許多節次、正欲學者逐節用工、非如一無節之竹、使人才能格物、則便到平天下也。」

170条

第八章。人謂衆人。之猶於也、之其亦如於其人、即其所向處。 泳

〔校勘〕

○諸本異同無し。

〔訳〕

『大学』 伝八章（の注）に「人は衆人を謂ふ。之は猶ほ於（おいて）の如きなり」、「之其」はまた「其の人に於いて」というようなもので、つまり、（人の情の）向かう対象のことである。 湯泳録

〔注〕

(1) 「泳」 本卷、一五條既出。

(2) 「人謂衆人。之猶於也」 『大学』 伝八章「所謂齊其家在修身者、人之其所親愛而辟焉、之其所賤惡而辟焉、之其所畏敬而辟焉、之其所哀矜而辟焉、之其所放惰而辟焉。故好而知其惡、惡而知其美者、天下鮮矣。」朱注「人謂衆人。之猶於也。」

(3) 「即其所向處」 『大学』 伝八章の朱注「然常人之情惟其所向而不加審焉。」

171条

之其所親愛之之猶往也。 銖

〔校勘〕

○朝鮮古写本は「之其所親愛」の上に「大學」の二字がある。

〔訳〕

「其の親愛する所に之き」の「之」はこの場合、「往く」の意味で理

解できる。董銖録

〔注〕

(1) 「之猶往也」 現行の朱子『大学章句』には「之猶於也」という。

『語類』本條の「之猶往也」の解釈は、「大学」のこの部分に對する鄭玄注「之、適也」に基づくものと思われる。なお、「猶」は近似を示す詞である。朱子『大学章句』には、しばしば「某猶某也」との訓詁を加えている。たとえば、「知猶識也」「物猶事也」や本章（伝八章）の朱注「辟猶偏也」などはこれである。

172条

問。大學譬音改僻、如何。曰。只緣人心有此偏僻。

問。似此、恐於修身在正其心處相類否。曰。略相似。 寓

〔校勘〕

○「譬音改僻」の下に朝鮮古写本は「音」の字がある。

○「寓」（記録者名）の下に朝鮮古写本は「○按／砥銅同」の四字小注がある。「銅」は「録」の誤字と思われる。

〔訳〕

質問した。「『大学』伝八章の「譬」の音を「僻」に改めたのはどうしてでしょうか。」先生「ただ人間の心にはこのような偏りがあるか

らだ。」

（更に）質問した。「そうであれば、思うに（伝七章の）「身を修むるは其の心を正しくするに在り」のところと似ているのでしょうか。」先生「ほぼ似ている。」 徐寓録

〔注〕

(1) 「大學譬音改僻」 『大学』伝八章「所謂齊其家在修身者、人之其所親愛而辟焉、之其所賤惡而辟焉、之其所畏敬而辟焉、之其所哀矜而辟焉、之其所敖惰而辟焉。」朱注「辟、讀爲僻。」「辟、猶偏也。」これに對して、鄭玄注は「譬猶諭也」、釈文は「而辟、音譬、下及注同、謂譬諭也」とする。なお、この「辟」についての朱子の解釈は早年と晩年の区別があり、『章句』のほうが晩年の定論と思われる。李氏朝鮮の朱子学者である韓元震（一六八二～一七五一）の『朱子言論同異攷』卷二「大学」（保景文化社、二〇〇八年五月、二九頁）は、「答許順之書以大學「之所譬焉」作「譬」字說、與章句不同。（原注：定論又見答張敬夫、呂伯恭書）」と指摘している。「作譬字說」というのは、先述の鄭玄の注に基づく解釋である。当該の「答許順之書」とは「答許順之」第十二書（『朱子文集』卷三九）のことで、この書簡は朱子三十八歳のもの（陳來『朱子書信編年考証』、下同）である。また当該の「答呂伯恭書」は「答呂伯恭」第四十二書（『朱子文集』卷三三）のことであり、この書簡は朱子四十六歳のものであり、また「答張敬夫書」は「答敬夫孟子說疑義」（『朱子文集』卷三二）を指し、

この書簡は朱子四十七歳の時のものである。以上により、朱子は三十八歳の頃は、まだ鄭玄注の説に従い、四十六、七歳の時点で自分の説を提唱していたことが分かる。

- (2) 「只縁人心有此偏僻」「只縁」は現代語の「只因爲」の意。「人心有此偏僻」について、本章の親愛以下の五者と前章の忿懣以下の四者のことを指す。『語類』本卷、一六三条、萬人傑録（I 350）「或問。正心章說忿懣・恐懼・好樂・憂患、修身章說親愛・賤惡・畏敬・哀矜・赦惰、如何。曰。是心卓然立乎此數者之外、則平正而不偏僻。」「語類」本卷、一六四條、林夔孫録（I 350）「心須卓立在八九者之外（原注：謂忿懣之類）、而勿陷於八九者之中、方得其正。」「八九者」というものは伝七章の「四者」と伝八章の「五者」をまとめたものである。要するに、ここで朱子は前後二章を結びつけて把握しようとしている。

- (3) 「恐於修身在正其心處相類否」『大学』伝七章「所謂修身在正其心者：此謂修身在正其心」とある。

- (4) 「略相似」伝七章の下に朱注「此亦承上章以起下章」とし伝七章と伝八章を関連させて理解しようとし、また『大学或問』では伝八章について、「此章之意、實承上章。其立文命意、大抵相似。」と言い、伝八章の内容が伝七章の意を承けているものと言う。朱子が伝八章の「譬」の音を「僻」に改めるのは、「僻」の音ならば「偏」の意味となり、前章の「不得其正」の部分と意味が近いものとなると考えていたからと思われる。「答呂伯恭」第四十二書には「近讀大學、疑「人之其所親愛而辟焉」、只合讀爲「僻」字、

則與上章同體。」「答敬夫孟子說疑義」「據此辟字、只合讀作「僻」字。蓋此言常人於其好惡之私、常有所偏而失其正：又與上章文勢正相似。」とある。また、この二章に対する朱注は書き方の構造が似ており、このことから考えても、朱子が伝七章と伝八章の内容を関連させて解釋していることがわかる。伝七章の朱注「蓋是四者、皆心之用而人所不能無者、然一有之而不能察、則欲動情勝、而其用之所行、或不能不失其正矣。」伝八章の朱注「五者、在人本有當然之則、然常人之情惟其所向而不加察焉、則必陷於一偏而身不脩矣。」。

173条

問。古注辟作譬、似窒礙不通。曰。公亦疑及此。某正以他説之其所赦惰而譬焉、赦惰非美事、如何譬得。故今只作僻字説、便通。況此篇自有僻字、如辟則爲天下僂矣之類是也。大雅

〔校勘〕

- 「問」と「古注辟作譬」の間に朝鮮古写本は「大學言人之其所好樂而辟焉」の十二字がある。
- 「曰」朝鮮古写本は「答曰」に作る。
- 「之其所赦惰」朝鮮古写本は「惰」を「隋」に誤る。
- 「便通」朝鮮整版本は「便」を「僂」に作る。（以下同じ）
- 「況此篇自有僻字」成化本、萬曆本、呂本、朝鮮古写本、朝鮮整版

本、和刻本は「況」を「況」に作る。

○「如辟則爲天下僂矣」萬曆本、和刻本は「爲」を「為」に作る。(以下同じ)

〔訳〕

質問した。「古注には「辟」を「譬」に作っていますが、前後のつながりが悪く通じないようです。」先生「君もこれを疑うね。私はまさに思うんだが、彼(鄭玄)が「其の赦惰する所に之きて譬ふ」といつていたが、赦惰することはよいことではないのに、どうして譬えることができるのか。だから今はただ「僻」の字として説けば、それで通じよう。ましてや、この篇にはもともと「僻」という意味の文字があり、たとえば(伝十章の)「辟れば則ち天下の僂と爲る」というのはそれだ。」余大雅録

〔注〕

(1)「窒礙」「流れが滞ること」の意。『語類』卷二一、七六条、葉賀孫録(一 189)「某向時與朋友說讀書、也教他去思索、求所疑。近方見得、讀書只是且恁地虛心就上面熟讀、久之自有所得、亦自有疑處。蓋熟讀後、自有窒礙不通處、是自然有疑、方好較量。今若先去尋箇疑、便不得。」「滯礙」ともいう。『語類』卷三四、五五条、林恪録(Ⅲ 866)「如禮樂射御書數、一件事理會不得、此心便覺滯礙。惟是一一去理會、這道理脈絡方始一一流通、無那箇滯礙。」「朱子語類』訳注』卷二一、一九六頁参照。

(2)「公亦疑及此」「公」と呼ばれているのは、質問者であり、二人

称。三浦國雄『朱子語類』抄』三八七頁参照。

(3)「某正以他説之其所赦惰而譬焉」鄭玄の注は「辟」を「譬」に作るので、この「他」は鄭玄を指すのだろう。なお、前文の二人称である「公」に對して、この「某」は一人称。

(4)「赦惰非美事」「美事」「好事」ともいう)は「良いこと」の意。『春秋繁露』「同類相動」「美事召美類、惡事召惡類、類之相應而起也。」「語類』卷一三二、二四條、包揚録(Ⅷ 371)「胡邦衡尚號為有知識者、一日以書與范伯達云、某解得易、魏公為作序。解得春秋、鄭億年為作序。以為美事。」

(5)「如辟則爲天下僂矣之類是也」この語は『大学』伝十章「詩云、節彼南山、維石巖巖、赫赫師尹、民具爾瞻。有國者不可以不慎、辟則爲天下僂矣。」に基づく。この部分に對して朱注は「辟、讀爲僻。」「辟、偏也。言在上者人所瞻仰、不可不謹。若不能絜矩而好惡殉於一己之偏、則身弑國亡、爲天下之大戮矣。」と注する。伝十章のこの部分に基ついて八章の「辟」を「僻」の意味として読むことについては、前述の『朱子文集』卷三二「答敬夫孟子說疑義」で以下のように言う。「且此篇惟有此五「辟」字、卒章有「辟則爲天下僂」、「辟」字亦讀爲「僻」、足以相明。」伝十章のこの部分に對して鄭玄注は「言民皆視其所行而則之、可不慎其德乎。邪辟失道則有大刑。」としており、鄭玄注は、伝八章の「辟」を「譬」、伝十章の「辟」を「偏」(「邪辟」)の意味とするようで、それぞれ別々に解釋する。一方、朱注はこの二章の「辟」をともに「偏」

の意味で解釈し、一貫させている。これは朱子経書解釈の特色の一つと言えよう。一七二條と本條とは「辟」を「偏」の意味として理解することを説いたものである。なお、『大学或問』に「或問。八章之辟舊讀為譬、而今讀為僻、何也。曰。舊音舊説、以上章例之而不合也、以下文逆之而不通也。是以問者竊以類例文意求之、而得其説如此。」とある。『語類』の一七二條の内容は、『或問』の「上章を以て之れを例とするも、合わざるなり」のことを説き、本條の内容は、『或問』の「下文を以て之れに逆ふるも、通ぜざるなり」のことをいうものと思われる。

174条

親愛、賤惡、畏敬、哀矜、赦惰、各自有當然之則、只不可偏。如人飢而食、只合當食、食纔過些子、便是偏。渴而飲、飲才過些子、便是偏。如愛其人之善、若愛之過、則不知其惡、便是因其所重而陷於所偏。惡惡亦然。

下面説人莫知其子之惡、莫知其苗之碩、上面許多偏病不除、必至於此。 泳

〔校勘〕

○「賤惡」萬曆本、和刻本は「惡」を「賽」に作る。(以下同じ)

○「下面」「上面」成化本、朝鮮古写本は「下面」「上面」に作る。

〔訳〕

親愛、賤惡、畏敬、哀矜、赦惰の五者には、それぞれ本来そうあるべき道理があるのだが、ただ偏ってはならないのだ。たとえば、人は飢えれば食べ、食べるべきだが、(食べるときに)少しでも食べすぎたらそれが偏りということだ。かりにその人の善を愛しても、愛し過ぎたら、その人の惡の面を見落としてしまう。つまり、これはその相手を重んずるあまり偏りに陥ってしまうのだ。人の惡を惡む場合も同様だ。

後文の「人は其の子の惡を知るもの莫く、其の苗の碩いなるを知るもの莫し」というようなことは、前文が説く多くの偏りの病害を取り除いていなかったら、必ずこうなってしまうのだ。 湯泳録

〔注〕

(1) 「親愛、賤惡、畏敬、哀矜、赦惰、各自有當然之則、只不可偏」『大学』伝八章の朱注「五者、在人本有當然之則、然常人之情惟其所向而不加審焉、則必陷於一偏而身不修矣。」「當然之則」について、『大学或問』經一章に「至於天下之物、則必各有所以然之故、與其所當然之則、所謂理也。」とある。

(2) 「飢而食」「渴而飲」『大戴禮記』「王言」「其禮可守、其信可復、其跡可履。其於信也、如四時春秋冬夏。其博有萬民也、如飢而食、如渴而飲。」「語類」卷六二、七二条、沈憫録(IV 1496)「飢而食、渴而飲、日出而作、日入而息、其所以飲食作息者、皆道之所在也。」「語類」卷一五、四五条、潘時舉録(1 291)「如孩提之童知愛其

親、及其長也知敬其兄、以至於飢則知求食、渴則知求飲、是莫不有知也。」

(3) 「食纔過些子、便是偏」「飲才過些子、便是偏」「纔(才)：便」

と呼応し、「…するや否やすぐだ」。「些子」は「少し」あるいは「少しのもの」。三浦國雄『朱子語類』抄』四九頁、六七頁参照。『抱朴子内篇』「極言」「是以養生之方、睡不及遠、行不疾歩、耳不極聽、目不久視、坐不至久、臥不及疲。先寒而衣、先熱而解。不欲極飢而食、食不過飽。不欲極渴而飲、飲不過多。凡食過則結積聚、飲過則成痰癖。」ここに「食纔過些子、便是偏」「飲才過些子、便是偏」というのは、養生理論に基づいて述べたのだろう。

(4) 「合當」当然、すべきである(俗語)の意。田中謙二『朱子語類外任篇訳注』一四八頁参照。

(5) 「如愛其人之善、若愛之過、則不知其惡、便是因其所重而陷於所偏、惡惡亦然」『大学或問』に「蓋曰。人之常情於此五者、一有所向、則失其好惡之平、而陷於一偏。是以身有不修、不能齊其家耳。蓋偏於愛、則溺焉而不知其惡矣、偏於惡、則阻焉而不知其善矣。是其身之所接、好惡取舍之間、將無一當於理者。」又況此章之旨、乃為慮其因有所重而陷於一偏者發、其言雖曰有所放惰、而其意則正欲人之於此更加詳審。雖曰所當放惰、而猶不敢肆其放惰之心也、亦何病哉。」とある。

(6) 「下面説人莫知其子之惡、莫知其苗之碩」『大学』伝八章「故好而知其惡、惡而知其美者、天下鮮矣。故諺有之曰、人莫知其子之惡、莫知其苗之碩。」朱注「諺、俗語也。溺愛者不明、貪得者無厭、

是則偏之為害、而家之所以不齊也。」

175条

人之其所親愛而僻焉、如父子是當主於愛、然父有不義、子不可以不爭。如爲人父雖是止於慈、若一向僻將去、則子有不肖、亦不知責而教焉、不可。

人之其所賤惡而僻焉、人固自有一種可厭者、然猶未至於可賤惡處、或尚可教。若一向僻將去、便賤惡他、也不得。

人之其所畏敬而僻焉、如事君固是畏敬、然説大人則貌之、又不甚畏敬。孟子此語雖稍粗、然古人正救其惡、與陳善閉邪、責難於君、也只管畏敬不得。賀孫

〔校勘〕

○「人之其所畏敬而僻焉」朝鮮整版本には「其」字が無い。

○「如事君固是畏敬」の下に朝鮮古写本は「他」字がある。

○「又不甚畏敬」の下に朝鮮古写本は「也」字がある。

○「稍粗」成化本、朝鮮古写本は「粗」を「麤」に作り、朝鮮整版本

は「粗」を「麤」に作る。

○「然古人正救其惡」朝鮮整版本は「正」を「匡」に作る。

〔訳〕

「人其の親愛する所に之て僻る」というのは、たとえば、父子関係

において愛を主とするべきであるが、父に不義があれば、子は父を諫めないわけにはいかない。父として慈（愛）に止まっても、もしひたすら慈（愛）して偏つていけば、子に不肖な行いがあつても、叱つて教えることを知らず、それでは駄目だ。

「人其の賤悪する所に之て僻る」というのは、人にはもともと他者に嫌悪感を抱かせるような者がいるが、賤悪すべきほどまでには至つていなければ、たぶんまだ教え導けるかも知れない。もしひたすら偏つていき、彼を賤悪してしまつたらやはり駄目だ。

「人其の畏敬する所に之て僻る」というのは、たとえば、君主に仕える場合は當然畏敬すべきだが、（孟子が）「大人に説くにはこれを貌んぜよ」と言ったのも、畏敬しすぎないということだ。孟子のこの言葉はやや粗雑であるが、古人がその（君主の）悪を正したことと、「善を陳ねて邪を閉ぎ」、「難きことを君に責め」たこととは、やはりひたすら畏敬するだけでは駄目だということだ。 葉賀孫録。

〔注〕

（1）「如父子是當主於愛」『孝經』「土章」「子曰。資於事父以事母、其愛同。資於事父以事君、其敬同。故母取其愛而君取其敬、兼之者父也。」『左伝』隱公三年「君義、臣行、父慈、子孝、兄愛、弟敬、所謂六順也。」『説文』に「慈、愛也。」

（2）「然父有不義、子不可以不爭」『孝經』「諫諍章」「父有爭子、則身不陷於不義。故當不義、則子不可以不爭於父、臣不可以不爭於君、不爭則非忠孝、故當不義則爭之。從父之令、又焉得為孝乎。」

（3）「如爲人父雖是止於慈」『大学』伝三章「詩云。穆穆文王、於緝熙敬止。爲人君止於仁、爲人臣止於敬、爲人子止於孝、爲人父止於慈、與國人交止於信。」

（4）「不肖」『礼記』「雜記」下「主人對曰。某之子不肖、不敢辟誅、敢不敬須以俟命。」鄭玄注「肖、似也。不似、言不如人。」

（5）「説大人則貌之」『孟子』「盡心」下「孟子曰。説大人則貌之、勿視其巍巍然。」朱注「趙氏曰。大人、當時尊貴者也。貌、輕之也。巍巍、富貴高顯之貌。貌焉而不畏之、則志意舒展、言語得盡也。」『語類』卷六一、六六条、葉賀孫録（VI）「敬之問説大人則貌之章。曰。這爲世上有人把大人許多崇高富貴當事、有言不敢出口、故孟子云爾。集注説自分明。論語説畏大人、此卻説貌大人。大人固當畏、而所謂貌者、乃不是貌他、只是貌他許多「堂高數仞、橫題數尺」之類。」また、『河南程氏遺書』卷一九、楊遵道録「鄧文宇」

又問。孟子書中有不是處否。曰。只是門人録時、錯一兩字、如「説大人則貌之」。夫君子毋不敬、如有心去貌他人、便不是也。」

（6）「孟子此語雖稍粗」『語類』卷一〇〇、三四条、陳文蔚録（VII）

性者道之形體、心者性之郭郭、身者心之區宇、物者身之舟車。此語雖說得粗、畢竟大概好。「粗」は「細」（精）の対概念である。『語類』卷一二九、二二条、鄭可學録（VIII）3090「如范文正公作子陵祠堂記云。先生之心、出乎日月之上、光武之器、包乎天地之外。微先生、不能成光武之大。微光武、豈能遂先生之高。胡文定父子極喜此語。大抵前輩議論粗而大、今日議論細而小、不可不理會。」『語類』卷三、二二条、楊道夫録（I）35「世間萬事皆此理、

但精粗小大之不同爾。」

(7) 「然古人正救其惡」「正救」は「正すこと」「なおすこと」の意。もともとは「匡救」といい、避諱のため「匡」(宋太祖趙匡胤の名)を「正」に作っている。『毛詩』『詩譜序』『論功頌德』、所以將順其美。刺過譏失、所以匡救其惡。』『語類』卷四二、八六条、葉賀孫録(Ⅲ 1091)「世上有此等人、專以大意氣加人。子張平日是這般人、故孔子正救其病。」

(8) 「陳善閉邪」「責難於君」「孟子」「離婁」上「故曰。責難於君謂之恭、陳善閉邪謂之敬、吾君不能謂之賊。」朱注「范氏曰。人臣以難事責於君、使其君為堯舜之君者、尊君之大也。開陳善道以禁閉君之邪心、惟恐其君或陷於有過之地者、敬君之至也。謂其君不能行善道而不以告者、賊害其君之甚也。」

176条

問。齊家段、辟作僻。

曰。人情自有偏處。所親愛莫如父母、至於父母有當幾諫處、豈可以親愛而忘正救。所敬畏莫如君父、至於當直言正諫、豈可專持敬畏而不敢言。所敖惰處、如見那人非其心之所喜、自懶與之言、即是忽之之意。

問。敖惰、惡德也、豈君子宜有。

曰。讀書不可泥、且當看其大意。縱此語未穩、亦一兩字失耳。讀書專留意小處、失其本領所在、最不可。 寓

〔校勘〕

○「豈可以親愛而忘正救」朝鮮整版本は「忘」を「愆」に作り、「正」を「匡」に作る。

○「至於當直言正諫」の「於」の下に朝鮮古写本は「所」字がある。

○「敢言」朝鮮古写本にはこの二字を割注に作る。

○「讀書專留意小處」呂本、劉氏伝経堂本、朝鮮整版本は「留」を「留」に作る。

〔訳〕

齊家章の「辟」を「僻」に作ることに、質問した。

先生「人情にはもともと偏るところがあるものだ。(人間は)親愛する相手は父母より甚だしいものはないが、父母に婉曲に諫めるべきところがあれば、どうして親愛のため正すことを忘れてよいだろうか。敬畏する相手は主君よりも甚だしいものはないが、主君に直言して諫めるべきことがあれば、どうして専ら畏敬の心を保持して主君に忠告しようとしなくてよいだろうか。敖惰するところとは、たとえば、他人が自分の心にとって好ましく思われない場合には、自ずと物憂くて相手と話すのも面倒くさくなるものではあるが、それでは相手を蔑ろにすることになってしまう。」

質問した。「敖惰とは、悪徳ですが、どうして君子にあってよいでしようか。」

先生「読書においてはとらわれることは禁物だ。その大筋を捉えるのが大切なのだ。たとえこの言葉が穏当ではないとしても、一、二文

字のミスにすぎない。読書は細かいところを注意するばかりで、結局その一番大切なところを失ってしまうのがもつとも駄目だ。」徐禹録

〔注〕

(1) 「至於父母有當幾諫處」『論語』「里仁」「子曰。事父母幾諫、見志不從、又敬不違、勞而不怨。」朱注「此章與内則之言相表裏。幾、微也。微諫、所謂父母有過、下氣怡色、柔聲以諫也。」

(2) 「至於當直言正諫」『戰国策』「齊策」四「(宣王)曰。寡人奉先君之宗廟、守社稷、聞先生直言正諫不諱。王斗對曰。王聞之過、斗生於亂世、事亂君、焉敢直言正諫。宣王忿然作色、不説。」實際、士大夫としての朱子は「直言正諫」の人であった。たとえば、紹興三十二年八月、孝宗が即位した直後、朱子は詔に応じて封事をたてまつった。この上奏文いわゆる「壬午應詔封事」(『朱子文集』卷一一)には、「直言正諫」の人としての朱子の真面目が現れている。

(3) 「敢言」「あえて直言すること」「押し切つて意見を述べること」の意、特に政治上の場合。『国語』「魯語」下「夫外朝、子將業君之官職焉。内朝、子將庀季氏之政焉。皆非吾所敢言也。」

(4) 「自懶與之言」本卷、一八〇条に「令人懶去接他、是謂敖惰。『四書大全』「大学章句」「北溪陳氏曰。敖只是簡於為禮、惰只是懶於為禮。有一等人、上非可愛、次非可敬、只是平平人、接之自令人簡慢。」

(5) 「敖惰、惡德也、豈君子宜有」『論語』「学而」「人不知而不慍、

不亦君子乎。」朱注「君子、成德之名。」「君子」は、徳において完璧な人であるから、「悪徳」はないはずだ、との意。「悪徳」は「凶徳」ともいう。『大学或問』「曰。親愛、賤惡、畏敬、哀矜、固人心之所宜有。若夫敖惰、則凶徳也、曾謂本心而有如是之則哉。曰。敖之為凶徳也、正以其先有是心、不度所施、而無所不敖爾。若因人之可敖而敖之、則是常情所宜有、而事理之當然也。」

(6) 「讀書不可泥」「泥」は「なずむ」「とらわれる」の意。『語類』卷一一、一三三條、陳淳録(I 132)「凡讀書、須看上下文意是如何、不可泥著一字。」

(7) 「且當看其大意」「且當」は現代語の「該当」「応当」に近い。

(8) 「縱此語未穩」「穩」はこの場合、「道理にならなっている」、「穩当」の意。『語類』卷一四、四五條、陳淳録(I 25)「問。大學解已定否。曰。據某而今自謂穩矣、只恐數年後又見不穩、這箇不由自家。」「語類」卷一三六、五九條、黃義剛録(VIII 324)「問。胡氏管見斷武后於高宗非有婦道、合稱高祖太宗之命、數其九罪、廢為庶人而賜之死。竊恐立其子而殺其母、未為穩否。」

(9) 「讀書專留意小處、失其本領所在、最不可」「本領」は「主旨」「一番大切なところ」の意。『語類』卷一五、五一條、葉賀孫録(I 292)「學者要緊在求其放心。若收拾得此心存在、已自看得七八分了。如此、則本領處是非善惡、已自分曉。惟是到那變處方難處、到那裏使用子細研究。」

問。章句曰、人於五者本有當然之則、然敖之與惰、則氣習之所爲、實爲惡德。至若哀矜之形、正良心苗裔。偏於哀矜、不失爲仁德之厚、又何以爲身不修而不可以齊其家者乎。

曰。敖惰、謂如孔子之不見孺悲、孟子不與王驪言。哀矜、謂如有一般大姦大惡、方欲治之、被它哀鳴懇告、却便恕之。道夫云。這只是言流爲姑息之意。曰。這便是哀矜之不得其正處。道夫

〔校勘〕

○「問章句曰」朝鮮古写本は「又問人之其所親愛賤惡畏敬哀矜敖惰而辟焉章句曰」に作る。

○「然敖之與惰」の上に朝鮮古写本は「竊謂則之爲言法也性之所固有事之所當然而不可易也」の二三字がある。

○「實爲惡德」の下に朝鮮古写本は「非性之所有若比之四者而言則是性有善惡」の一八字がある。

○「被它哀鳴懇告」成化本、朝鮮古写本、朝鮮整版本は「它」を「他」に作る。成化本、萬曆本、朝鮮古写本、朝鮮整版本、和刻本は「懇」を「懼」に作り、呂本、劉氏伝經堂本は底本と同じ。

○「道夫」記録者名の「道夫」を萬曆本、和刻本は正文と同じく大字に作る。

〔訳〕

質問した。「『章句』には「人の五者に於けるに本より當然の則有り」

とあります。しかしながら、敖と惰とは、氣質や習慣によるもので、実は悪徳です。哀矜の発現について言えば、まさに良心の苗裔です。たとえ哀矜に偏っても、仁徳が厚いことには変わりはないのに、どうして（『大学』に）さらに「身修まらざれば以て其の家を齊う可からず」というのでしょうか。

先生「敖惰とは、たとえば、孔子が孺悲に会わず、孟子が王驪と話さないことがそれだ。哀矜とは、たとえば、ある一種の大姦大悪の人に対して、ちよほど処罰しようとするときに、哀しげに懇願されたからといって、すぐにその人を許してしまう場合を言う。」道夫が言った。「これはただ一時のしのぎに流れてしまうということでしょう。」先生「これはつまり哀矜の正しさを得なかったものだ。」楊道夫録

〔注〕

(1) 「章句曰、人於五者本有當然之則」現行本『大学章句』伝八章の朱注は「五者、在人本有當然之則」とする。従って、『語類』に引かれる「章句曰」は朱子の旧注であろう。

(2) 「氣習之所爲」「氣習」は「氣質」「習慣」の意。『語類』巻七、一七条、黄義剛録（I 22）「小童添炭、撥開火散亂。先生曰。可拂殺了、我不愛人恁地、此便是燒火不敬。所以聖人教小兒灑掃應對、件件要謹。某外家子姪、未論其賢否如何、一出來便齊整、緣是他家長上元初教誨得如此。只一人外居、氣習便不同。」また、「之所爲」の用例として以下がある。『語類』巻三、七三条、李壯祖録

(I 51)「曰。有此物、便有此鬼神、蓋莫非陰陽之所爲也。」

- (3) 「良心苗裔」 『孟子』「告子」上「雖存乎人者、豈無仁義之心哉。其所以放其良心者、亦猶斧斤之於木也、且日而伐之、可以為美乎。」朱注「良心者、本然之善心、即所謂仁義之心也。」『楚辭』「離騷」「帝高陽之苗裔兮、朕皇考曰伯庸。」朱注「苗裔、遠孫也。」『朱子文集』卷七三「胡子知言疑義」(「知言」)曰、齊王見牛而不忍殺、此良心之苗裔、因利欲之間而見者也。」
- (4) 「哀鳴懇告」 岡島冠山『字海便覽』に「哀鳴懇告トハカナシミ告ゲテコトハリヲ云フコトナリ」とある。
- (5) 「又何以爲身不修而不可以齊其家者乎」 『大学』伝八章の末に「此謂身不修不可以齊其家。」
- (6) 「謂如」「猶如」「例如」「譬如」と同じ、「たとえば」の意。『語類』卷四、一一条、黄魯録(一 58)「問。氣質有昏濁不同、則天命之性有偏全否。曰。非有偏全、謂如日月之光、若在露地、則盡見之。若在蔀屋之下、有所蔽塞、有見有不見。」
- (7) 「孔子之不見孺悲、孟子不與王驪言」 『論語』「陽貨」「孺悲欲見孔子、孔子辭以疾。將命者出戶、取瑟而歌、使之聞之。」朱注「孺悲、魯人、嘗學士喪禮於孔子。當是時、必有以得罪者、故辭以疾、而又使其非疾、以警教之也。」『孟子』「公孫丑」下「孟子為卿於齊、出弔於滕、王使蓋大夫王驪為輔行。王驪朝暮見、反齊滕之路、未嘗與之言行事也。公孫丑曰。齊卿之位不為小矣、齊滕之路不為近矣、反之而未嘗與言行事、何也。曰。夫既或治之、予何言哉。」朱注「王驪蓋攝卿以行、故曰齊卿。夫既或治之、言有司已治之矣。孟子之待小人、不惡而嚴如此。」『大学或問』に「又其下者、則夫子之取
- 瑟而歌、孟子之隱几而臥。蓋亦因其有以自取、而非吾故有教之之意、亦安得而遽謂之凶德哉。」とある。
- (8) 「大姦大惡」 心がねじけて悪いさま、特に政治的なことを指す。『管子』「明法」「故明法曰。佞衆譽多、外内朋黨、雖有大姦、其蔽主多矣。」『朱子文集』卷九五下「張公行狀」下「乃復奏曰。……或者竊儒爲姦、不知經史之心、切切焉利祿是圖、而有以欺惑陛下之聽也。又其甚則大姦大惡、挾虜懷貳、以自封殖其家、簧鼓曲說、愚弄天下、敢畢陳之。」
- (9) 「却便」「すぐに」の意。『唐五代語言詞典』(上海教育出版社、一九九七年、三一三頁)に「却」が「即、便。副詞」とある。この「却便」は「同義復詞」であろう。『語類』卷一一、一三五条、陳芝録(一 196)「且如東晉以後、有許多小國夷狄姓名、頭項最多。若是看正史後、却看通鑑、見他姓名、却便知得他是某國人。」
- (10) 「流爲姑息」「姑息」は「一時しのぎ」の意。『礼記』「檀弓」上「曾子曰。爾之愛我也不如彼。君子之愛人也以德、細人之愛人也以姑息。」鄭玄注「息、猶安也、言苟容取安也。」『語類』卷四、四〇条、黄魯録(一 64)「天命之性、本未嘗偏。但氣質所稟、卻有偏處。氣有昏明厚薄之不同。然仁義禮智、亦無闕一之理。但若惻隱多、便流為姑息柔懦。若羞惡多、便有羞惡其所不當羞惡者。」
- (11) 「不得其正」「不得其正」は伝七章の文(「身有所忿懣、則不得其正……)を踏まえる。朱子はこの「不得其正」と伝八章の「辟」(朱注「辟猶偏也」)の意味と同じと考える。本卷、一七二条の注

(2) (4) 参照。

或問。之其所敖惰而辟焉。

曰。親者則親愛之、賢者則畏敬之、不率者則賤惡之、無告者則哀矜之。有一般人、非賢非親、未見其爲不率、又不至於無告、則是泛然沒緊要底人、見之豈不敖惰。雖聖賢亦有此心。然亦豈可一向敖惰他。一向敖惰、便是辟了。畏敬、親愛、賤惡、哀矜莫不皆然。

故下文曰愛而知其惡、惡而知其美。如所敖惰之人、又安知其無善之可愛敬。所謂敖惰者、只是闊略過去。 高

〔校勘〕

○朝鮮古写本卷一六は本条を収録しない。

○「見之豈不敖惰」朝鮮整版本は「見」を「貝」に誤る。

○「只是闊略過去」萬曆本、呂本、和刻本は「闊」を「濶」に作り、「略」を「畧」に作る。

〔訳〕

ある人が「其の敖惰する所に之て辟る」について質問した。

先生「親しい人に対して親愛し、賢人に対して畏敬し、命令に従わない人に対して賤悪し、無告の人に対して哀矜するのだ。ある一種の人は、賢人ではなく、親しい人でもなく、命令に従わない人とも言えなく、無告の境涯にまでもなく、ただ凡庸でつまらない人間なのだ。

そんな人に出会ったら、どうして敖惰しないだろうか。聖賢と言えどもこの気持があるはずだ。しかしながら、どうしてひたすら彼を敖惰してよいだろうか。ひたすら敖惰したら、偏りに陥ってしまう。(ほか) 畏敬、親愛、賤悪、哀矜の四者もすべて一緒だ。

だから、後文には「愛して而も其の悪を知り、悪んで而も其の美を知る」と述べるのだ。たとえ敖惰された人でも、どうしてその人には愛敬される善がないと分かるか。敖惰ということは、ただ蔑ろにしていくことなのだ。」 舒高録

〔注〕

(1) 「不率者則賤惡之」「不率」は「従わず」の意。『左伝』宣公一二年「隨季對曰。昔平王命我先君文侯曰。與鄭夾輔周室、毋廢王命。今鄭不率。」杜預注「率、遵也」『語類』卷七八、一三三条、沈憫録(V 2000)「扑作教刑、此一項學官之刑、猶今之學舍夏楚。如習射、習藝、春秋教以禮樂、冬夏教以詩書。凡教人之事有不率者、則用此刑扑之、如侯明、撻記之類是也。」

(2) 「無告者則哀矜之」「無告」は「自分の苦しみを訴えるところを持たないこと」の意。『書経』「大禹謨」「稽于衆、舍己從人、不虐無告、不廢困窮、惟帝時克。」孔疏「不苛虐鰥寡孤獨無所告者、必哀矜之。」「孟子」「梁惠王」下「老而無妻曰鰥、老而無夫曰寡、老而無子曰獨、幼而無父曰孤、此四者、天下之窮民而無告者。」

(3) 「則是泛然沒緊要底人」「泛然」は「凡庸」「普通」の意。『語類』卷二五、一〇一条、黃義剛録(II 626)「問。尹氏謂君使臣以禮、

則臣事君以忠、此恐只是說泛然之臣、若任重之臣、恐不當如此說。』
『語類』卷三二、五五條、甘節錄(Ⅲ 88)「問。敬鬼神而遠之、如天地山川之神與夫祖先、此固當敬。至如世間一種泛然之鬼神、果當敬否。』『大学或問』「今有人焉、其親且舊未至於可親而愛也、其位與德未至於可畏而敬也、其窮未至於可哀、而其惡未至於可賤也、其言無足去取、而其行無足是非也、則視之泛然如途之人而已爾。」

(4) 「沒緊要」重要ではない。次の条にある「沒要緊」ともいう。

(5) 「愛而知其惡、惡而知其美」『大学』伝八章の原文には「愛」ではなく、「好」に作る。

(6) 「只是闊略過去」「闊略」は、「等閑にするさま」「なげやりにするさま」の意。『語類』卷二六、一一〇条、葉賀孫録(Ⅱ 66)「問。如禮何一句、從來諸先生都說得費力。今說讓是禮之實、則此句尤分明。曰。前輩於這般處也自闊略、才被說得定了、便只是是也。』『語類』卷一〇四、一八条、葉賀孫録(Ⅶ 2615)「某舊時讀書、專要揀好處、看到平平泛泛處、多闊略、後多記不得、自覺也是一箇病。」「動詞+過去」というような用例、たとえば「看過去」「說過去」「解過去」などがあり、「過去」は「していく」の意。『語類』卷二七、二二条、楊道夫録(Ⅱ 672)「忠恕只是體用、便是一箇物事、猶形影、要除一箇除不得。若未曉、且看過去。卻時復潛玩、忠與恕不可相離一步。』『語類』卷三六、一三二条、陳淳録(Ⅲ 678)「大學之說、自是大學之意。論語之說、自是論語之意。論語只是說過去、尾重則首輕、這一頭低、那一頭昂。』『語類』卷一一、四一条、

葉賀孫録(Ⅰ 182)「若只逐段解過去、解得了便休、也不濟事。」

179条

問赦惰。曰。大抵是一種沒要緊底、半上落下底人。且如路中撞見如此等人、是不足親愛畏敬者、不成強與之相揖、而致其親愛畏敬。赦惰是人之所不能無者。

又問。赦惰二字、恐非好事。曰。此如明鑑之懸、妍者自妍、醜者自醜、隨所來而應之。不成醜者至前、須要換作妍者。又赦惰是輕、賤惡是重。既得賤惡、如何却不得赦惰。然聖人猶戒其僻、則又須點檢、不可有過當處。履孫

〔校勘〕

- 「問赦惰曰」朝鮮古写本は「曰」の上に「先生」の二字がある。
- 「大抵是一種沒要緊底」朝鮮古写本は「底」の下に「人」がある。
- 「而致其親愛畏敬」の下に朝鮮古写本は「則是」の二字がある。
- 「赦惰二字」朝鮮古写本は「二」を「一」に誤る。
- 「須要換作妍者」萬曆本、和刻本は「須」を「湏」に作る。
- 「又赦惰是輕」萬曆本、和刻本は「輕」を「輕」に作る。

〔訳〕

「赦惰」について質問した。先生「だいたいある一種のつまらなく中途半端な人、かりに道端でこのような人に会ったら、親愛し畏敬

する必要などないのに、まさか無理にその人と拱手して挨拶し、親愛・畏敬を表すのかね。敖惰というのは、人としてなくすることができないものだ。」

また質問した。「『敖惰』の二字は、恐らくよいことではないでしょう。先生「この『敖惰』とは、たとえば、掛けられている明鏡は、美しいものが来たらそのまま美しく映す、醜いものが来たらそのまま醜く映すように、来たものによって対応するのだ。まさか醜いものが来たのに、どうして美しいものに換えようとするのかね。さらに、敖惰ということは軽く、賤悪ということは重い。賤悪がよいのであれば、どうしてかえって敖惰してはならないのか。しかし、それでも聖人はその敖惰の偏ることを戒めているのだから、吟味しなければならず、適切な程度を超えては駄目だ。」 潘履孫録

〔注〕

- (1) 「半上落下」「中途半端」の意。留守友信『語録訳義』に「半北路ヲノボリ行ソレヨリ落トルコト、事ヲシトゲヌコト」とある。
- (2) 「且如」「只如」と同じ、「かりに」「たとえば」の意。
- (3) 「撞見」現代語の「遇見」と同じ、「出会う」の意。
- (4) 「不成」「まさか……もなるまい」「まさか……というわけゆくまい」の意。宋元俗語では句頭に用いる。現代語の「難道……不成」。田中謙二『朱子語類外任篇訳注』九〇、一二五頁参照。
- (5) 「相揖」拱手して挨拶すること。
- (6) 「敖惰是人之所不能無者」『語類』本卷、一六二条、萬人傑録(Ⅱ

350)「忿懣、恐懼、好樂、憂患皆不能無、而親愛、畏敬、哀矜、敖惰、賤惡亦有所不可無者。但此心不為四者所動、乃得其正、而五者皆無所偏、斯足以為身之修也。」

- (7) 「此如明鑑之懸、妍者自妍、醜者自醜、隨所來而應之」『語類』卷一一、一三二条、李杞録(Ⅰ 136)「凡讀書、先讀語孟、然後觀史、則如明鑑在此、而妍醜不可逃。」「語類」本卷、一四四条、葉賀孫録(Ⅱ 346)「惟誠其意、真箇如鑑之空、如衡之平、妍媸高下、隨物定形、而我無與焉、這便是正心。」邵雍『伊川擊壤集』序に「如鑑之應形、如鍾之應聲。」とある。

- (8) 「須要」「どうしても……しようとする。」太田辰夫『新訂中國歷代口語文』(朋友書店、一九九八年)九九頁参照。『語類』卷八、四四条、龔蓋卿録(Ⅰ 135)「今人做工夫、不肯便下手、皆是要等待。如今日早間有事、午間無事、則午間便可下手、午間有事、晚間便可下手、却須要待明日。」

- (9) 「又敖惰是輕、賤惡是重」某事輕・某事重の例として、『語類』卷九、一条、李閔祖録(Ⅰ 148)「知行常相須、如目無足不行、足無目不見。論先後、知為先、論輕重、行為重。」また、朱子は經書の某字輕・某字重もしばしば口にする。『朱子語類』訳注』卷一四、一七〇頁参照。

- (10) 「點檢」検討すること、吟味すること。「檢點」ともいう。留守友信『語録訳義』(一九三頁)に「檢點、一ツ一ツ吟味スルコト、便云アラタメ吟味スルコト」とある。『語類』卷一一六、四五条、記録者名欠(Ⅶ 301)「公浙中一般學、是學為英雄之學、務為

跡弛豪縱、全不點檢身心。某這裏須是事事從心上理會起、舉止動步、事事有箇道理。一毫不然、便是欠闕了他道理。」

180条

蔡問敖惰之說。曰。有一般人、上未至於可親愛、下未至於可賤惡、只是所爲也無甚好處、令人懶去接他、是謂敖惰。此敖惰、不是惡德。淳 文蔚錄云。非如常人傲忽惰慢、只是使人見得他懶些。

〔校勘〕

- 「蔡問敖惰之說」 成化本は「說」を「個」に作る。以下同じ。
- 「有一般人」 萬曆本、和刻本は「般」を「夢」に作る。
- 「上未至於可親愛」 萬曆本、和刻本は「愛」を「爰」に作る。
- 「下未至於可賤惡」 萬曆本、和刻本は「惡」を「賽」に作る。以下同じ。
- 「也無甚好處」 和刻本は「甚」を「其」に作る。萬曆本、和刻本は「處」を「處」に作る。以下同じ。
- 「此敖惰、不是惡德」 朝鮮古写本には「此敖惰」の三字なし。
- 「淳」 伝經堂本は「淳」に作る。(宋光宗の名趙惇を忌む。)
- 「文蔚錄云、非如常人傲忽惰慢、只是使人見得他懶些」 朝鮮古写本にはこの二十二字なし。呂留良本、伝經堂本、朝鮮整版本は「録」を「錄」に作る。和刻本は「常」を「當」に誤る。

蔡氏が敖惰の說についてお尋ねした。(先生は)言われた。「ある種類の人は、上は親愛すべきところにまで至らず、下は賤惡すべきところにまで至らない。ただその行為にもどんな良いところもないから、彼と接することが面倒だと思わせてしまふ。これを敖惰という。この敖惰は惡德ではない」。陳淳録 陳文蔚の記録に「普通の人のように傲忽怠慢に振る舞うわけではなく、ただ他者の目には、彼がその人に対して少し面倒臭そうに接しているように映る、というだけのことだ。」

〔注〕

(1)「蔡」『語類』に現れる朱氏の弟子の中に、「蔡」という姓の人は蔡淵(字伯靖)、蔡念誠(字元思)、蔡沉(字仲默)、蔡思(字行夫)などがあるが、ここは蔡念誠のであろう。『語類』卷十五、一四四條、周明作録(1310)「蔡元思問。大學八者條目、若必待行得一節了、旋進一節、則沒世窮年、亦做不徹。看來日用之間、須是隨其所在而致力。遇著物來面前、使用格。知之所至、使用致。意之發、使用誠。心之動、使用正。身之應接、使用修。家使用齊、國使用治、方得。』『語類』卷三十、四八條、陳淳録(1315)「蔡元思問、好學論似多頭項。曰、伊川文字都如此多頭項、不恁纏去、其實只是一意。如易傳包荒使用馮河、不遐遺便朋亡、意只是如此。他成四項起、不恁纏說、此論須做一意纏看。其本也真而靜、是說未發。真、便是不雜、無人偽。靜、便是未感。覺者約其情、使合於中、正其心、養其性、方是大綱說。學之道、必先

〔訳〕

明諸心、知所往、然後力行以求至、便是詳此意。一本作知所養、恐往字為是、往與行字相應。」

(2) 「上未至於可親愛、下未至於可賤惡」朱子は、親愛・畏敬・哀矜・敖惰・賤惡の五つの中、親愛が最もよく、賤惡が最も悪いと考えたことが伺える。

(3) 「惡德」卷一六、一七六条の注を参照。また、『語類』卷四、六五条、林夔孫録(一)(二)「又問。人生氣稟、理有善惡云云、善固性也、然惡亦不可不謂之性也。看來善固性也、固是、若云惡亦不可不謂之性、則此理本善、因氣而鶻突。雖是鶻突、然亦是性也。曰。它原頭處都是善、因氣偏、這性便偏了。然此處亦是性。如人渾身都是惻隱而無羞惡、都羞惡而無惻隱、這箇便是惡德。這箇喚做性邪不是。如墨子之心本是惻隱、孟子推其弊、到得無父處、這箇便是惡、亦不可不謂之性也。」参照。

(4) 「傲忽惰慢」傲慢に振る舞うこと。「惰慢」と同じ。『語類』卷十二、一四條、黃升卿録(I 300)「今人心聳然在此、尚無惰慢之氣、況心常能惺惺者乎。故心常惺惺、自無客慮。」『語類』卷四十四、二二八條、葉賀孫録(III 228)「亞夫問。程先生說修己以敬、因及聰明睿知皆由此出、不知如何。曰。且看敬則如何不會聰明。敬則自是聰明。人之所以不聽不明、止緣身心惰慢、便昏塞了。敬則虛靜、自然通達。賀孫因問。周子云、靜虛則明、明則通、是此意否。曰。意亦相似。」

(5) 「只是使人見得他懶些」難解だが、使役動詞の主語及び「他」を、敖惰の気持ちを抱く人(訳では「彼」)、「懶」の目的語を、敖惰

の気持ちを抱かしめる人(訳では「その人」、陳淳録にいう「一般人」)、「人」を第三者、として解釈した。

181条

或問。敖惰は凶徳、而曰有當然之則、何也。曰。古人用字不如此。敖惰、未至可賤可惡、但見那一等沒緊要底人、自是恁地。然一向去敖惰他、也不可如此。

〔校勘〕

○朝鮮古写本にはこの条なし。

〔訳〕

ある人がお尋ねした。敖惰は凶徳ですが、「当然の則有り」というのはなぜでしょうか。(先生は)言われた。「古人はそんな意味で「敖惰」という表現を用いたのではない。敖惰は賤惡すべき段階にまでは至らないが、ある種のつまらない人を見れば、自然にこのように敖惰な振る舞いをしてしまう。しかし、ひたすら敖惰に振る舞うのはやはり駄目だ。」記録者名欠

〔注〕

(1) 「凶徳」惡徳と同じ。本卷一七六条の注を参照。

(2) 「當然之則」本卷一七四条に既出。

(3) 「一等」一種。『語類』卷十、七九条、葉賀孫録 (I) [72] 「看文字有兩般病。有一等性鈍底人、向來未曾看、看得生、卒急看不出、固是病。又有一等敏銳底人、多不肯子細、易得有忽略之意、不可不戒。」

(4) 「恁地」このように、このような。卷十四、一八条に既出。

182条

問。君子亦有敖惰於人者乎。曰、人自有苟賤可厭棄者。 德明

〔校勘〕

○「問君子亦有敖惰於人者乎」朝鮮古写本は、「君子亦有敖惰於人者乎」の上に「之其所敖惰而辟焉」の八字有り。

○「可厭棄者」成化本、朝鮮古写本は「棄」を「弃」に作る。

〔訳〕

質問。君子でも敖惰に人と接することがあるのでしょうか。(先生は) 言われた。「人の中にはそもそも、賤しくて厭い棄てるに値する人というのがあるものなのだ。」 廖徳明録

〔注〕

(1) 「苟賤」卑賤だ。『史記』卷七二「甘茂伝」夫史舉、下蔡之監門也、大不為事君、小不為家室、以苟賤不廉聞於世、甘茂事之順焉。」

183条

問敖惰。曰、敖便是惰、敖了便惰。敖了都不管它、便是惰。 義剛

〔校勘〕

○「都不管它」成化本、朝鮮古写本、朝鮮整版本は「它」を「他」に作る。

○「敖便是惰」朝鮮整版本は「便」を「傻」に作る。以下同じ。

〔訳〕

敖惰についてお尋ねした。(先生は) 言われた。「敖はつまり惰で、敖になればつまり惰になってしまう。敖になって相手を完全に無視するなら、惰になるのだ。」 黄義剛録

〔注〕

(1) 「不管它」相手を捨て置く、放置する、無視する。『語類』卷

十三、五七条、楊興立録 (I) [30] 「人未説為善、先須疾惡。能疾惡然後能為善。今人見不好事、都只恁不管他。民之秉彝、好是懿徳、不知這秉彝之良心做那裏去、也是可怪。」なお現代中国語では「它」は無生物を指す代名詞として用いるが、『語類』の当時には「它」と「他」の区別はない。

184条

因學者問大學敖惰處而曰。某嘗說、如有人問易不當爲卜筮書、詩不當去小序、不當叶韻、及大學敖惰處、皆在所不答。 儻

〔校勘〕

○「不當爲卜筮書」 萬曆本、和刻本は「爲」を「為」に作る。以下同じ。
○「及大學敖惰處」 成化本、萬曆本、和刻本は「及」を「反」に作る。

朝鮮古写本も「處」を「處」に作る。

○「皆在所不答」 成化本は「答」を「荅」に作る。

○「儻」 萬曆本、朝鮮古写本、朝鮮整版本は「儻」に作る。

〔訳〕

学ぶ者が『大学』の敖惰のところについてお尋ねしたことをきっかけにして、（先生は）言われた。「私は以前話した。もし、易は卜筮の書物とするべきではないのかということ、詩は小序を取り去るべきではない、〔叶韻〕（韻を合わせる）こと）すべきではないのではないかということ、及び大学の敖惰のことについて問う人がいるならば、すべて答えないこととする。」 沈儻録

〔注〕

（1）「因…」…をきっかけにして。三浦国雄『朱子語類』抄

三三六頁参照。

（2）「易不當爲卜筮書」 朱子が易は卜筮の書だと考えたことについて

て、三浦国雄『朱子語類』抄は次のように説明している。「周

易本義」や『語類』や手紙のなかで、『易』といえはすぐ朱子の口について出てくるのが「易はもと卜筮の書なり」という言葉であった。この発言は『易』解釈史のなかでほとんど革命的な意味をもっており、いまこれを詳説する余裕をもたないが、簡単にいえば、朱子は『易』をいったん原初の姿にもどすというアナクロニズムを敢えて犯すことによって、新しく思索と倫理の書として回生させようと企図したのである。」（『朱子語類』抄二八〇頁）。

（3）「詩不當去小序」『詩』の小序はすべて取り去るべきだという朱子の主張について、『朱子入門』は朱子の『詩伝遺説』を引用して次のように説明している。「熹、二十歳の時より、詩を読んですなはち小序の意義なきを覚え、すなはち小序を去って詩辞を玩味するに及んで、却ってまた道理の貫徹するを覚えたり。當時初め亦た嘗てこれを郷先生に質問せしに、皆云ふ序は廃すべからずと。しかも熹の疑、終に積く能はず。その後断然小序は漢人の作る所に出で、その謬戾たるや勝けて言ふべからざるを知る。云々」（『朱子入門』所収、目加田誠「朱熹と詩」、明德出版社、昭和四十九年、二三五頁）。また、『語類』巻八十、三七条、（VI 207）記録者名欠「詩小序全不可信、如何定知是美刺那人。詩人亦有意思偶然而作者。又其序與詩全不相合、詩詞理甚順、平易易看、不如序所云。且如葛覃一篇、只是見葛而思歸寧、序得卻如此。毛公全無序解、鄭間見之。序是衛宏作。」

（4）「叶韻」「協韻」とも。朱子は『毛詩』を解釈する際に、「叶韻説」

を唱えた。つまり「響きの不調和な箇所が出て来ると、人々はその箇所の文字の読み方を、前後と脚韻を合わせるように、臨時に変化させて吟唱した。」(木下鉄矢「清朝考証学とその時代」創文社、一九九六年、一〇八頁)。また、『語類』卷八十、五〇条、李閔祖録 (VI 207c) 「叶韻恐當以頭一韻為準。且如華字叶音敷、如有女同車是第一句、則第二句類如舜華、當讀作敷字。然後與下文佩玉瓊琚、洵美且都、皆叶。至如何彼穠矣、唐棣之華是第一韻、則當依本音讀、而下文王姬之車、却當作尺奢反。如此方是。今只從吳才老舊說、不能又創得此例。然楚辭紛余既有此内美兮、又重之以修能。能音耐、然後下文紉秋蘭以為佩叶。若能字只從本音、則佩字遂無音。如此則又未可以頭一韻為定也。」

(5) 「在所」ある範圍に属する。『語類』卷十八、三四条、程端蒙録 (II 390) 「程子云。天地之所以高厚、一物之所以然、學者皆當理會。只是舉其至大、與其至細者、言學者之窮理、無一物而在所遺也。」卷十八、一一七条、徐禹録 (II 290) 「問。致知自粗而推至於精、自近而推至於遠。不知所推之事、如世間甚事。曰。自無穿窬之心、推之至於以不言餽之類、自無欲害人之心、推之舉天下皆在所愛。至如一飯以奉親、至於保四海、通神明、皆此心也。」

185条

或問。之其所親愛、哀矜、畏敬而辟焉、莫是君子用心過於厚否。曰。此可將來觀過知仁處說、不可將來此說。蓋不必論近厚、近薄。

大抵一切事、只是才過便不得。觀過知仁、乃是因此見其用心之厚、故可知其仁、然過則終亦未是也。

大凡讀書、須要先識認本文是說箇甚麼。須全做不會識他相似、虚心認他、字字分明。復看數過、自然會熟、見得分明。譬如與人乍相見、其初只識其面目、再見則可以知其姓氏、鄉貫、又再見則可以知其性行如何。只恁地識認、久後便一見理會得。

今學者讀書、亦且未要便懸空去思他。中庸云、博學之、審問之、方言慎思之。若未學未問、便去思他、是空勞心耳。

又云、切須記得識認兩字。 時舉

〔校勘〕

○「此可將來觀過知仁處說」成化本、萬曆本、朝鮮古写本、朝鮮整版本、和刻本は「將」を「將」に作る。以下同じ。

○「乃是因此見其用心之厚」成化本、萬曆本、呂留良本、和刻本は「見」を「是」に作る。伝経堂本は「是」に改めたので、朝鮮古写本と朝鮮整版本と一致している。『朱子語類正偽』「卷十六三十七版因此見原作是、非」とある。

○「先識認本文是說箇甚麼」萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「箇」を「个」に作る。以下同じ。朝鮮古写本は「認」を「誠」に作り、「本文」の上に「他」の字有り。

○「不會識他相似」萬曆本、和刻本は「曾」を「識」に作る。

○「虚心認他」萬曆本、和刻本は「虚」を「虚」に作る。

○「復看數過」朝鮮古写本は「看」の上に「更」の字有り。

○「自然會熟」 萬曆本は「熟」を「孰」に作る。

○「其初只識其面目」 成化本、朝鮮古写本は「面」を「面」に作る。以下同じ。

○「知其姓氏」 成化本、萬曆本、朝鮮古写本、朝鮮整版本、和刻本は「氏」を「字」に作る。

○「郷貫」 成化本は「郷」を「郷」に、萬曆本、和刻本は「郷」を「緯」に作る。

○「博學之」 成化本、萬曆本、和刻本、朝鮮古写本は「博」を「博」に作る。

○「方言慎思之」 諸本は「慎」を「謹」に作る。

○「是空勞心耳」 萬曆本、和刻本は「勞」を「勞」に作る。

〔訳〕

ある人はお尋ねした。「其の親愛、哀矜、畏敬するところに之いて辟る」とは、君子が心を用いて厚きにしすぎたのでしうか。

(先生は) 言われた。「それは觀過知仁のところに持っていて説くことはできるが、ここに持ち込んで説くことはできない。思うに、(ここでは) 厚すぎ、薄すぎを論じる必要はない。だいたいどんな事でも、ただ少しでもしすぎてはいけない。觀過知仁は、まさに人の過ちによって心を用いる厚さを知り、それによって人の仁を知ることができるのだ。しかし、(心を用い) すぎれば、最終的には正しくはないのだ。およそ読書する際に、まず本文が何を言っているかを理解しなければならぬ。まるでそれを全く初めて読むかのように、虚心に理解し、

(意味を) 一字ずつ明白にしなければならぬ。それにさらに(本文を) 数回読めば、自然に馴染んでいき、意味が明らかになる。たとえ、人と始めて出会う場合、最初はその人相を知るだけだ。再び会う時になって、その姓氏・出身を知ることができる。さらに会う時に、その性格と行為とは如何なるかを知ることができる。このように認識していきさえすれば、時間が経つたら一見すればその人のすべてが分かっているようになる。

今、学ぶ者が読書する際に、まずその内容から離れて考えようとしてはいけない。『中庸』には、「之れを博學し、之れを審問す」と言っているから、はじめて「之れを慎思す」と言う。もしまだ「学」んでいなく「問」うてもいいまま、それを「思」ってしまうとすれば、これはただ心を無駄に費やすだけなのだ。」

また言われた。「必ず『識認』の二字を念頭に置かなければならぬ。」

潘時萃録

〔注〕

(1) 「莫是く否」「く莫きや」と読み、「くだるうか」を意味する。『朱子語類訳注』巻十四、八五条に既出。

(2) 「用心」 心を用いて専念する。『論語』陽貨「子曰。飽食終日、無所用心。難矣哉。不有博奕者乎。為之、猶賢乎已。」

(3) 「將來」「把來」と同じ。「持っていて、持ってきて」を意味する。『語類』巻五、三四条、廖謙録(188)「∴曰能擇方能明。且如有

五件好底物事、有五件不好底物事、將來揀擇、方解理會得好底。

不擇如何解明。」卷十四、三四条、胡泳録（I 254）「或問大學。曰。大概是如此。只是恒要熟讀、熟時滋味自別。且如喫果子、生時將來喫、也是喫這果子。熟時將來喫、也是喫這果子。只是滋味別。」

(4) 「觀過知仁」『論語』里仁「子曰、人之過也、各於其黨、觀過斯知仁矣。」朱注「黨類也。程子曰、人之過也、各於其類。君子常失於厚、小人常失於薄。君子過於愛、小人過於忍。尹氏曰、於此觀之、則人之仁不仁可知矣。吳氏曰、後漢吳祐謂掾以親故、受汙辱之名、所謂觀過知仁、是也。愚按、此亦但言人雖有過、猶可即此而知其厚薄、非謂必俟其有過、而後賢否可知也。」「朱子語類考文解義」には、「謂心厚之說可說於觀過知仁處、不可說於此章也。」とある。

(5) 「識認」『語類』卷六、八五条、記録者名欠（I 111）「或曰。存得此心、即便是仁。曰。此句甚好、但下面說合於心者為之、不合於心者勿為。却又從義上去了、不干仁事。今且只以孟子仁、人心也、義、人路也、便見得仁義之別。蓋仁是此心之德、才存得此心、即無不仁。如說克己復禮、亦只是要得私欲去後此心常存耳、未說到行處也。纔說合於心者行之、便侵過義人路底界分矣。然義之所以能行、却是仁之用處。學者須是此心常存、方能審度事理而行其所當行也。此孔門之學、所以必以求仁為先。蓋此是万理之原、万事之本、且要先識認得、先存養得、方有下手立脚處耳。」

(6) 「郷貫」故郷、出身のこと。『朱子語類考』に「郷貫 古郷ノイ帳面ニツクカラ貫ト云、在所処ノイ」とある。岡島冠山『字海便覽』に「郷貫トハ生レ処ノコトナリ」とある。

(7) 「性行」性格と行為。『語類』卷八十九、一条、陳淳録（VI 253）「曰。古人三月而後見。曰。何必待三月。曰。未知得婦人性行如何。三月之久、則婦儀亦熟、方成婦矣。」

(8) 「虚心」『莊子』雜篇・漁父「客曰。噫、甚矣、子之好學也。孔子再拜而起曰。丘少而脩學、以至于今、六十九歲矣、無所得聞。至教、敢不虚心。」「語類」卷八、一四一条、黃升卿録（I 115）「自家猶不能快自家意、如何他人却能盡快我意。要在虚心以從善。」三浦国雄『朱子語類』抄』一三一頁参照。

(9) 「理會」「知る」、「分かる」、「理解する」『朱子語類訳注』卷十四、二条に既出。

(10) 「亦且未要便」やはりすぐにしようとしてはならないことを意味する。

(11) 「懸空」事物を離れて抽象的に考へること。『語類』卷十四、四十四条に既出。

(12) 「中庸云」『中庸章句』二十章「博學之、審問之、慎思之、明辨之、篤行之。」朱注「此誠之之目也。學、問、思、辨、所以擇善而為知、學而知也。篤行、所以固執而為仁、利而行也。程子曰、五者廢其一、非學也。」

(13) 「勞心」『左伝』襄公九年伝「大勞未艾、君子勞心、小人勞力、先王之制也。」「孟子」滕文公上「故曰。或勞心、或勞力。勞心者治人、勞力者治於人。」

問。大學釋修身齊家章、不言修身、何也。曰。好而不知其惡、惡而不知其美、是以好爲惡、以曲爲直、可謂之修身乎。 節

〔校勘〕

○「大學釋修身齊家章不言修身」成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「修」を「脩」に作る。以下同じ。

○「節」萬曆本、和刻本は「節」に作る。(成化本、朝鮮整版本ははつきりしない。ただし、第八章一六九条の「但一節說闕一節去」を参照すれば、「節」に作る可能性が高い。)

〔訳〕

質問。大学は「修身齊家」の章を解釈するにあたって、修身を言わないのはなぜでしょうか。(先生は)言われた。好んでその悪いところを知らず、嫌ってその良いところを知らないとすれば、これは美点を短所にして不正を公正にするということで、修身と言えようか。 甘節録

〔注〕

(1)「好而不知其惡、惡而不知其美」前出の卷一六、一七四条「如愛其人之善、若愛之過、則不知其惡、便是因其所重而陷於所偏。惡惡亦然」の注を参照。

(2)「以曲爲直」『淮南鴻烈解』主術訓「是故聖人舉事也、豈能拂道

理之數、詭自然之性、以曲爲直、以屈爲伸哉。未嘗不因其資而用之也。」『語類』卷一六、四七条、沈憫録(II 322)「問。聽訟吾猶人也、必也使無訟乎。曰。固是以修身爲本、只是公別底言語多走作。如云凡人聽訟、以曲爲直、以直爲曲、所以人得以盡其無實之辭。聖人理無不明、明無不燭、所以人不敢。如此却是聖人善聽訟、所以人不敢盡其無實之辭、正與經意相反。」

187条

大學最是兩章相接處好看。如所謂修身在正其心者。且如心不得其正、則視而不見、聽而不聞、食而不知其味。若視而見、聽而聞、食而知味、則心得其正矣。

然於親愛、敖惰五者有所僻焉、則身亦不可得而修矣。嘗謂修身更多少事不說、却說此五者、何謂。子細看來、身之所以不修者、無不是被這四五箇壞。

又云、意有不誠時、則私意爲主、是主人自爲賊了。到引惹得外底人來、四方八面無關防處、所以要得先誠其意。 子蒙

〔校勘〕

○朝鮮古写本にはこの条なし。
○「四方八面無關防處」萬曆本、和刻本は「關」を「関」に作る。
○「更多少事不說却說此五者」朝鮮整版本は「更」を「覆」に作る。
○「子蒙」萬曆本、和刻本は「蒙」を「蒙」に作る。以下同じ。

〔訳〕

大学は兩章（七章と八章）の接するところが最もよいのだ。例えば、いわゆる「身を修むるは 其の心を正すに在り」の場合は、もし心の正を得ていなければ、「視れども見えずして、聴けども聞こえず、食らえども其の味わいを知らず」のようになる。もし視れば見え、聴けば聞こえ、食べれば味わいを知るとすれば、心を正すことができるのだ。

しかし、親愛・敖惰などの五者に於いて偏るところがあれば、身を修めることもできなくなってしまう。以前、（私はこのように）言った。修身についていかに多くのことがあるが、それらを説かず、却ってこの五者を説くのはなぜなのか。詳細に考えるに、身を修められなかったのは、すべてこの五つのもので駄目になってしまった。

また言われた。意に不誠があれば、私意が主になり、これはまるで主人が自ら泥棒になるようなことだ。却って外の人を引き入れて、四方八方に防ぐところがない。だからまずは意を誠実にしなければならぬのだ。 林子蒙録

〔注〕

(1) 「好看」 よい、素晴らしい。『語類』卷二十一、六五条、鄭南升録(II 494) 「問道千乘之國章。曰龜山說此處極好看。」

(2) 「視而不見、聽而不聞、食而不知其味」 『大学章句』伝七章 「心不在焉、視而不見、聽而不聞、食而不知其味。」朱注 「心有不存

則無以檢其身。是以君子必察乎此、而敬以直之、然後此心常存、而身無不脩也。」

(3) 「有所僻」「僻」は、朱子は「偏る」と解釈する。『語類』卷一六、一七三条の注を参照。

(4) 「多少」 多く。『語類』卷十五、九五条、呉稚録 (I 300) 「又如官名、在孔子有甚緊要處。聖人一聽得郊子會、便要去學。蓋聖人之學、本末精粗、無一不備、但不可輕本而重末也。今人間坐過了多少日子、凡事都不肯去理會、且如儀禮一節、自家立朝不曉得禮、臨事有多少利害。」『朱子語類』抄』二〇六頁、二六五頁参照。

(5) 「無不是被這四五箇壞」 四五は五の意。数字を二つ並べて、その後ろの数字を指示する。ここでは「四か五」ではなく、「五」と言うに同じ。本卷一一九条、一六四条を参照。

(6) 「引惹」 引き起こす。『語類』卷四十一、四一条、周明作録 (III 102) 「元翰問。非禮勿視聽言動。看來都在視上。曰。不專在視上、然聽亦自不好、只緣先有視聽、便引惹得言動、所以先說視聽、後說言動。」

(7) 「四方八面無關防處」「四面八方」とも書き、四方八方を意味する。「關防」は防ぐの意。田中謙二『朱子語類外任篇訳注』五九頁に「關防 防止する」とある。『字海便覽』に「四方八面無關防處トハ四方八面フセグ処ガナイト云フコトナリ」とある。『語類』卷四十二、二八条、輔廣録 (III 1077) 「潛夫曰、舊曾聞先生說顏冉二子之於仁、譬如捉賊。顏子便赤手擒那賊出、仲弓則先去外面關防、然後方敢下手去捉他。」聞

欲修其身者、先正其心。欲正其心者、先誠其意。欲誠其意者、先致其知。致知在格物。五者、其實則相串、而以做工夫言之、則各自爲一事。故物格、而後知至。知至、而後意誠。意誠、而後心正。心正、而後身修。著而字、則是先爲此、而後能爲彼也。蓋逐一節自有一節功夫、非是儻侗言知至了意便自誠、意誠了、心便自正、身便自修、中間更不著功夫。然但只是上面一截功夫到了、則下面功夫亦不費力耳。

先生曰。亦有天資高底人、只頭正了、便都正去。若夾雜多底、也不能如此。 端蒙

〔校勘〕

○ 朝鮮古写本にはこの条なし。

○ 「正身便自修中間更」 萬曆本、和刻本は双行小字。成化本は「正身便自」の四字なし。

○ 「不著功夫」 萬曆本、和刻本は「著」と「着」に作る。

〔訳〕

「其の身を修めんと欲する者は、先ず其の心を正す。其の心を正さんと欲する者は、先ず其の意を誠にす。其の意を誠にせんと欲する者は、先ず其の知を致す。致知は格物に在り。」五者は、実は互いに相繋がつているが、実践工夫をするという点から言えば、それぞれ独立

して一事となる。それ故に「物格れば而る後に知致り、知致れば而る後に意誠にし、意誠になれば而る後に心正なり、心正なれば而る後に身修む。」

「而」の字を著すのは、先ずこれをしてから、後にそれをすることができるということなのだ。〔大学〕の「章ごとに於いてはその独自の工夫が説かれており、知に至れば意が自ら誠になり、意を誠にすれば心が自ら正になって身が自ら修められ、途中でさらに工夫をしない、とおおまかに言うのではない。しかし、上の段階の工夫が完成できれば、次の段階の工夫は力を（それほど）費やさないだけなのだ。

先生は言われた。資質のいい人もおり、（彼らは）最初を正せば、すべて正すことができる。もし気稟に夾雑物の多い人（＝資質の低い人）であれば、このように（簡単にすべてを正すことも）できないのだ。 程端蒙録

〔注〕

(1) 「欲修其身者、先正其心」云云 『語類』卷十四、二三条、(I) 魏椿録「問。大學一書皆以修身爲本。正心、誠意、致知、格物、皆是修身內事。曰、此四者成就那修身、修身推出做許多事。」

(2) 「相串」 互いに関わっていること。

(3) 「儻侗」「ぼんやりする」、「はつきりしない」。「籠統」、「籠統」とも。『語類』卷十八、八二条、沈憫録(II 中)「曰。恁地説不得。心性固只一理、然自有合而言處、又有析而言處。須知其所以析、又知其所以合、乃可。然謂性便是心、則不可。謂心便是性、亦不

可。孟子曰、盡其心知其性。又曰、存其心養其性。聖賢說話自有分別。何嘗如此儻侗不分曉。固有儻侗一統說時、然名義各自不同。『字海便覽』に「儻侗トハミダリノ意アリ。字書ニハ不成器トモ。又行不正トモ見エタリ。然レトモ又大ザンバイト云フ意モアリ。」とある。三浦国雄『朱子語類』抄「二二二頁参照。

(4) 「逐一節自有一節功夫」云々 朱子は、格物、致知、誠意、正心、修身という次序に従つて段階的に工夫していく必要がある、と強調する。『語類』卷十五、一四六条、徐寓録（I 321）「問。知至了意便誠、抑是方可做誠意工夫。曰、也不能恁地說得。這箇也在人。一般人自便能如此。一般人自當循序做、但知至了、意誠便易。且如這一件事、知得不當如此做、末梢又却如此做、便是知得也未至。若知得至時、便決不如此。如人既知鳥喙之不可食、水火之不可蹈、豈肯更試去食鳥喙、蹈水火。若是知得未至時、意決不能誠。問。知未至之前、所謂慎獨、亦不可忽否。曰、也不能恁地說得。規模合下皆當齊做。然這裏只是說學之次序如此、說得來快、無恁地勞攘。且當循此次序、初間欲明明德於天下時、規模便要恁地了。既有恁地規模、當有次序工夫、既有次序工夫、自然有次序功效。物格而后知至、知至而后意誠、意誠而后心正、心正而后身修、身修而后家齊、家齊而后國治、國治而后天下平。只是就這規模恁地廣闊去、如破竹相似、逐節恁地去。」

(5) 「天資高底」 資質の高い人。『語類』卷二二、八六条、黃營録（III 292）「看二十五條、曰。此正與前段相反、却有上截無下截。天資高底、固有能不為富貴所累、然下此者亦必思所以處之。貧而

樂者、固勝如無諂。富而好禮者、固勝如無驕。若未能無諂無驕底、亦須且於此做工夫。」

(6) 「夾雜多底」 夾雜物の多い人。『語類』卷十五、一一〇条、林夔孫録（I 324）「問。實其心之所發、欲其一於理而無所雜。曰。只為一便誠、二便雜。如惡惡臭如好好色、一故也。小人間居為不善、止著其善、二故也。只要看這些便分曉。二者為是真底物事、却著些假攙放裏、便成詐偽。如這一盞茶、一味是茶、便是真、才有些別底滋味、便是有物夾雜了、便是二。」

189条

問。正心修身章後注云、此亦當通上章推之、蓋意或不誠、則無能實用其力以正其心者云云。曰。大學所以有許多節次、正欲學者逐節用工。非如一無節之竹、使人才能格物、則便到平天下也。夫人蓋有意誠而心未正者、蓋於忿懣、恐懼等事、誠不可不隨事而排遣也。蓋有心正而身未修者、故於好惡之間、誠不可不隨人而節制也。至於齊家以下、皆是教人節節省察用功。故經序但言心正者必自誠意而來、修身者必自正心而來。非謂意既誠而心無事乎正、心既正而身無事乎修也。

且以大學之首章便教人明明德、又為格物以下事目、皆為明明德之事也。而平天下、方且言先謹乎德等事、亦可見矣。 壯祖

〔校勘〕

○「蓋意或不誠」成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「蓋」を「蓋」に作る。以下同じ。

○「云云」成化本、萬曆本、和刻本はこの二字が單行小字。朝鮮整版本は双行小字。朝鮮古写本は、この二字がなく、「切謂人之心所以膠膠擾擾失其虛明之本體者只爲念慮之間不誠於爲善每每難得私邪在裏故心爲之累而不得其正今既能致其知判別得是非善惡分明一念之發誠實無惡則心之本體豈不光明洞達渾全正大其間直有毫芒之間耳然則意既能誠則復何所待於用力哉」の百十字がある。

○「使人才能格物」成化本、朝鮮古写本、朝鮮整版本は「才」を「纔」に作る。

○「蓋於忿懣恐懼等事」萬曆本、和刻本は「蓋」を「蓋」に作る。

○「壯祖」朝鮮古写本は「處謙」（李壯祖の字）に作る。

〔訳〕

質問。「正心修身」の章の後の注に云う、「此れも亦た當に上章を通して之れを推すべし、蓋し意 或いは誠にならざれば、則ちよく実に其の力を用いて以って其の心を正す者無し」云云。（先生は）言われた。『大学』に多くの章節があるのは、まさに学ぶ者には段階的な工夫をさせようとしているのだ。一本の節のない竹のように、格物ができたばかりなのに、直ちに天下を平らげることに進むことをさせないのだ。思うに、人の中に意が誠になっても心をまだ正していないものがあるが、（彼らは）事物に遭遇する際に必ず忿懣・恐懼などを調整しなければならぬ。（また）思うに、心が正しくても身をまだ修めてい

ない人がいるが、（彼らは）人に接する際に必ず好悪を節制しなければならぬ。齊家以下については、すべて段階的に審査工夫していくことを人に教えている。なので、経は順序として正心が必ず誠意から来て、修身が必ず正心から来ることだけを言っているのであって、誠意ができたなら正心に努めなくてもいい、正心ができたなら修身に努めなくてもいい、と言っているのではないのだ。

且つ、『大学』の首章は「明明徳」を教えているが、また「格物」以下の項目もみな「明明徳」のことだ。（それに対して）「平天下」については、まず徳を慎むなどのことを言う。ここからも、（明明徳がすべての基礎だということが）分かるのだ。 李壯祖録

〔注〕

（1）「正心修身章後注」現行の『大学章句』とは朱注に異同がある。『大学章句』伝七章の朱注「此亦承上章以起下章。盖意誠則眞無惡而實有善矣、所以能存是心以檢其身。然或但知誠意而不能密察此心之存否、則又無以直内而脩身也。」

（2）「一無節之竹」『語類』卷一六、一二五条、輔広録（II 349）「或問正心誠意章。先生令他説。曰。意誠則心正。曰。不然。這幾句連了又斷、斷了又連、雖若不相粘綴、中間又自相貫。譬如一竿竹、雖只是一竿、然其間又自有許多節。意未誠、則全體是私意、更理會甚正心。然意雖誠了、又不可不正其心。意之誠不誠、直是有公私之辨、君子小人之分。意若不誠、則雖外面爲善、其意實不然、如何更問他心之正不正。意既誠了、而其心或有所偏倚、則不得其

正、故方可做那正心底工夫。」

- (3) 「經序但言心正者必自誠意而來」『大学章句』經「古之欲明明德於天下者、先治其國。欲治其國者、先齊其家。欲齊其家者、先脩其身。欲脩其身者、先正其心。欲正其心者、先誠其意。欲誠其意者、先致其知。致知在格物。物格而后知至、知至而后意誠、意誠而后心正、心正而后身脩、身脩而后家齊、家齊而后國治、國治而后天下平。」

- (4) 「排遣」(こ)では、不当な部分を除くことによつて、感情の現れが適切なように調整する、という意味。『語類』卷十八、八八条「周明作録(Ⅱ 412)「…問。去私欲氣稟之累。曰。只得逐旋戰退去。若要合下便做一次排遣、無此理、亦不濟得事。須是當事時子細思量、認得道理分明、自然勝得他。次第這邊分明了、那邊自然容著他不得。如今只窮理為上。」『朱子語類考』に「排ハ按排ノ排ニテ手ニテヲシヤルコト。遣ハヤルコト。手デヲシナラシヤル意ナリ」とある。『字海便覽』に「排遣トハトリサバクコトナリ」とある。
- (5) 「無事乎」に努めない。『語類』卷二十三、一〇四条、楊道夫録(Ⅱ 557)「蜚卿問十五志于學一段。曰。聖人也略有箇規模與人同。如志學、也是衆人知學時。及其立與不惑、也有箇跡相似。若必指定謂聖人必恁地、固不得。若說聖人全無事乎學、只脫空說、也不得。但聖人便自有聖人底事。」『語類』卷二十四、五六条、万人傑録(Ⅱ 580)「問。先行其言而後從之。曰。此為子貢而發。其實有德者必有言、若有此德、其言自足以發明之、無有說不出之理。夫子只云欲訥於言而敏於行、敏於事而慎於言、未嘗說無事於言。」

- (6) 「大學之首章便教人明明德」『大学章句』經「大學之道、在明明德、在親民、在止於至善。古之欲明明德於天下者、先治其國、欲治其國者、先齊其家、欲齊其家者、先脩其身、欲脩其身者、先正其心、欲正其心者、先誠其意、欲誠其意者、先致其知、致知在格物。」朱注「此八者、大學之條目也：脩身上、明明德之事也。齊家以下、新民之事也。」

- (7) 「言先謹乎德等事」『大学章句』伝十章「詩云、節彼南山、維石巖巖、赫赫師尹、民具爾瞻。有國者不可以不慎、辟則為天下僂矣：是故君子先慎乎德。有德此有人、有人此有土、有土此有財、有財此有用。」朱注「先慎乎德、承上文不可不慎而言。德即所謂明德。有人謂得衆、有土謂得國、有國則不患無財用矣。」

190 条

大學如正心章、已說盡了。至修身章又從頭說起、至齊家治國章又依前說教他、何也。蓋要節節去照管。不成却說自家在這裏心正身修了、便都只聽其自治。 夔孫

〔校勘〕

- 「修身」成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「脩身」に作る。
- 「說教他」朝鮮古写本は下に「池本有治它是三字」の双行注がある。
- 「蓋要」朝鮮古写本は下に「池本作蓋是要得」の双行注がある。
- 「不成却」朝鮮古写本は下に「池本作只字」の双行注がある。

○「這裏」 萬曆本、和刻本は「這裡」に作る。

○「自治」 朝鮮古写本は下に「池本作聽它自治了」の双行注がある。

〔訳〕

大学は、第七の正心章のところで既に語り尽くされているのに、第八の修身章になってまたあらためて最初から説き起こされており、第九の齊家治國章になるとまた前と同じようにそれを説いているのはどういうことだろうか。思うに、一節一節、気をつけてすべてを管理下におく必要があるのだ。まさか、それとは逆に、自身がこの段階で心が正しく身を修めることができてしまえば、あとはみなただそれぞれが自らを治めるのにまかせるのだと言えるなどということはあまりない。林夔孫録

〔注〕

(1) 「已説盡了云々」 伝七章において修身のことは語り尽くされているのに、伝八章になって、再び修身について語られていることを指す。

(2) 「從頭」 もう一度。はじめから。

(3) 「依前説云々」 伝八章において既に齊家のことは語られているのに、伝九章において再度「孝・弟・慈」という家の中のことに ついて語っていることを指す。なお衛湜『禮記集説』は、この前後を引用して「至齊家治國章、又依前説教他節節去照顧。」に作る。

(4) 「不成」 まさか〜ではあるまい。

(5) 「照管」 管理する。管理下に置く。制御する。

(6) 「聽自治」 自治はみずからを修めること。管理すること。『大学或問』「故又推本言之、欲其先成於己而有以責人、固非謂其專務修己、都不治人而拱手以俟其自化、亦非謂其矜己之長愧人之短而脅之以必從也。…至即此章而論之、則欲如治己之心以治人者、又不過以強於自治爲本。蓋能強於自治、至於有善而可以求人之善、無惡而可以非人之惡、然後推己及人、使之亦如我之所以自治而自治焉、則表端景正、源潔流清、而治己治人、無不盡其道矣。」

(7) 「林夔孫録」 本条に池本との校訂が記されるのは、「朱子語録姓氏」に、林夔孫が「池録三四」と記されることと合致する。

191 条

説大學誠意章、曰、如今人雖欲爲善、又被一箇不欲爲善之意來妨了。雖欲去惡、又被一箇尚欲爲惡之意來妨了。蓋其知之不切、故爲善不是他心肯意肯、去惡亦不是他心肯意肯。這箇便是自欺、便是不誠。意才不誠、則心下便有許多忿懣、恐懼、憂患、好樂而心便不正。心既不正、則凡有愛惡等事、莫不倚於一偏。如此、如何要家齊、國治、天下平。惟是知得切、則好善必如好好色、惡惡必如惡惡臭。是非爲人而然、蓋胸中實欲如此、而後心滿意愜。 賀孫

〔校勘〕

- 「一箇」 萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「一个」に作る。以下同じ。
 ○「意才」 成化本、朝鮮古写本、朝鮮整版本は「才」を「纔」に作る。

〔訳〕

『大学』の誠意章を解説しておっしゃった。「いまの人は善をなさうとしても、それとは別に善をなしたくないという気持ちがあつてそれに妨げられてしまう。悪をとりさろうとしても、それとは別になお悪をなさうという気持ちがあつてそれに妨げられてしまう。思うにその知が切実でないから、善をなさうとするのも彼は心から同意していないのであり、悪をとりさろうとするのもやはり彼は心からさうしようとはしていないのだ。これでは自欺であり、不誠である。意に少しでも誠でないところがあると、心のなかに忿懣、恐懼、憂患、好楽などいろいろあることになつて、心は不正となつてしまう。心が正しくないで、なんについても親愛したり賤悪したりするときに、なにかに偏らないわけにはいかないのだ。こんなことで、どうやって家が斉い、国が治まり、天下が平らかなる状態にしようというのか。ただもう知が切実であれば、善を好むことが必ず色を好むが如くなるし、悪をにくむことが必ず悪臭をにくむが如くなる。これは人に知られたいがためにそうするのではなく、思うに心の中でほんとうにそうありたいと思うのであつて、そうすれば心から満足するのだ。」 葉賀孫

録

〔注〕

(1) 「又被一箇不欲爲善之意來妨了」 もう一人の自分がいて善をなさうとするのをさまたげる、という発想については、本卷一〇八条参照。

(2) 「知之不切」「知」は格物致知の知。以下、八条目の順序に従つて、それぞれの条目が達成されない場合の連関が「天下平」まで説かれる。この「知之不切」は、かつて伝六章の章句にあつた文。本卷一〇七条参照。

(3) 「心肯意肯」 心の底から同意する。心からさうしようと思う。『語類』卷四一、五四条、葉賀孫録(Ⅲ 1056)「這裏須思量顔子如何心肯意肯要克己復禮、自家因何不甘心肯去克己復禮。這處須有病根、先要理會這路頭、方好理會所以克己之方。」「字海便覽」「心肯意肯トハ心ニ承允スルコトナリ。」

(4) 「便是自欺云々」 冒頭部の爲善、去惡の議論でこれを自欺とするのは、伝七章の章句「自欺云者、知爲善以去惡、而心之所發有未實也。」を参照。

(5) 「便是不誠云々」 自欺が不誠であるのは伝六章「所謂誠其意者、毋自欺也。」による。以下、伝六章の「誠意」が成立していないので、伝七章の「忿懣、恐懼」などが生じ、それが心の不正をもたらし、さらに伝八章の「伝八章の「愛惡(親愛・賤惡)などの辟」を生む。

(6) 「心下」 心のなか。

(7) 「非爲人而然」 『論語』憲問「子曰、古之學者爲己、今之學者爲人。」集注「程子曰、爲己欲得之於己也、爲人欲見知於人也。」また『文集』卷六三、答孫敬甫第六書「蓋自欺自慊兩事正相抵背、纔不自

欺、即其好惡真如好好色惡惡臭。只為求以自快自足、如寒而思衣以自温、饑而思食以自飽、非有牽強苟且、姑以為人之意。纔不如
此、即其好惡皆是為人而然、非有自求快足之意也。」を参照。

(8) 「心滿意慍」 伝六章の「自謙」を言いかえたもの。この「謙」が「足」、「滿」の意であることは、本卷八三章参照。また「慍」については、「大学或問」第七章「字書又以其訓快與足者、讀與慍同、則義愈明、而音又異、尤不患於無別也。」を参照。

傳九章釋家齊國治▲

〔校勘〕

○「家齊國治」 朝鮮整版本は「齊家治國」に作る。

192条

或問、齊家一段、是推將去時較切近否。曰、此是言一家事、然而自此推將去、天下國家皆只如此。又問、所畏敬在家中、則如何。曰、一家之中、尊者可畏敬、但是有不當處、亦合有幾諫時。不可道畏敬之使不可說著。若如此惟知畏敬、却是辟也。 祖道

〔校勘〕

○「自此」 朝鮮整版本は「自」を「目」に作る。

○「說著」 成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「說着」に作る。

○「惟知」 成化本、朝鮮古写本、朝鮮整版本は「惟」を「唯」に作る。

〔訳〕

ある人が質問した。「齊家の一段は、外へ推しすすめていけば、(自分にとって)やや切実なところでしょうか。」先生がおっしゃった。「ここでは一家のことを言っているのだが、しかしここから外へおすすめて、天下、国、家がみなすっきりこのようになるということだ。」また質問した。「畏敬する対象が家の中にある場合はどうでしょう。」先生「一家のなかで、尊者は畏敬すべき対象だ。しかしまちがったことをしていれば、やはり控え目ながら諫言しなければならぬときがある。その際に、畏敬するのだからもの申すべきではない、と言うべきではない。もしそのように家の中では尊者に対してただ畏敬することだけを知るのみなら、かえって偏僻だ。」 曾祖道録

〔注〕

(1) 「推將去」 外へおすすめる。伝九章「康誥曰、如保赤子。心誠求之、雖不中不遠矣。未有學養子而后嫁者也。」章句「此引書而釋之、又明立教之本、不假強為、在識其端而推廣之耳。」また伝九章「是故君子有諸己而后求諸人、無諸己而后非諸人。」章句「皆推己以及人、所謂恕也。」言うまでもなく、「推」は、朱子の格物窮理を考える上でのキーワードである。『語類』卷一八、九六条、呉必大録(II 上)の「問以類而推之說、曰、是從已理會得處推將去。如此便不隔越。若遠去尋討、則不切於己。」また『大学』

全体の構造についても言われる。『語類』卷一四、八〇条、魏椿録（I 262）「人本來皆具此明德、徳内便有此仁義禮智四者。只被外物汨沒了不明、便都壞了。所以大學之道、必先明此明德。若能學、則能知覺此明德、常自存得、便去刮剔、不為物欲所蔽。推而事父孝事君忠、推而齊家治國平天下。皆只此理。大學一書、若理會得這一句、便可迎刃而解。」

(2) 「切近」 身近で切実な。『周易』剥六四象伝「剥牀以膚、切近災也。」「論語」顔淵「子張問明。子曰、浸潤之譖、膚受之愬、不行焉。可謂明也已矣。」集注「膚受、謂肌膚所受利害切身。如易所謂剥牀以膚切近災者也。」「語類」卷七八、一九八条、童伯羽録（V 2011）「喚做人、便有形氣、人心較切近於人。道心雖先得之、然被人心隔了一重、故難見。」

(3) 「幾諫」 『論語』里仁「事父母、幾諫。」集注「幾、微也。微諫、所謂父母有過、下氣怡色、柔聲以諫也。」「父母有過」以下は『禮記』内則の文。

(4) 「不可說著」 「說著」は、言う。ここでは諫める、もの申すの意。なお以下の用例の「不可說著」は、話にならないの意。『語類』卷一〇九、一四條、沈偶録（VII 2696）「而今分明是有箇天下國家、無一人肯把做自家物事看、不可說著。某常說、天下事所以終做不成者、只是壞於懶與私而已。」

(5) 「却是辟」 同様の主旨が本卷一六三条にも述べられているのを参照。

193 条

或問不出家而成教於國。曰、孝以事親、而使一家之人皆孝。弟以事長、而使一家之人皆弟。慈以使衆、而使一家之人皆慈、是乃成教於國者也。 人傑

〔校勘〕

○諸本異同無し。

〔訳〕

ある人が「家を出でずして教えを国に成す」について質問した。先生「孝によって親につかえれば、一家の人をみな孝にする。弟によって年長者につかえれば、一家の人をみな弟にする。慈によって人々を使えば、一家の人をみな慈にする。これがとりもなおさず「教えを国に成す」ということなのだ。」 萬人傑録

〔注〕

(1) 「不出家而成教於國」 伝九章の本文。
(2) 「孝以事親、弟以事長、慈以使衆」 伝九章の本文「孝者所以事君也、弟者所以事長也、慈者所以使衆也。」にもとづく。

194 条

李徳之問、不出家而成教於國、不待推也。曰、不必言不待推。玩其文義、亦未嘗有此意。只是身修於家、雖未嘗出、而教自成於國爾。蓋卿

〔校勘〕

○「身修」成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「身脩」に作る。

〔訳〕

李徳之が質問した。「家を出でずして教を国に成す」は、外におしおほす必要はありません。先生「外におしおほす必要がない、とは必ずしも言わなくてもよい。本文の意味を玩味してみても、やはりそのような意味はない。これはただ、家の中で身を修めれば、家の外に出なくとも、教えはおのずと国中で成就するということを言っているだけだ。」襲蓋卿録

〔注〕

(1)「李徳之」諱など事績は不明。長沙期のみ師事者〔朱門弟子師事年攷〕〔著作集二六一頁〕。なお『朱子門人』八四頁参照。
(2)「教自成於國」教えが自ずと成る、としていることから、朱子は李徳之の「不待推」に結局は賛同しているものと思われる。

195条

孝者所以事君、弟者所以事長、慈者所以使衆、此道理皆是我家裏做成了、天下人看者自能如此、不是我推之於國。泳

〔校勘〕

○「家裏」萬曆本、和刻本は「家裡」に作る。

○「看者」成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「看着」に作る。

〔訳〕

「孝なる者は君に事える所以、弟なる者は長に事える所以、慈なる者は衆を使う所以」とあるが、この道理は、この三つがみなわたしの家の中で成しとげられれば、世の中の人が見ておのずとおなじようになることができるということ、わたしがこれを国におしひろげていくということではない。湯泳録

〔注〕

(1)「不是我推之於國」伝九章において「推」が語られているかどうかについて、朱子の考えには変化が見られる。本条と本卷一九四条、一九八条では、伝九章ではまだ「推」は語られていないと説かれている。それに対して本卷一九二条、一九七条、一九九条では明らかに「推」が説かれ、現在の伝九章の章句でも二度にわたって「推」によって解説されている。なお、本条記録者湯泳ならびに一九四条の記録者襲蓋卿がともに一一九五年の師事者であること、一九八条の記録者徐寓もやはり一一九五年

までの師事者（徐寓は朱子の死の直前には記録あり。）であること、さらに「推」を説く一九二条の記録者曾祖道は二一九七年の、一九七条と一九九条の記録者甘節が第二次師事期として二一九六年が想定されていることが、あるいは参考になる。（以上『朱子弟子師事年攷』による。）

196条

劉潜夫問、家齊章並言孝弟慈三者、而下言康誥、以釋使衆一句、不及孝弟、何也。曰、孝弟二者雖人所固有、然守而不失者亦鮮。唯有保赤子一事、罕有失之者。故聖賢於此、特發明夫人之所易曉者以示訓、正與孟子言見赤子入井之意同。 壯祖

〔校勘〕

○「家齊」成化本、萬曆本、傳經堂本、朝鮮古写本、朝鮮整版本、和刻本は「齊家」に作る。

○「並言」朝鮮古写本は上に「内」がある。

○「而下」朝鮮古写本は「而其下則」に作る。

○「不及」朝鮮古写本は「更不及」に作る。

○「罕」朝鮮古写本は「うかんむり▲」に作る

○「壯祖」朝鮮古写本は「處謙」に作る。

〔訳〕

劉潜夫が質問した。「家齊の章には孝弟慈の三つが並べて語られています。続いて康誥を引用する部分では、「衆を使う」という一句の慈を解釈するだけで、孝や弟に言及しないのはどうしてでしょう。」先生「孝と弟のふたつは、人がもともと持っているものではあるけれども、それを堅持して失わずにいる人はやはり少ない。ただ、赤子を大事にするという一事のみは、その気持ちを失ってしまう人は稀である。だから聖賢はこの部分で、人が理解しやすいことがらを特にとりあげて説明して教えとしたのであって、それはちょうど孟子が「赤子が井戸に落ちるのを見ると」と説明した時の意図と同じなのだ。」李莊祖録

〔注〕

(1)「潜夫」劉炎の字。「朱子語録姓氏」所載。

(2)「康誥云々」伝九章「康誥曰、如保赤子。」章句「此引書而釋之、又明立教之本不假強為、在識其端而推廣之耳。」『書経』康誥「若保赤子、惟民其康乂。」

(3)「守而不失」『論語』衛靈公「子曰、知及之、仁不能守之、雖得之、必失之。』『孟子』離婁上「孟子曰、事孰為大、事親為大。守孰為大、守身為大。不失其身而能事其親者、吾聞之矣。失其身而能事其親者、吾未之聞也。」

(4)「赤子入井」『孟子』公孫丑上「今人乍見孺子將入於井、皆有怵惕惻隱之心。」この部分の「理解しやすさ」については、『語類』卷五三、二三条、沈僩録（IV 1282）「孟子論乍見孺子將入於井怵」

惕惻隱一段、如何說得如此好。只是平平地說去、自是好。而今人做作說一片、只是不如他。」

197条

心誠求之者、求赤子之所欲也。於民、亦當求其有不能自達。此是推其慈幼之心以使衆也。 節

〔校勘〕

○諸本異同無し。

〔訳〕

「心誠に之を求む」とは、赤子の欲するものがなんだろうかと求めるのである。民においても、やはりまた民が自分では思いを伝えられないものを求めなければいけないのである。これが、幼いものに対する慈しみの心を推し広げて、それによって民衆を使うということだ。
甘節録

〔注〕

(1) 「心誠求之」 伝九章の本文。「康誥曰、如保赤子、心誠求之、雖不中不遠矣」

(2) 「求赤子之所欲」 『大学或問』の以下の議論を参照。「或問、如保赤子何也。曰、程子有言、赤子未能自言其意、而為之母者、慈

愛之心出於至誠、則凡所以求其意者、雖或不中、而不至於大相遠矣。豈待學而後能哉。若民則非如赤子之不能自言矣。而使之者、反不能無失於其心、則以本無慈愛之實、而於此有不察耳。」

(3) 「自達」 思いを伝える。『欒城集』卷二「上皇帝書」「苟創前事、不復以聞、則其思報之誠、沒世而不能自達。是以輒發其狂言、而不知止。」

(4) 「慈幼」 幼いものへのいつくしみ。『周禮』大司徒「以保息六養萬民。一曰慈幼。」なお本条注(2)所引の『或問』参照。

198条

問治國在齊其家。曰、且只說動化爲功、未說到推上。後章方全是說推。如保赤子一節、只是說慈者所以使衆一句。保赤子、慈於家也。如保赤子、慈於國也。保赤子是慈、如保赤子是使衆。

直卿云、這箇慈、是人人自然有底。慈於家、便能慈於國、故言、一家仁、一國興仁。一家讓、一國興讓。 寓

〔校勘〕

○「這箇」 萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「這个」に作る。

〔訳〕

「国を治むるは其の家を斉うるに在り」について質問した。先生「こはただ人や物を感化させるのにつとめることをいうだけで、まだ

「推」(外に推しひろげていくこと)については語られていない。後の伝十章になつてはじめて、全体が「推」を説いた部分ということになる。「赤子を保つが如し」の一節は、ただ「慈なる者は衆を使う所以」の一句だけを解説している。「赤子を保つ」とは、家における慈である。「赤子を保つが如し」とは、国における慈である。「赤子を保つ」のは慈であるだけだが、「赤子を保つが如し」のほうは、衆を使う話だ。」直卿が言った。「この慈は、人々がもともと持っているものです。家において慈であれば、国においても慈でいられます。だから「一家仁なれば一國仁に興り、一家讓なれば一國讓に興る」と言うのです。」

徐寓録

〔注〕

(1) 「治國在齊其家」 伝第九章「治國在齊其家。」章句「通結上文。」

(2) 「動化」 人や物を感化させる。『中庸章句』二三章「其次致曲、

曲能有誠、誠則形、形則著、著則明、明則動、動則變、變則化。

唯天下至誠為能化。」章句「動者誠能動物。變者物從而變。化則

有不知其所以然者。蓋人之性無不同、而氣則有異。故惟聖人能舉

其性之全體而盡之。』『大学或問』第九章「如保赤子何也：此章

本言上行下效、有不期然而然者。』『朱子語類考文解義』「動化為功、

謂上行下效之理、以此為其功效。」

(3) 「後章云々」 伝十章を指す。伝十章「是以君子有絜矩之道也」

章句「是以君子必當因其所同、推以度物、使彼我之間各得分願、

則上下四旁均齊方正、而天下平矣。』『語類』本卷二一九条「問、

絜矩一條此是上下四方度量、而知民之好惡否。曰、知在前面。這處是推。老老而民興孝、長長而民興弟、恤孤而民不倍。這處便已知民之好惡與己之好惡相似。是以君子有絜矩之道、便推將去。緊要在母以字上。」なお一九五条の注を参照。

(4) 「直卿」 黄榦の字。「朱子語録姓氏」所載。

(5) 「一家仁云々」 伝九章「一家仁、一國興仁、一家讓、一國興讓、

一人貪戾、一國作亂、其機如此。此謂一言僨事、一人定國。」

199条

一家仁以上、是推其家以治國。一家仁以下、是人自化之也。 節

〔校勘〕

○諸本異同無し。

〔訳〕

「一家仁」以前は、家のことを推しすすめて国を治めることである。

「一家仁」以後は、人が自然と正しいものに変化することである。

甘節録

〔注〕

(1) 「一家仁以上是推云々」 第九章は、第一節で、「家を出でずして教えを国に成す」として、家において孝、弟、慈たるべきことを

示し、第二節で『書經』を引いて特にその中の「慈者所以使衆」を説明し、朱子は『章句』でも「推」を使って解説する。そして第三節「一家仁」に至って、その教えが実際にどのような効果を示すかが語られる。「一家仁」の部分の『章句』の「此言教成於國之效。」を参照。従って、ここでの「一家仁以上」は、第一節と第二節を、「一家仁以下」は第三節（及びそれ以降）を指すことになる。ただし、ここで第一節が「推」を言うとするのは本卷一九五条での発言と明らかにかみあわない。一九五条の注（一）を参照。

(2) 「人自化」 外から教化しなくても人々が自然と正しい行いをすること。『中庸』三三章「是故君子不賞而民勸、不怒而民威於鈇鉞。」章句「無有言說而人自化之也。」

200条

問、九章本言治國、何以曰堯舜率天下以仁而民從之。都是說治天下之事也。至言君子有諸己而後求諸人、無諸己而後非諸人、又似說修身如何。

曰、聖人之言、簡暢周盡。修身是齊家之本、齊家是治國之本。如言一家仁、一國興仁、一家讓、一國興讓之類、自是相關、豈可截然不相入也。 謨 去偽同

〔校勘〕

○「修身」 成化本、萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「脩身」に作る。以下同じ。

○「是治國」 伝經堂本以外の諸本はすべて「是」を「又」に作る。また賀瑞麟「朱子語類記疑」に「是治國原作又、據周本改」とある。

○「去偽同」 朝鮮古写本は「按去偽同、而畧云、或問九章言治國、却何以言堯舜率天下以仁而民從之。又其說治天下、其間言君子有諸己而後求諸人、又似說脩身、何也。曰、聖人之文簡暢、脩身是齊家之本、如言一家仁、一國興仁、一家讓、一國興讓、亦此類也。」に作る。

〔訳〕

質問した。「九章はもともと治國のことを言うところなのに、どうして「堯舜は天下を率いるに仁を以てして民之に従う」などというのでしょうか。これはみな天下を治めることについて説いています。また「君子は諸を己に有して、而る後に諸を人に求め、諸を己に無くして、而る後に諸を人に非る」というのはこれも修身を解説しているように見えるのですが、どうでしょう。」

先生「聖人の言葉は、簡約で流暢ななかに、すべてを言い尽くしたものである。修身は齊家の根本、齊家は治國の根本だ。「一家仁なれば一國仁に興り、一家讓なれば一國讓に興る」と言っているところなども、当然齊家と治國は関係し合っているのであって、どうしてはつきり切り離してしまうことなどできようか。」周謨録 金去偽録も同じ

〔注〕

(1) 「堯舜率天下云々」 伝九章「堯舜帥天下以仁、而民從之。桀紂帥天下以暴、而民從之。其所令反其所好、而民不從。」なお、「堯舜帥」の「帥」字を『大学章句』、『禮記集説』など新注系は、宋刊本以来みな「帥」に作り、旧注系はみな「率」に作る。阮元『十三經注疏校勘記』(卷六〇)は「唐石經率作帥、下句同。」とするが、『開成石經』は「率」に作り、さらに顧炎武『金石文字記』卷五「國子學石經」は「大学堯舜帥天下以仁、二帥字皆作率。」とし、いささか混乱が見られる。

(2) 「不相入」 以下の用例のように、たがいにあいられない、の意味に使うことが多いが、ここは単に、「お互いにはいりこまず」離れている、という意にとどまる。『欒城後集』卷二二「亡兄子瞻端明墓誌銘」「公舊善門下侍郎司馬君實及知樞密院章子厚。二人冰炭不相入。」「二程遺書」卷一八「問老子書若何。曰、老子書、其言自不相入處如冰炭。」

201条

問。有諸己而後求諸人。曰。只從頭讀來、便見得分曉。這箇只是躬自厚而薄責於人、攻其惡、無攻人之惡。 卓

〔校勘〕

○「曰」 朝鮮古写本は「先生云」に作る。

○「只從頭讀來」 萬曆本、和刻本は「來」を「来」に作る。

○「這箇只是」 萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「箇」を「个」に作る。

○「攻其惡、無攻人之惡」 萬曆本、和刻本は「惡」を「養」に作る。

〔訳〕

「諸を己に有して而る後に諸を人に求む。」についてお尋ねした。先生「ただ(伝九章の)冒頭から読んでいきさえすれば、自ずと明瞭にわかるだろう。これはつまり「自らを責める際には厚くし、人を責める際には薄くする」「自身の悪は攻め(＝追及し)、他者の悪は攻めない」ということに他ならない。 黄卓録

〔注〕

(1) 「有諸己而後求諸人」 『大学章句』伝九章「堯舜帥天下以仁而民從之。桀紂帥天下以暴而民從之。其所令反其所好、而民不從。是故君子有諸己而后求諸人、無諸己而后非諸人。所藏乎身不恕、而能喻諸人者、未之有也。」

(2) 「只從頭讀來」「從頭」は、最初から。ここでは『大学章句』伝九章の冒頭から。伝九章は「所謂治國必先齊其家者、其家不可教而能教人者、無之。故君子不出家而成教於國。」という文章で説き起こされており、この節に至るまで、為政者が率先垂範して齊家を実践すれば、その感化が自ずと治國をもたらすことを説いている。当該の語もそのような率先垂範の分脈で理解せよとの意。

(3) 「躬自厚而薄責於人」『論語』「衛靈公」子曰。躬自厚而薄責於人、則遠怨矣。」朱注「責己厚、故身益修。責人薄、故人易從、所以人不得而怨之。」

(4) 「攻其惡、無攻人之惡」『論語』「顏淵」樊遲從遊於舞雩之下、曰。敢問崇德・修慝・辨惑。子曰。善哉問。先事後得、非崇德與。攻其惡、無攻人之惡、非修慝與。一朝之忿、忘其身以及其親、非惑與。」皇侃義疏「攻、治也。」朱注「胡氏曰。慝之字、從心從匿。蓋惡之匿於心者。修者、治而去之。：專於治己而不責人、則己之惡無所匿矣。知一朝之忿為甚微而禍及其親為甚大、則有以辨惑而懲其忿矣。」

202条

問。有諸己而後求諸人、雖曰推己以及人、是亦示人以反己之道。曰。這是言己之為法於人處。道夫

〔校勘〕

○「這是言己之為法於人處」萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「處」を「處」に作る。

〔訳〕

質問。「諸を己に有して而る後に諸を人に求む」というのは、己の心から推しはかつて他者に及ぼすことを言うものではありますが、そ

れはまた人に対して反己（我が身を省みる）の道を示すことでもありましょう。」先生「これは自分が人に手本を示す場合のことを言っているのだ。」楊道夫録

〔注〕

(1) 「有諸己而後求諸人」『大学章句』伝九章の文。
(2) 「雖曰推己以及人」『大学章句』伝九章、朱注「有善於己、然後可以責人之善。無惡於己、然後可以正人之惡。皆推己以及人、所謂恕也、」

(3) 「反己」自らにたち反る、自らを顧みる。「反己」の用例は『史記』「樂書」や『莊子』雜編「徐無鬼」に見えるが、同趣旨を表す「反躬」「反求諸己」は經書に散見する。『史記』卷二四「樂書」「好惡無節於内、知誘於外、不能反己、天理滅矣。」「礼記」「樂記」「好惡無節於内、知誘於外、不能反躬、天理滅矣。」「孟子」「公孫丑」上「孟子曰。：仁者如射。射者正己而後發。發而不中、不怨勝己者、反求諸己而已矣。」「孟子」「離婁」上「孟子曰。：行有不得者、皆反求諸己。其身正而天下歸之。」「礼記」「射義」「射者、仁之道也。射、求正諸己、己正然後發、發而不中、則不怨勝己者、反求諸己而已矣。」
(4) 「這是言己之為法於人處」齊家の実践によって他者に模範（法）を示すことが治国をもたらす、との意。『大学章句』伝九章「詩云。其儀不忒、正是四國。其為父子兄弟足法、而后民法之也。」「大学或問」「其家已齊、事皆可法、然後有以立標準、胥教誨而治其國。」

203 条

呉仁甫問。有諸己而後求諸人、無諸己而後非諸人。

曰。此是退一步説。猶言温故知新而可以為人師、以明未能如此、則不可如此。非謂温故知新、便要求為人師也。

(原注「池本、不可下云。為人師耳。若曰有諸己而後求諸人、以明無諸己不可求諸人也。無諸己而後非諸人、以明有諸己即不可非諸人也。」)

然此意正為治國者言。大凡治國、禁人為惡而欲人為善、便求諸人、非諸人。然須是在己有善無惡、方可求人非人也。

或問。范忠宣以恕己之心恕人、此語固有病。但上文先言以責人之心責己、則連下句亦未害。

曰。上句自好、下句自不好。蓋才說恕己、便己不是。若橫渠云。以愛己之心愛人、則盡仁。以責人之心責己、則盡道。語便不同。蓋恕己與愛己、字不同。大凡知道者、出言自別。近觀聖賢言語與後世人言語自不同、此學者所以貴於知道也。 銖

〔校勘〕

○「呉仁甫」朝鮮古写本は「或」に作り、その下に「池本作呉仁甫」の双行小注有り。

○「曰此是退一步説」朝鮮古写本は「曰」を「先生曰」に作り、また「退一步説」の下に「池本有語意二字」の双行小注有り。

○「以明未能如此、則不可如此」朝鮮古写本は「未能」の下に「池本

無能字」の双行小注有り。

○「便要求為人師也」諸本はこの下に「池本」に関する双行小注を附すが、+朝鮮古写本は「便要求為人師也然」の下に当該の双行小注を附す。

○原注の「即不可非諸人也」朝鮮古写本は、これに続けて「却無如此以下十六字」の双行小注有り。

○「此意正為治國者言」朝鮮古写本は「此意」の下に「池本無意字」の双行小注有り。

○「禁人為惡而欲人為善」萬曆本、和刻本は「養」に作る。以下同じ。朝鮮古写本は「欲」の下に「池本作勸字」の双行小注有り。

○「便求諸人」朝鮮古写本は「便」の下に「池本有是」の双行小注有り。

○「然須是在己有善無惡」萬曆本、和刻本は「須」を「須」に作る。

○「曰上句自好」朝鮮古写本は「曰」を「先生曰」に作る。

○「蓋才說恕己」萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「蓋」を「蓋」に作る。以下同じ。

○「大凡知道者出言自別」朝鮮古写本は「知道者出言」を「知道君子發言」に作る。

〔訳〕
呉仁甫が「諸を己に有して而る後に諸を人に求む、諸を己に無くして而る後に諸を人にそし非る。」についてお尋ねした。

先生「これは、一步退いて説いたものだ。ちょうど、故きを温ねて新しきを知れば、以て人の師と為る可し、という場合と同じであつて、

まだこれこれできていなければ、これこれしてはならない、ということを明らかにしているのだ。故きを温ねて新しきを知れば、もうそれで人の師となろうとする、などという意味ではないのだ。

(原注「池本は「不可」より下を、次のように作る。「人の師となる(ことはできない、ということ明らかにしている)。「諸を己に有して而る後に諸を人に求む」というのは、自分に(善が)なければ人に対しても(善を)求めてはならない、との意であることを明らかにしている。「諸を己に無くして而る後に諸を人に非る。」は、自分に(悪が)有れば人に対しても(悪を)責めては成らない、の意であることを明らかにしている。」)

しかしながらこの趣旨は、まさに国を治める者の為に説いたものだ。そもそも国を治める場合には、人が悪を為すことを禁じ、人が善を為すことを要求するわけだが、それはまさに「諸を人に求め」「諸を人に非る」ことに他ならない。しかしその場合にも、自分自身に善が有って悪が無い状態であつてこそ、人に対しても善を求め悪を非ることもできるのだ。」

ある者がお尋ねした。「范忠宣の「己に恕するの心を以て人に恕す」、この語にはもちろん病弊が有ります。ただその前の文ではこれに先だつて「人を責むるの心を以て己を責む」と述べられておりますから、この句を下の句に連ねた文脈で読む限り、(下の句にも)問題はなさそうです。」

先生「上の句はもちろんよいが、下の句はもちろんだめだ。思うに「恕己」という表現を用いること自体、既にして間違っているのだ。横渠

の云う「己を愛するの心を以て人を愛すれば、則ち仁を尽くす。人を責むるの心を以て己を責むれば、則ち道を尽くす。」などは、(范忠宣の語と似ているように見えるが)そもそも別物の言葉だ。思うに「恕己」と「愛己」とでは、表現が異なるのだ。およそ道を知る者というのは、その発言にも自ずと違いがあるものだ。近ごろ、聖賢の言語と後世の人の言語とを見比べてみたが、やはり違っている。こういうところにこそ、学ぶ者が道を知るところを重んずべき理由があるのだ。」董銖録

〔注〕

(1)「呉仁甫」『考亭淵源録』卷二三、考亭門人無記述文字者は、「呉仁父」の名前のみを掲載している。『朱子門人』八九頁「呉仁父」参照。田中謙二氏は、名を孟とする。『朱門弟子師事年攷』一九九―二〇〇頁。

(2)「有諸己而後求諸人」云々『大学章句』伝九章の文。

(3)「此是退一步説」「退一步説」は、一步退いて説く。一步後退して説く。「退一步」は謙虚・謙讓・讓歩の態度を示す。『宋史』卷四三〇、道學伝「李燔」「因誦古語曰。分之所在、一毫躋攀不上、善處者退一步耳。」なお朱熹は孔子が自らを語った語(『論語』「憲問」)子曰。莫我知也夫。子貢曰。何為其莫知子也。子曰。不怨天、不尤人、下學而上達。知我者其天乎。」及び『論語』「述而」「葉公問孔子於子路。子路不對。子曰。女奚不曰。其為人、發憤忘食、樂以忘憂、不知老之將至云爾。」に關して「夫子於是說出三句、大抵都是退後底說話。…此與對秉公之語略相似、都是放退一

步説。」 + (『語類』卷四四、八六条、林夔孫録)「這三句、便似葉公問孔子於子路處様、皆是退後一步説。」(同上、黄義剛録)と述べてゐる(Ⅲ 1137~1138)。

(4)「温故知新而可以為人師」『論語』「為政」「子曰。温故而知新、可以為師矣。」

(5)「以明未能如此、則不可如此」「未能温故而知新、則不可為師。」が孔子の真意である、との意。『礼記』「学記」の「記問之學、不足以為人師。」がこれに当たる。「為政」の朱注にも以下の言及がある。「若夫記問之學、則無得於心而所知有限。故學記譏其不足以為人師。正與此意互相發也。」

(6)「非謂温故知新、便要求為人師也」『論語或問』「為政」「學記所謂記誦之學、不足以為人師者、正謂此耳。…夫子之言所謂可云者、正所以明夫未至此者不足以為師、非以為能如是而為師有餘也。」

(7)「池本」池州刊朱子語録、いわゆる池録(一二一五年刊)を指す。『語類』編纂に先立って存在した『語録』、即ち池録、饒録、饒後録、建別録のうち最古のもので、記録者別に編纂されていた。因みに本条記録者である董銖の所録は池録十三、饒録四十六所収である(『朱子語録姓氏』)。

(8)「以明無諸己不可求諸人也。」「以明有諸己即不可非諸人也」『大學或問』「故又推本言之、欲其先成於己而有以責人。固非謂其專務修己、都不治人而拱手以俟其自化、亦非謂其矜己之長、愧人之短而脅之以必從也。故先君子之言曰。有諸己、不必求諸人、以為求諸人而無諸己則不可也。無諸己、不必非諸人、以為非諸人而有

諸己則不可也。正此意也。」「大學或問大全」は「先君子之言曰」の下に「文公父、名松、字喬年、號韋齋先生。」の小注を付す。

(9)「此意正為治國者言」『大學或問』「曰。此為治其國者言之、則推吾所有與民共由。」

(10)「范忠宣」范純仁、字堯夫、諡忠宣(一〇二七~一一〇一)。『宋史』卷三四「范純仁」

(11)「恕己」以下では范純仁における「恕己」の語が批判されているが、「恕己」という表現自体は范純仁に限らず、一般的に広く用いられてきたものであった。『礼記』「祭統」「是故君子之事君也、必身行之。所不安於上、則不以使下。所惡於下、則不以事上。非諸人行諸己、非教之道也。」鄭注「必身行之、言恕己乃行之。」

『抱朴子外篇』「行品」「垂惻隱於有生、恒恕己以接物者、仁人也。」李鼎祚『周易集解』繫辭下伝「君子…易其心而後語。」注「崔憬曰。君子恕己及物。」白居易『白氏長慶集』卷六十二、策林、十一「王澤流人心感在恕己及物」「夫欲使王澤旁流、人心大感、則在陛下恕己及物而已。夫恕己及物者、無他。以心度心、以身觀身、推其所為以及天下者也。」「伊川易伝」「比」九五、注「如誠意以待物、恕己以及人、發政施仁、使天下蒙其惠澤、是人君親比天下之道也。」

(12)「以恕己之心恕人」云々。『范忠宣集補編』付録「宋觀文殿大學士尚書右僕射兼中書侍郎上柱國高平郡公贈太師許國公諡忠宣堯夫公傳」「每戒子弟曰。人雖至愚、責人則明。雖有聰明、恕己則昏。苟能以責人之心責己、恕己之心恕人、不患不至聖賢地位也。」また朱熹『三朝名臣言行録』卷一一之一「丞相范忠宣公純仁」所収。

(13) 「連下句亦未害」(上の句を) 下の句に連ねた文脈で読む限り、

(下の句にも) 問題はない。「ここでは「連」を「連ねる」の意の動詞として解釈しておいた。別解として「連」を助字と見て、「連々」で「もまた」の意に解釈する可能性もある。「下の句もまた問題はない」「連」が包括をあらわす介詞としてつかわれた例は唐代からある」(太田辰夫『中国語歴史文法』288頁)。

(14) 「蓋才說恕己、便己不是」 范純仁の語に対する批判は以下にも見られる。『大学或問』「近世名卿之言有曰。人雖至愚、責人則明。雖有聰明、恕己則昏。苟能以責人之心責己、恕己之心恕人、則不患不至於聖賢矣。此言近厚、世亦多稱之者。但恕字之義、本以如心而得、故可以施之於人、而不可以施之於己。今日恕己則昏、則是己知其如此矣、而又曰以恕己之心恕人、則是既不知自治其昏、而遂推以及人、使其亦將如我之昏而後己也。乃欲由此以入聖賢之域、豈不誤哉。」

(15) 「横渠云」 張載『正蒙』「中正篇」「以責人之心責己、則盡道。所謂君子之道四、丘未能一焉者也。以愛己之心愛人、則盡仁。所謂施諸己而不願、亦勿施於人者也。」『中庸章句』一三章「忠恕違道不遠。施諸己而不願、亦勿施於人。君子之道四、丘未能一焉。所求乎子以事父、未能也。所求乎臣以事君、未能也。所求乎弟以事兄、未能也。所求乎朋友先施之、未能也。」朱注「張子所謂以愛己之心愛人則盡仁、是也。」

(16) 「貴於知道」 胡宏『知言』卷四「知道者可與論政、知理者可以謀事、知法者可與取人。知道者理得、知理者法得。是以君子貴知道也。」

204 条

有諸己而後求諸人、無諸己而後非諸人、是責人之恕、絜矩與己所不欲勿施於人、是愛人之恕。

又曰。推己及物之謂恕。聖人則不待推、而發用於外者皆恕也。己所不欲勿施於人、則就愛人上說。聖人之恕、則不專在愛人上見、如絜矩之類、是也。 高

〔校勘〕

○朝鮮古写本卷一六は本条を収録しない。

〔訳〕

「諸を己に有して而る後に諸を人に求む、諸を己に無くして而る後に諸を人に非る。」これは人を責めるに際しての恕である。「絜矩」と「己の欲せざる所は、人に施すこと勿れ」、これは人を愛するに際しての恕である。

また言われた。「己を推して物に及ぼすことを、恕という。聖人は、推しはかることを待つまでもなく、外にたち現れた行為の全てが恕となる。「己の欲せざる所は、人に施すこと勿れ」というのは、人を愛する場合について説いたものだ。聖人の恕は、人を愛する場合にのみ専ら現れるわけではないけれども、「絜矩」の類はそれに当たる。」

舒高録

〔注〕

(1) 「責人之恕」「愛人之恕」二〇六条にも「治國章乃責人之恕、平天下章乃愛人之恕。」とある。

(2) 「絜矩」『大學章句』伝十章「是以君子有絜矩之道也。所惡於上、母以使下。所惡於下、母以事上。所惡於前、母以先後。所惡於後、母以從前。所惡於右、母以交於左。所惡於左、母以交於右、此之謂絜矩之道。」朱注「絜、度也。矩、所以為方也。：是以君子必當因其所同、推以度物、使彼我之間各得分願、則上下四旁均齊方正、而天下平矣。」

(3) 「己所不欲、勿施於人」『論語』「顏淵」「仲弓問仁。子曰。出門如見大賓、使民如承大祭。己所不欲、勿施於人。在邦無怨、在家無怨。仲弓曰。雍雖不敏、請事斯語矣。」「論語」「衛靈公」「子貢問曰。有一言而可以終身行之者乎。子曰。其恕乎。己所不欲、勿施於人。」「中庸章句」一三章「子曰。道不遠人。人之為道而遠人、不可以為道。：忠恕違道不遠。施諸己而不願、亦勿施於人。」

(4) 「推己及物之謂恕」『二程遺書』卷一一(明道先生語)「以己及物、仁也。推己及物、恕也。(原注)違道不遠、是也。」「論語」「里仁」
「曾子曰。夫子之道、忠恕而已矣。」朱注「盡己之謂忠、推己之謂恕。：或曰。中心為忠、如心為恕、於義亦通。程子曰。以己及物、仁也。推己及物、恕也。違道不遠、是也。」「中庸章句」一三章「忠恕違道不遠。」

(5) 「聖人則不待推」『論語或問』「里仁」「曰。程伯子以推己為恕為

違道不遠之事、而叔子以釋曾子之言、何也。曰。恕之所以得名、本以其推己而言也。伯子特以聖人之恕為無待乎推、是以屬之學者之事。叔子則以為聖人之恕亦不過此、但其所以推之、自有不同耳。二說雖異、蓋不害其為同也。」「語類」卷二七、二五、李閔祖錄(Ⅱ 65)「聖人是不犯手脚底忠恕。學者是著工夫底忠恕。不可謂聖人非忠恕也。」二六、沈憫錄(同上)「天地是無心底忠恕。聖人是無為底忠恕。學者是求做底忠恕。」二七、程端蒙錄(同上)「聖人之恕、與學者異者、只爭自然與勉強。聖人却是自然擴充得去、不費力。學者須要勉強擴充。其至則一也。」「北溪字義」卷上「忠恕」「聖人之忠、便是誠、更不待盡。聖人之恕、便只是仁、更不待推。」

205条

問。所藏乎身不想處、恕字還只就接物上說、如何。

曰。是就接物上見得。忠只是實心、直是真實不偽。到應接事物、也只是推這箇心去。直是忠、方能恕。若不忠、便無本領了、更把甚麼去及物。

程子說。維天之命、於穆不已、忠也。便是實理流行。乾道變化、各正性命、恕也。便是實理及物。

守約問。恁地說、又與夫子之道、忠恕而已矣之忠恕相似。

曰。只是一箇忠恕、豈有二分。聖人與常人忠恕也不甚相遠。

又曰。盡己、不是說盡吾身之實理、自盡便是實理(原注「此處切恐有脫誤」)。若有些子未盡處、便是不實。如欲為孝、雖有七分孝、只中

間有三分未盡、固是不實。雖有九分孝（原注「一作弟」）、只略略有
一分未盡、亦是不實。 賀孫

〔校勘〕

○「所藏乎身不恕處」 萬曆本、和刻本は「處」を「處」に作る。以下同じ。
○「也只是推這箇心去」 萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「箇」を「个」
に作る。以下同じ。

○「程子說」 朝鮮古写本は「程子」を「伊川」に作る。

○「便是實理流行」 朝鮮古写本はこの六字を双行小注に作る。

○「便是實理及物」 朝鮮古写本はこの六字を双行小注に作る。

○「豈有二分」 成化本、朝鮮古写本、朝鮮整版本は「分」を「様」に
作る。朝鮮整版本卷末「考異」「二様 様一作分」

○「此處切恐有脱誤」 朝鮮古写本には、この七字なし。朝鮮整版本は
「切」を「竊」に作る。

○「如欲為孝」 朝鮮古写本は、この下から末尾までを「只略略有兩三
分孝、更有七分未盡、便是不實。略略有一分弟、更九分以上未盡、
亦是不實。」に作る。

○「只略略有一分未盡」 萬曆本、和刻本は「略略」を「畧畧」に作る。

○「賀孫」 朝鮮古写本にはこの下に以下の双行小注が有る。「池本為
孝下作「雖有七分孝、只中間有三分未盡、固是不實。雖有九分孝、
只略略有一分未盡、亦是不實。」

〔訳〕

お尋ねした。「身に蔵する所、恕ならず」という場合の「恕」字
は、やはり他者と接する場に即して説いたものに他ならないと思いま
すが、如何でしょうか。」

先生「それは他者と接する場に即して確かめることのできるものだ。
忠とは実まことの心に他ならず、つまりは真実にして偽りなし、ということ
だ。事柄に対処したり他者と関わったりする場面になっても、やはり
ただこの心を推し及ぼしていくだけのことだ。ただ忠であつてこそ、
恕たり得る。もし忠でなければ、本領（根本）を欠くことになつてし
まうから、いったい何によつて他者に推し及ぼしていくことができよ
うか。」

程子も言っている。「維これ天の命、於お穆として已まず、は忠である。」と。
これは実理が流行するところである。「乾道変化し、各おの性命を正す、
は恕である、」と。これは実理が他者に及ぶところである。」

守約がお尋ねした。そのように説くのであれば、「夫子の道は、忠
恕のみ」という場合の忠恕とも、同じようなものですね。」

先生「ただ一つの忠恕に他ならない、どうして二つに分けられよう
か。聖人と常人の忠恕とに、そんなに大きな隔たりはない。」

またおっしゃった。「己を尽くすというのは、吾が身に備わつた実
理を尽くす、ということ説いたものではなく、自らを尽くせば、そ
れが取りも直さず実理なのだ（原注「この箇所には誤脱が有るかも知
れない」）。もし些かたりとも尽くし切れていない部分が有れば、それ
は不実に他ならない。例えば孝を為そうとして、七分の孝心が有つた
としても、そのところに三分の尽くし切れていない部分が有れば、

それはもとより不実だ。九分の孝（原注「ある本は「弟」に作る」心が有ったとしても、ただほんのわずかに一分の尽くし切れていない部分があったとすれば、それもまた不実なのだ。 葉賀孫録

〔注〕

(1) 「所藏乎身不恕」我が身に備えているものを他者に推し及ぼすことができない。『大学章句』「伝九章」「是故君子有諸己而后求諸人、無諸己而后非諸人。所藏乎身不恕、而能喻諸人者、未之有也。」朱注「喻、曉也。」「大学章句大全」伝九章小注「藏乎身者、自我盡己處言之。恕者、自我推己處言之。所藏是指有諸己無諸己者也。恕是指求諸人非諸人者也。所藏乎身不恕、謂所藏於己者未可推以及人、如何能喻諸人。」

(2) 「就接物上説」「接物」は、他者と接する、他者と関わる。「恕」を「接物」と関連づけた言及として以下の例がある。『抱朴子外篇』「行品」「垂惻隱於有生、恒恕己以接物者、仁人也。」「北溪字義」卷上「忠恕」「伊川謂、盡己之謂忠、推己之謂恕。忠是就心説、是盡己之心無不真實者。恕是就待人接物處説、只是推己心之所真實者以及人物而已。」

(3) 「忠只是實心」『語類』卷一三、七一条、葉賀孫録(Ⅰ 233)「用之間。忠只是實心、人倫日用皆當用之。何獨只於事君上説忠字。曰。：」卷二二、三五条、葉賀孫録(Ⅱ 288)「問。盡己之謂忠。以實之謂信。信既是實。先生前又說道忠是實心。不知如何分別。曰。忠是就心上説。信是指事上説。」

(4) 「直是真實不偽」『二程遺書』卷一一(明道先生語)「忠者無妄。」「北溪字義」卷上「忠恕」「忠是就心説、是盡己之心、無不真實者。」「直是」は「只是」に同じ。取りも直さず。く到他ならない。

(5) 「到應接事物」「應接事物」は「應事接物」と同じ。事柄に対処し他者と関わる。

(6) 「直是忠、方能恕」『二程遺書』卷一一(明道先生語)「恕者所以行乎忠也。忠者體、恕者用、大本達道也。」「直是く方く」は、「たたくであつて、それでこそくだ。」

(7) 「便無本領了」「本領」は根本。『語類』卷一四、三七条、葉賀孫録(Ⅰ 236)「身之所以修、却先須正心。心之所以正、却先須誠意。意之所以誠、却先須致知。知之所以至、却先須格物。本領全只在這兩字上。」

(8) 「更把甚麼去及物」「把甚麼」は「何以」と同じ。何によつて。どうやつて。

(9) 「維天之命、於穆不已」『中庸章句』二六章「故至誠無息。：詩云。維天之命、於穆不已。盖曰天之所以為天也。」朱注「詩、周頌維天之命篇。於、歎辭。穆、深遠也。：引此以明至誠無息之意。」

(10) 「維天之命、於穆不已、忠也」『二程外書』卷七「明道曰。維天之命、於穆不已、不其忠乎。天地變化、草木蕃、不其恕乎。」同上「伊川曰。維天之命、於穆不已、忠也。乾道變化、各正性命、恕也。」また『論語』「里仁」「曾子曰。夫子之道、忠恕而已矣。」朱注所引。

(11) 「乾道變化、各正性命」『周易』「乾」象伝「乾道變化、各正性命、保合太和、乃利貞。」本義「此言乾道變化、无所不利、而萬物各

得其性命以自全、以釋利貞之義也。」

(12) 「乾道變化、各正性命、恕也」 前々注参照。

(13) 「守約問」 李閔祖、字守約。『朱子語錄姓氏』所収。

(14) 「恻地说」 「恻地」は「如此」に同じ。このように。そのように。

(15) 「夫子之道、忠恕而已矣」 『論語』「里仁」「曾子曰。夫子之道、忠恕而已矣。」

(16) 「聖人與常人忠恕也不甚相遠」 前条参照。

(17) 「盡己、不是說盡吾身之實理」 「盡己」は、己の真心を尽くすこと。自己の自分を尽くすこと。『二程遺書』卷一一（明道先生語）

「盡己之謂忠。以實之謂信。」「二程遺書」卷二四（伊川先生語）「盡己為忠。盡物為信。極言之、則盡己者、盡己之性也。盡物者、盡物之性也。」

(18) 「自盡便是實理」 「自盡」は「盡己」とほぼ同義。『語類』卷二一、二二条、林恪録（II 487）「又文振説。發己自盡為忠。循物無違謂信。發己自盡、便是盡己。」

(19) 「只中間有三分未盡」 「中間」は、そこ、そこに。『宋元語言詞典』「中間 其中。」

(20) 「只略略有一分未盡」 「略略」は、いささか、少し。

206条

李德之問。齊家・治國・平天下三章、看來似皆是恕之功用。

曰。如治國・平天下兩章是此意。治國章乃責人之恕、平天下章乃愛

人之恕。齊家一章、但說人之偏處。 蓋卿

〔校勘〕

○「看來」 萬曆本、和刻本は「來」を「來」に作る。

○「曰」 朝鮮古写本は「先生曰」に作る。

○「但說人之偏處」 萬曆本、和刻本は「處」を「處」に作る。

○「蓋卿」 萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「蓋」を「蓋」に作る。

〔訳〕

李德之がお尋ねした。「齊家・治國・平天下の三章は、思うに全てが恕の効用を説いたものようですが。」

先生「治國・平天下の兩章などは、その趣旨だ。治國章は即ち人を責めるに際しての恕であり、平天下章は即ち人を愛するに際しての恕である。齊家の一章は、単に人の（身の振る舞いにおける）偏ったところを説いたものだ。 襲蓋卿録

〔注〕

(1) 「李德之」 本卷一九四条に既出。

(2) 「看來似皆是恕之功用」 「看來」は、思うに。「功用」は、効用、はたらき。『語類』卷一四、三七条、葉賀孫録（I 235）「若大學、却只統説。論其功用之極、至於平天下」

(3) 「治國章乃責人之恕、平天下章乃愛人之恕」 二〇四条「有諸己而後求諸人、無諸己而後非諸人、是責人之恕。絜矩與己所不欲勿

施於人、是愛人之恕。」

(4) 「齊家一章、但説人之偏處」 『大学章句』 伝八章 「所謂齊其家在脩其身者、人之其所親愛而辟焉、之其所賤惡而辟焉、之其所畏敬而辟焉、之其所哀矜而辟焉、之其所敖惰而辟焉。故好而知其惡、惡而知其美者、天下鮮矣。」

207条

仁甫問治國在齊其家。曰。這箇道理、却急迫不得。待到他日數足處、自然通透。這箇物事、只是看得熟、自然有條理。上面説不出家而成教於國。此下便説其所以教者如此。這三者、便是教之目。後面却是説、須是躬行、方會化得人。此一段、只此兩截如此。 賀孫

〔校勘〕

○「仁甫問治國在齊其家」 萬曆本、和刻本は「國」を「国」に作る。
なお後出の「成教於國」は両本とも「國」に作る。

○「這箇道理、却急迫不得」 萬曆本、和刻本は「箇」を「个」に作り、「却」を「冢」に作る。以下同じ。

○「日數足處」 萬曆本、和刻本は「數」を「数」に作り、「處」を「處」に作る。

○「只是看得熟」 萬曆本、和刻本は「熟」を「孰」に作る。

○「須是躬行」 萬曆本、和刻本は「須」を「湏」に作る。

○「賀孫」 朝鮮古写本にはこの下に双行小字で以下の校記有り。「○

道夫録同而畧云。仁甫問治國在齊其家一章。曰。上面説不出家而成教於國。此下便説其所以教者如此。這三事是教之目。後面却是説、須是躬行、方會化得人。」

〔訳〕

仁甫が「国を治むるは、その家を斉うるに在り」についてお尋ねした。先生「このところの道理に關しては、性急であつては駄目だ。齊家に取り組む日数が十分になるのを待てば、自ずと（治国へと）開けていくものだ。この手の事柄は、じっくり考えさえすれば、自ずと道筋がつくものだ。前の箇所では、「家を出でずして教えを国に成す」と説く。そのすぐ下の箇所では、その教えを成す方法は具体的にはこれこれだ、と説く。そこにいう（孝弟慈の）三つは、教えの具体的項目だ。そしてそれに続く箇所では、是非とも自ら実践してこそ、他者をも感化し得るのだ、と説いている。この一段（伝九章）では、ただこの二節がこのように（齊家から治国に至る道筋を）述べている。
葉賀孫録

〔注〕

(1) 「仁甫問」 朱子門人中に仁甫（仁父）は呉仁甫と徐容（字仁甫・仁父）の二名がいる（呉仁甫は二〇三条に既出）。卷一六、二二条に「徐仁父問」としてその名が見え、同条は本条と同じく葉賀孫録である。よつて本条の仁甫は徐容と見なしておく。徐容は徐禹の弟、『朱子語録姓氏』所収。なお『朱門弟子師事年攷』一九九

頁参照。

(2) 「却急迫不得」「却」は、主語に關して他と対比対照して述べる語氣を示す。〴〵はと言え。〴〵に關して言え。『急迫』は性急である、性急に於ける。『語類』卷一〇、二三條、萬人傑録(一)〇〇)「人言讀書當從容玩味、此乃自忘之一說。若是讀此書未曉道理、雖不可急迫、亦不放下、猶可也。」卷一一、七一條、輔廣録(一)〇〇)「大凡看文字要急迫不得。有疑慮、且漸漸思量。若一下便要理會得、也無此理。」「不得」は現代語の「不行」と同じで、いけない、駄目だ。本卷一七五條「若一向僻將去、便賤惡他、也不得。」

(3) 「待到他日數足處」「齊家に取り組む日数が十分になるのを待てば」(こ)での「他」は「齊其家」を指していると解釈した。「日數足」は、十分な日数をかける。十分な日数を経る。『抱朴子内篇』「金丹」「合金液、唯金為難得耳。…又不起火、但以置華池中、日數足、便成矣。」別解として、「他日、數足るの處に到るを待ちて」と読む可能性もある。他日、機が熟するに至るを待って。「數足」は、程度が十分であるの意。以下の條では「分數足」が「十分」「熟」とほぼ同趣旨で用いられている。『語類』卷一二〇、五條、黃義剛録(VII 283)「又問。事有至理、理有至當十分處。今已看得七八分、待窮來窮去、熟後自解到那分數足處。曰。雖未能從容、只是熟後便自會、只是熟、只是熟。」

(4) 「自然有條理」「條理」は、筋道、道筋、脈絡。『孟子』「萬章」下「孟子曰。伯夷、聖之清者也。伊尹、聖之任者也。柳下惠、聖之和者也。孔子、聖之時者也。孔子之謂集大成。集大成也者、金聲而玉

振之也。金聲也者、始條理也。玉振之也者、終條理也。始條理者、智之事也。終條理者、聖之事也。」朱注「條理猶言脈絡。」
(5) 「上面說不出家而成教於國」「大學章句」伝九章「故君子不出家而成教於國。孝者、所以事君也。弟者、所以事長也。慈者、所以使衆也。」

(6) 「此下便說其所以教者如此」前注所引における「孝者」以下を指す。

(7) 「這三者、便是教之目」「三者」は孝弟慈を指す。「目」は、条目、項目。

(8) 「後面却是說須是躬行」「大學章句」伝九章「是故君子有諸己而后求諸人、無諸己而后非諸人。所藏乎身不恕、而能喻諸人者、未之有也。」「躬行」は、自ら実践する。身を以て行ふ。『論語』「述而」子曰。文、莫吾猶人也。躬行君子、則吾未之有得。」

(9) 「只此兩截」「兩截」は二つに分かれる箇所。兩節。本文に言う「上面」と「後面」を指す。具体的には伝九章のうち注(5)(8)に引いた箇所。

208 条

因講禮讓為國、曰。一家仁、一國興仁。一家讓、一國興讓。自家禮讓有以感之、故民亦如此興起。自家好爭利、却責民間禮讓、如何得他應。東坡策制敦教化中一段、說得也好、雖說得粗、道理却是如此。(原注「敦教化云。欲民之知信、莫若務實其言。欲民之知義、莫若務去其貪云云。」)

看道理、不要玄妙、只就粗處說得出、便是。

如今官司不會制民之産、民自去買田、又取他牙稅錢。古者羣飲者殺。今置官誘民飲酒、惟恐其不來、如何得民興於善。 淳

〔校勘〕

○「因講禮讓為國」 萬曆本、朝鮮古写本、和刻本は「禮」を「礼」に作る。萬曆本、和刻本は以下同じ。朝鮮古写本は後出の「禮」は全て「礼」に作る。

○「東坡策制」 成化本、萬曆本、朝鮮古写本、朝鮮整版本、和刻本は「策制」を「策別」に作る。呂留良本、伝経堂本は底本に同じ。

○「雖說得粗」 成化本、朝鮮古写本は「粗」を「麤」に作る。以下同じ。

○「只就粗處」 萬曆本、和刻本は「處」を「處」に作る。

○「牙稅錢」 萬曆本、和刻本は「錢」を「錢」に作る。

○「惟恐其不來」 萬曆本、和刻本は「來」を「來」に作る。

〔訳〕

「礼讓もて国を為む」を講じられたついでに、先生はおっしゃった。「一家仁なれば、一国仁に興る。一家讓なれば、一国讓に興る。」自身が礼讓を實踐することで感化を及ぼすからこそ、民もまたこのように興起するのだ。自身が好んで利益を争っていないながら、民に対しては礼讓を要求するならば、どうして民がそれに呼応することを望めようか。

東坡の策制「敦教化」中の一段は、まあうまく説いている。説き方

は大まかだが、道理としてはその通りだ。(原注「敦教化に云う。民に信を知って欲しいと望むのであれば、自らがその言葉を実行に移すことに務めるのが一番である。民に義を知って欲しいと望むのであれば、自らがその貪欲を去ることに務めるのが一番である云々。)」道理を考える際には、玄妙(奥深く神妙)であろうとすることなく、ただおおまかなところに即してきちんと説明できさえすれば、それでよいのだ。

今、官司は民の財産を制御することができずにいながら、民が勝手に自分で田を買うと、その不動産売買に課税して民から牙稅錢を取り立てる。昔は、群飲する(≡集団で飲酒する)者は死罪になった。今は官を配置して(酒を官売し)、民に飲酒を勧め、ひたすら客の来ないことを恐れる始末だから、民が善に興起することなど、どうして望めようか。 陳淳

〔注〕

(1) 「禮讓為國」『論語』「里仁」「子曰。一能以禮讓為國乎、何有。不能以禮讓為國、如禮何。」朱注「讓者禮之實也。何有、言不難也。言有禮之實以為國、則何難之有。不然、則其禮文雖具、亦且無如之何矣。而況於為國乎。」

(2) 「一家仁、一國興仁。一家讓、一國興讓。」『大学章句』伝九章「一家仁、一國興仁。一家讓、一國興讓。一人貪戾、一國作亂。其機如此。」朱注「二人、謂君也。機、發動所由也。」

(3) 「自家禮讓有以感之」「感」は、感化。他者に対する(または他

者からの)働さかけ。

(4)「自家好争利」「争利」は、利を求めて争う。『礼記』『坊記』『詩』云、既醉以酒、既飽以德。以此示民、民猶争利而忘義。」(詩は『詩經』大雅「既醉」)

(5)「如何得他應」「應」は呼応。前出の「感」と「應」は対概念であり、「感」(はたらきかけ)に対する呼応が「應」である。『大学或問』「心之為物、實主於身。其體則有仁義禮智之性、其用則有惻隱羞惡恭敬是非之情。渾然在中、隨感而應、各有攸主而不可亂也。」

(6)「東坡策制敦教化中一段」蘇軾、字子瞻 号東坡(一〇三六)一一〇一)。「經進東坡文集事略」卷二七「進策別」中「安萬民」六篇「崇教化」第七「今夫民不知信、則不可與久居於安。民不知義、則不可與同處於危。平居則欺其吏而有急則叛其君。此教化之實、不至天下之所以無變者、幸也。欲民之知信、則莫若務實其言。欲民之知義、則莫若務去其貪。」同書卷一六「進策別一十七篇」の冒頭に附された「策別叙例」に「蓋其總四、其別十七」とあるように、全十七篇は二曰「課百官」(厲法禁)第一、「無沮善」第六、二曰「安萬民」(崇教化)第七、「去姦民」第十二、三曰「厚貨財」(省費用)第十三、「定軍制」第十四、四曰「訓兵旅」(蓄材用)第十五、「倡勇敢」第十七)という構成である。「策別叙例」の末尾には「別而言之、十有七焉、故謂之策別。」とある。校勘でも触れたように呂留良本と伝経堂本以外の諸本は「策制」を「策別」に作っており、ここは諸本に従うべきであろう。なお「敦教化」を「崇教化」に作るのは、南宋光宗の諱「惇」に対する忌避。

(7)「只就粗處說得出便是」「粗」は、おおまか、大綱。『語類』卷

一五、一三八条、周明作録(一)「又問。大學表裏精粗如何。曰。自是如此。粗是大綱、精是裏面曲折處。」「說得出」は、的確に説明する、うまく説明できる。『語類』卷五、五五条、廖德明録(一

〇)「說得出、又名得出、方是見得分明。如心性、亦難說。嘗曰。性者心之理、情者性之動、心者性情之主。」「便是」は、それでよい。

(8)「又取他牙稅錢」「牙稅錢」の「牙稅」は、「牙行に課する一種の營業稅。多くの業種ごとに存した牙行は地方政府の認可を要する特許商で、所定の稅を納め、牙帖(牙行の營業免許証)を得ること」で營業が許される。(斯波義信編『中国社会經濟史用語解』「牙稅」東方書店、二〇一二年)。「牙はもと糧に作り、互と通じて用いられたものであり、『広韻』に「互、俗作糧。」とある。牙人はもと互郎と称したが、唐人が糧が牙に似ているので牙郎と書くに至ったという。牙は互市の意である。(星斌夫編『中国社会經濟史語彙(正編)』「牙行」光文堂書店、一九八一年)。「宋史」(「食貨志」)には、南宋の建炎二年(一一二八)における戸部尚書呂頤浩・翰林學士葉夢得等の建言により、新たに設けられた經總制錢の稅目として「添酒錢」「添糟錢」「典賣田宅增牙稅錢」「官員等請給頭子錢」「樓店務增三分房錢」を挙げている(「建炎以來繫年要錄」に拠れば、同稅の制定は建炎三年(一一二九)。うち「典賣田宅增牙稅錢」は「不動産賣買・質入れ等の牙稅。賣買文書を官府に届け出て収める稅をいう。本錢も經總制錢に組み入れられて中央に上供された。」(中嶋敏『宋史食貨志詁注』(四)一三二

頁、注四五四、財団法人東洋文庫、二〇〇二年)。また「普通動産は別として、不動産や主要動産(田・宅・奴隸・牛・馬等)の取引は、牙人の仲介、および紅印(官印)を押された契約書の締結を要し、その際に牙契税(印税・契税ともいう)を課された。」

(中嶋敏『宋史食貨志訳注』(六)二一八頁、注一一、財団法人東洋文庫、二〇〇六年)。「宋史」卷一七九「食貨志」下一「所謂經總制錢者、宣和末、陳亨伯以發運兼經制使、因以為名。建炎二年、高宗在揚州、四方貢賦不以期至、戶部尚書呂頤浩・翰林學士葉夢得等言。「亨伯以東南用兵、嘗設經制司、取量添酒錢及增一分稅錢、頭子・賣契等錢、斂之於細、而積之甚眾。及為河北轉運使、又行於京東西・河北路、一歲得錢近二百萬緡、所補不細。今若行於諸路州軍、歲入無慮數百萬計、邊事未寧、苟不出此、緩急必致暴斂。與其斂於倉卒、曷若積於細微。」於是以添酒錢・添賣糟錢・典賣田宅增牙稅錢・官員等請給頭子錢・樓店務增三分房錢、令兩浙・江東西・荆湖南北・福建・二廣收充經制錢、以憲臣領之、通判斂之、季終輸送。紹興五年、參政孟庾提領措置財用、請以總制司為名、又因經制之額增析而為總制錢、而總制錢自此始矣。」「建炎以來繫年要録」卷二八、建炎三年十月「戊戌、令東南八路提刑司歲取諸色經制錢、赴行在。一曰權添酒錢。二曰量添賣糟錢。三曰增添田宅牙稅錢。四曰官員等請給頭子錢。五曰樓店務添三分房錢。其後歲取凡六百六十餘萬緡、而四川不與焉。」

(9)「古者羣飲者殺」『書經』周書「酒誥」「厥或誥曰。群飲、汝勿佚、盡執拘以歸于周、予其殺。」(孔安國伝)「其有誥汝曰。民羣聚飲酒、

不用上命、則汝收捕之、勿令失也。盡執拘羣飲酒者、以歸於京師、我其擇罪重者而殺之。」

(10)「今置官誘民飲酒」「置官」は官員を配置すること(黄義剛録は「張官置吏」に作る、(参考)参照。)ここでの官は、中央から地方に派遣される「監当官」を指す。「權酤」即ち酒の専売には官釀官売と民釀民売(民営を許可して税を徴収)が有った。うち官釀官売の法とは、官自らが諸府州縣鎮城内に酒務(權酤担当の小官司)を設置し、自ら釀酒・販売をすることをいう。中央からは監当官が派遣され、釀造販売あるいは酒税の実態を監督する。以上、斯波義信編前掲『中国社会經濟史用語解』「權酤」参照。「宋史」食貨志下七酒は、まず「宋の權酤の法」の書き出しに始まり、宋朝の「權酤」(酒の専売)の概要を示す。即ち、諸州城内に酒務(酒専売の政府機関)を置き、官酤(酒務による官釀官売法)と民釀(民間請負の民釀民売法)の二つが行われたことを記す。「中嶋敏『宋史食貨志訳注』(六)三頁、注一一、財団法人東洋文庫、二〇〇六年)。「宋史」卷一八五「食貨志」下七「酒」「宋權酤之法、諸州城内皆置務釀酒、縣鎮鄉閭、或許民釀而定其歲課。若有遺利、所在多請官酤。」「權」は専売、「酤」は酒の売り買い)。なお時期は前後するが、酒の官売に関わる文脈で、「置官」の語を用いた例を二つ挙げておく。『羣書考索』後集、卷五八、財用門「酒類」「武帝費用無度、凡遺利在民間者、網羅悉盡。獨於酒酤之利、若姑徐而未權。至天漢三年、始置官自賣、權取其利、以供國用。行之纔十四年、迨昭帝因賢良文學議而罷之、乃令民自賣、以所利而輪租。」

『大學衍義補』卷三十、治國平天下之要、制國用「征權之課」「元太宗立酒醋務坊場官權酷辦課」の条「臣按：夫天生五穀以為民食。民無食則死、少食則不飽。民不可以一日而不飽、而可以終身而不醉。上之人、何苦而必欲民之醉哉。乃至設務置官以司酒、至于所用為酒之麴、亦司之焉。殊不思所以為醉之具、即所以為飽之物也。去此以為彼、彼多則此少、必然之理也。」

〔参考〕

陳淳録の本条と以下の黄義剛録は内容が類似する。陳淳は庚戌（一一九〇）、己未（一一九九）所聞、黄義剛は癸丑（一一九三）以後所聞であり、陳淳の第二次師事期に黄義剛が朱門にあったことについては、既に指摘が有る。『朱門弟子師事年攷』一三八頁。この両条も、朱熹の同じ語をそれぞれが記録したものである可能性がある。『語類』卷二六、一一五条、黄義剛録（Ⅱの3）「義剛説。禮讓為國一章、添不信仁賢、拂百姓從己之欲等語。曰。此於聖賢本意不親切。一家讓、一國興讓。此只是說我能如此禮遜、則下面人自是興起、更相遜讓。如此、則為國何難之有。未說到那一人貪戾、一國作亂處在。如東坡說敦教化中一段、亦自好。其說雖粗、道理却是恁地。而今人好玄妙、剗地說得無形無影、却不如只粗説、較強。良久、歎息言。今日不能制民之產、已自不是。民自去買田、又更收牙稅、是甚說話。古人禁人聚飲、今却張官置吏、惟恐人不來飲。如此、却何以責人謙遜。」（「不信仁賢」は『孟子』「尽心」下、「拂百姓從己之欲」は『書經』「大禹謨」「罔拂百姓以從己之欲」）。

209 条

問。齊家治國之道、斷然是父子兄弟足法、而後人法之。然堯舜不能化其子、而周公則上見疑於君、下不能和其兄弟、是如何。

曰。聖人是論其常、堯舜是處其變。看他烝烝乂、不格姦、至於瞽瞍底豫、便是他有以處那變處。

且如他當時被那兒子恁地、他處得好。不將天下與兒子、却傳與賢、便是他處得那兒子好。

若堯當時把天下與丹朱、舜把天下與商均、則天下如何解安。他那兒子如何解寧貼。

如周公被管蔡恁地、他若不去致辟于商、則周如何不擾亂。他後來盡死做這一著時、也是不得已著恁地。

但是而今且去理會常倫。而今如何便解有箇父如瞽瞍、有箇兄弟如管蔡。未論到那變處。 賀孫

〔校勘〕

- 「斷然是」 朝鮮古写本は「斷」を「断」に作る。
- 「堯舜是處其變」 萬曆本、和刻本は「處」を「處」に作る。以下同じ。
- 「且如他當時被那兒子恁地」 朝鮮古写本は「被」を「彼」に作る。
- 「他處得好」 朝鮮古写本は「他却處得那兒子好」に作る。
- 「不將天下與兒子」 朝鮮古写本は「他不將那天下與那兒子」に作る。
- 「却傳與賢」 朝鮮古写本は「後却傳與那賢」に作る。

- 「若堯當時把天下與丹朱」朝鮮古写本は「若使堯」當時把个天下與丹朱」に作る（「堯」と「當」の間に一字分の空格有り）。
- 「舜把天下與商均」朝鮮古写本は「把」の下に「个」字有り。
- 「天下如何解安」萬曆本、和刻本は「解」を「解」に作る。以下同じ。
- 「他後來盡死做這一著時」萬曆本、和刻本は「來」を「來」に作る。成化本、朝鮮古写本は「著」を「着」に作る。以下同じ。
- 「而今如何便解有箇父如瞽瞍」萬曆本、朝鮮古写本は「箇」を「个」に作る。以下同じ。
- 「有箇兄弟如管蔡」朝鮮古写本は「弟」を「第」に作る。
- 「未論到那變處」朝鮮古写本は「到」字なし。
- 「賀孫」朝鮮古写本は「義剛」に作る。

〔訳〕

質問「齊家治国の道は、何と言つても、その父子兄弟が法るに足る存在であつて、それでこそ他者もこれに法る、ということにありましよう。にも関わらず堯や舜は自身の子を感化し得ず、周公はと言えば、上は主君（成王）に嫌疑を受け、下は自身の兄弟（管叔・蔡叔）を和ませることができなかったのは、一体どうしたことでしょう。」

先生「聖人は齊家治国の「常」（通常の場合）について説いたのに対して、堯や舜は齊家治国の「変」（変則的な場合）に対処したので。舜が「父に忝み忝ましめ（善へと導き）」、「姦に格らしめず（悪事に至らしめぬ）」、「瞽瞍、豫を底す（瞽瞍を喜ばせる）」に至ったのは、彼がその「変」の場に対処した事例である。

例えば舜は当時、自分のああいふ子によってあのような目に遭つたが、彼はそれにうまく対処した。つまり天下を自分の子には与えず、賢者に伝与したのは、まさに彼がああいふ子にうまく対処したところである。

もしも堯が当時、天下を丹朱に与え、舜が天下を商均に与えていたとしたら、天下はどうして安泰であり得ただろうか。彼らのああいふ子供たちも、どうして安寧であり得ただろうか。

周公なんかも管叔・蔡叔によつてあんな目に遭つたが、彼がもしもこれを商の地で処刑にしていなかったならば、周はどうして擾乱せず済んだであろう。彼が後に命がけてこの一手に打つて出た時も、やはり彼はやむを得ずにそうしたので。

しかしながら今は、まずは「常倫」の場合に取り組んでみることに。今、瞽瞍のような父を持ち、管叔・蔡叔のような兄弟を持つことなど、どうして有り得ようか。そんな「変」の場合などに、わざわざ論及することはないので。葉賀孫録

〔注〕

- (1) 「父子兄弟足法」『大学章句』伝九章「詩云。其儀不忒、正是四國。其為父子兄弟足法、而后民法之也。」朱注「詩、曹風鳩鳴篇。忒、差也。此謂治國在齊其家。」『大学章句大全』「新安陳氏曰。足法、家齊而可以示法於人也。民法之、國人取法於己也。」
- (2) 「堯舜不能化其子」堯の子の丹朱、舜の子の商均はともに不肖の故に父から帝位を譲られなかった。『孟子』「萬章」上「昔者舜

薦禹於天、十有七年、舜崩、三年之喪畢、禹避舜之子於陽城、天下之民從之、若堯崩之後不從堯之子而從舜也。…丹朱之不肖、舜之子亦不肖。」『史記』卷一「五帝本紀」「堯知子丹朱之不肖、不足授天下、於是乃權授舜。授舜、則天下得其利而丹朱病。授丹朱、則天下病而丹朱得其利。堯曰。終不以天下之病而利一人、而卒授舜以天下。堯崩、三年之喪畢、舜讓辟丹朱於南河之南。諸侯朝覲者不之丹朱而之舜、獄訟者不之丹朱而之舜、謳歌者不謳歌丹朱而謳歌舜。舜曰。天也。夫而後之中國踐天子位焉、是為帝舜。」『史記』卷二「夏本紀」「帝舜薦禹於天為嗣。十七年而帝舜崩。三年喪畢、禹辭辟舜之子商均於陽城。天下諸侯皆去商均而朝禹。禹於是遂即天子位、南面朝天下、國號曰夏后、姓姒氏。」『漢書』卷三六、楚元王伝「劉向」「雖有堯舜之聖、不能化丹朱之子。雖有禹湯之德、不能訓末孫之桀紂。」

(3) 「周公則上見疑於君、下不能和其兄弟」 武王の死後、周公が成王の摂政となつた際、管叔と蔡叔は周公に二心有りとの流言を広め、周公に討伐された。管叔は周公の兄、蔡叔は弟。『書経』周書「金縢」「武王既喪、管叔及其群弟乃流言於國、曰。公（周公）將不利於孺子。周公乃告二公（召公、太公）。曰。我之弗辟、我無以告我先王。周公居東二年、則罪人斯得。」（孔安国伝）「武王死、周公攝政。其弟管叔及蔡叔・霍叔、乃放言於國、以誣周公、以惑成王。…孺、稚也。稚子、成王。辟、法也。告召公太公言、我不以法、法三叔、則我無以成周道告我先王。」（蔡沈集伝）「辟讀為避。鄭氏詩傳言、周公以管蔡流言、辟居東都、是也。漢孔氏以為致辟

於管叔之辟、謂誅殺之也。」『史記』卷三五「管蔡世家」「管叔鮮、蔡叔度者、周文王子而武王弟也。武王同母兄弟十人。母曰太姒、文王正妃也。其長子曰伯邑考、次曰武王發、次曰管叔鮮、次曰周公旦、次曰蔡叔度、次曰曹叔振鐸、次曰成叔武、次曰霍叔處、次曰康叔封、次曰毋季載。」

(4) 「聖人は論其常、堯舜は處其變」 「常」は通常、一般的な場合。「変」は変則、特殊な場合。「常」と「変」はほぼ「経」と「権」に対応する概念。『語類』卷三七、陳文蔚録（Ⅲ 991～992）「因論經權二字、曰。…文蔚曰。經是常行之理、權是適變處。曰。大綱說、固是如此。」

(5) 「烝烝乂、不格姦」 『書経』虞書「堯典」「帝曰。咨、四岳。朕在位七十載、汝能庸命、巽朕位。岳曰。否德忝帝位。曰。明明揚側陋。師錫帝曰。有齔在下、曰虞舜。帝曰。兪、予聞。如何。岳曰。瞽子。父頑、母嚚、象傲、克諧以孝、烝烝乂、不格姦。帝曰。我其試哉。」（孔安国伝）「巽、順也。言四岳能用帝命、故欲使順行帝位之事。否不、忝辱也。辭不堪。堯知子不肖、有禪位之志、故明舉明人在側陋者、廣求賢也。師衆、錫與也。…諧和、烝進也。言能以至孝和諧頑嚚昏傲、使進進以善、自治不至於姦惡。」なお王引之は「克諧以孝、烝烝乂、不格姦」を「克諧、以孝烝烝、乂不格姦」と句読すべきだと述べている。『敬義述聞』三、尚書「以孝烝烝」

(6) 「至於瞽瞍底豫」 瞽瞍は、舜の父。『孟子』「離婁」上「舜盡事親之道、而瞽瞍底豫。瞽瞍底豫而天下化。瞽瞍底豫而天下之為父

子者定。此之謂大孝。」朱注「瞽瞍、舜父名。底、致也。豫、悅樂也。瞽瞍至頑、嘗欲殺舜。至是而底豫焉。」

(7) 「且如他當時被那兒子恁地」 「例えば舜は当時、自分のああいいう子によって、このようにされた(「こんな目に遭った」)。「且如」は、例えば。「被」は、受動態の文章において行為者を導く介詞。く、から(くされる)。行為者を示す語(この場合は「那兒子」の

後ろには、その行為者の行為を表す動詞が続く。この場合は「恁地」(「如此」)を「恁地做」(「此の如くす」)の意の動詞として解釈した。後出の「如周公被管蔡恁地」も同様に解釈した。ただし「被」を、こうむる、くされるの意の動詞として解釈する可能性もある。その場合は「那の兒子の恁地を被る」と読むことになる(訳は同じ)。被動を示す「被」はもとは動詞で、それが補助詞に転じたものである。太田辰夫『中国語歴史文法』二四四～二四五頁。

(8) 「不將天下與兒子」 「將」は、くを。

(9) 「若堯當時把天下與丹朱」 「把」は、くを。丹朱は堯の子。注(2)参照。

(10) 「舜把天下與商均」商均は、舜の子。注(2)参照。

(11) 「則天下如何解安」 「解」は、くでできる。

(12) 「如何解寧貼」 「寧貼」は「寧帖」とも表記し、安寧、平靜の意。『字海便覽』「寧貼トハ、ヤスンズルコトナリ。」「貞觀政要」「慎終」
「脫因水旱、穀麥不收、恐百姓之心、不能如前日之寧帖。」

(13) 「如周公被管蔡恁地」 管蔡は管叔と蔡叔。管叔は周公の兄、蔡叔は周公の弟。注(3)参照。

(14) 「若不去致辟于商」 「もし(管叔を)商の地で処刑しなかったならば」「致辟」は、殺戮する、誅殺する、処刑する。『書経』周書「蔡仲之命」「惟周公位冢宰、正百工。群叔流言、乃致辟管叔于商、囚蔡叔于郭鄰、以車七乘、降霍叔于庶人、三年不齒。」孔安国伝「致辟、謂誅殺。囚謂制其出入。郭鄰、中國之外地名。：罪輕、故退爲庶人、三年之後、乃齒錄、封爲霍侯。」蔡沈伝「致辟云者、誅戮之也。：囚蔡叔于郭鄰、以車七乘、囚云者、制其出入、而猶從以七乘之車也。」

(15) 「他後來盡死做這一著時」 「盡死」は、死を賭して、命がけで。『語類』一〇一、一五五、葉賀孫録(VII 258)「某看来、這道理、若不是拚生盡死去理會、終不解得。」「一著」は、戰略・戦法などにおける一手。『語類』卷一五、一七条、董銖録(1 282)「格物、是窮得這事當如此、那事當如彼。如爲人君、便當止於仁、爲人臣、便當止於敬。又更上一著、便要窮究得爲人君如何要止於仁、爲人臣如何要止於敬、乃是。」

(16) 「也是不得已著恁地」 「著」は、用いる。「著恁地」は、あのよくな手段を用いた、あのように出た。

(17) 「但是而今且去理拚會常倫」 「常倫」は、「常」も「倫」も同義で「常」の意。

〔参考〕

葉賀孫録の本条と陳淳録の以下の条は、内容的に類似する。葉賀孫録は辛亥(一一九二)以後所聞、陳淳は庚戌(一一九〇)、己未(一一九九)

所聞であり、陳淳の第二次師事期に葉賀孫との同席例があること

(二〇一五年十月一日受理)

は、既に指摘されている(『朱門弟子師事年攷』一九八頁)。この両条も、朱熹の同じ語をそれぞれが記録したものである可能性がある。卷

(うさみ ぶんり 京都大学大学院文学研究科教授)
(おがさ ともあき 京都大学国際高等教育院非常勤講師)

一五、二三三条、陳淳録(I 307)「毅然問。家齊而后國治、天下平。

(ちんゆうま 京都大学大学院文学研究科博士後期課程)

如堯有丹朱、舜有瞽瞍、周公管蔡、却能平治、何也。曰。堯不以天

(でん ほう 京都大学大学院文学研究科博士後期課程)

下與丹朱而與舜、舜能使瞽瞍不格姦、周公能致辟于管蔡、使不爲亂、

(なか すみお 京都府立大学文学部教授)

便是措置得好了。然此皆聖人之變處。想今人家不解有那瞽瞍之父、丹

(ふくたに あきら 京都大学大学院文学研究科博士後期課程)

朱之子、管蔡之兄、都不須如此思量、且去理會那常處。」

(まつばくみこ 京都大学大学院文学研究科博士後期課程)

(りょうめいひ 京都大学大学院文学研究科博士後期課程)

『朱子語類』卷一六(132~209条)、訳注担当者

132	〕	142	小笠 智章
143	〕	147	福 谷 彬
148	〕	156	松葉久美子
157	〕	168	陳 佑 真
169	〕	179	廖 明 飛
180	〕	189	田 訪
190	〕	200	宇佐美文理
201	〕	209	中 純 夫